

令和4年12月会議

小布施町議会会議録

令和4年12月5日再開

令和4年12月16日散会

小布施町議会

令和4年小布施町議会12月会議会議録目次

第1号（12月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○再開の宣告	3
○町長の挨拶及び議案の総括説明	3
○開議の宣告	9
○諸般の報告	9
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○審議期間の決定	10
○議案第62号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
○議案第63号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
○議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第65号～議案第67号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	13
○議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託	14
○議案第69号～議案第73号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	14
○議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
○陳情第2号の上程、委員会付託	16
○散会の宣告	16

第2号（12月8日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19

○欠席議員	19
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	20
○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○行政事務一般に関する質問	21
小林正子君	21
福島浩洋君	27
寺島弘樹君	32
小西和実君	44
渡辺建次君	48
大島孝司君	61
小淵晃君	68
○延会の議決	79
○延会の宣告	79

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83
○議事日程の報告	83
○行政事務一般に関する質問	83
中村雅代君	83
竹内淳子君	96
関良幸君	107
関悦子君	111

○散会の宣告	1 1 8
--------	-------

第 4 号 (12月16日)

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 2
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 3
○開議の宣告	1 2 4
○諸般の報告	1 2 4
○議事日程の報告	1 2 4
○常任委員長報告(議案)	1 2 4
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 2 7
○常任委員長報告(議案)	1 3 0
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 3 1
○常任委員長報告(陳情第2号)	1 3 2
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 3 3
○発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第75号の上程、説明、採決	1 3 4
○職場環境等調査特別委員会中間報告	1 3 5
○出納検査の報告	1 3 7
○散会の議決	1 3 8
○町長挨拶	1 3 8
○散会の宣告	1 4 0
○署名議員	1 4 1

令和4年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月5日(月)午前10時1分再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定について
- 日程第 3 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第63号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第64号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第66号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第67号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第68号 令和4年度小布施町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第10 議案第69号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第70号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第71号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第72号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第73号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第15 議案第74号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 日程第16 陳情第 2号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める

陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君
建設水道課長	林信廣君	建設水道課長 補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	持田宏君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 祢津貴子

再開 午前10時01分

◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

会議に先立ち、本会議から新たに議会へ出席要求した監査委員の紹介をいたします。

監査委員、持田 宏君です。

○監査委員（持田 宏君） 持田 宏と申します。これからよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林一広君） 以上で紹介を終わります。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

ただいまより令和4年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、12月会議と呼称いたします。

◎町長の挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和4年小布施町議会12会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残り1か月足らずとなりました。秋の紅葉も見頃が終わり、小布施町近隣の山々にも冠雪が見られるなど、冬の訪れを間近に感じる季節を迎えております。町民の皆様におかれましては、スタッドレスタイヤへの履き替えを進めるなど、本格的な冬に向けた備えを進められていることと思います。

新型コロナウイルス感染症については、長野県内では11月中旬から第8波と呼ばれる感染拡大期を迎えており、県内全域の病床使用率が高い水準となっております。その一方で、昨年度と比較し陽性者の重症化率が低下していることなどからも、国においても感染症分類について季節性インフルエンザ並みの第5類への変更が検討され始めるなど、新型コロナウイ

ルスと共存を前提とした社会経済活動の再始動が重要な局面を迎えております。

国・県における医療体制の再構築などから、9月26日以降は市町村ごとの感染者数の発表がなくなり、町内における新規感染者を把握することはできない状況となっております。自治会長の皆さんや様々な活動を再始動しようとされている皆さんから、日常に近い状況に戻りつつあるのか、自治会での懇親会の再開などに町が一定の方針を示してほしいという声もいただいております。

町では感染状況や参加する方のご希望を踏まえながらも、可能な限りの感染対策を行った上で様々な活動を開催、再開していただきたいと考えております。活動の再開に当たっては、自治会役員の皆様をはじめ多くの労力が必要となると思いますが、町内における交流機会の創出に向けて取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災について申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により消防技術大会が3年連続で中止となり、消防団員が火災現場等で的確に対応するための知識や技術を得られる機会が少なくなっていることから、去る10月30日に小布施町消防団主催により大勢の消防団員の皆様の参加の下、可搬ポンプ取扱い等の訓練が開催されました。コロナ禍に新入団員として加入した消防団員の皆様はもちろん、過去に大会等に参加し活躍された団員の皆様においても、じっくりと消防機器の取扱いを学ぶ貴重な機会となったようです。今後も小布施町消防団の皆様と協力しながら、いざというときに即応できる体制づくりに努めてまいります。

マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。

国では、来るデジタル社会の推進に向けてマイナポイント付与などの特典を設けながら、全国的にマイナンバーカードの普及促進を図っているところです。10月20日現在小布施町のマイナンバーカード交付率は38.5%、申請率は49.5%となっております。町ではさらなる取得促進を図るために申請サポートや時間外交付に加え休日交付も行い、仕事等で受け取りに来られない方の支援や、マイナンバーカードを保険証として利用する申込み等のサポートを行っております。また、申請をされていない方はお早めの申請、交付にご協力いただきますようお願いいたします。

農業振興、商業振興について申し上げます。

コロナ禍ではありますが、少しずつ経済活動が動き出している中で、9月24日から25日には戸田市、戸田商工祭へ3年ぶりに新規就農者グループが参加し、リンゴ、秋映やしなのス

イートの販売を行いました。待ちかねていた小布施のファンの皆様で大いににぎわったとの報告を受けております。

10月15日から16日には、町でも令和元年東日本台風災害やコロナ禍で中止が続いていた小布施六斎市が4年ぶりに開催いたしました。好天に恵まれ、町内外問わず大勢のお客様においでいただき大変にぎわいました。参加された皆様方からは、よくやった、この六斎市は開催しなくちゃ駄目だという多くの前向きなお声をいただき、改めて開催を決断してよかったと感じております。

また、11月5日から6日の2日間にわたり香川県宇多津町、宇多津秋の大収穫祭に私と町職員が参加させていただきました。この収穫祭も3年ぶりの開催であり、販売開始から大勢のお客様の行列ができました。コロナ感染症終息は先行き不透明ではありますが、感染対策を踏まえながら農業振興、販売拡大支援を今後も進めてまいります。

商業振興につきましては、「みんなでおぶせ応援券」事業は販売開始から約1週間後の11月8日には、小布施町内者向け、町外者向け、合わせて2万1,000セットが完売いたしました。町外者の販売は小布施ならではの新しい企画で販売方法、広報に苦慮いたしましたが、大きな混乱もなく多くの皆様にご利用いただいております。町民の皆様にはこの機会を利用して、ふだんから利用している近隣のお店はもちろん、新しいお店の開拓なども楽しんでいただき、町内での消費喚起にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

11月12日には、3年ぶりに東京小布施会ふるさと交流会が開催されました。コロナ禍での開催ということで、東京会場と小布施会場をリモートで結びながらでの交流会でしたけれども、東京会場には約50名の参加者があり、町政の2年間に関わる報告や小布施女性コーラスの皆様による「小布施への道」などの映像などが流れ、和やかに開催をされました。来年は町民の皆様と共に東京に出向いて、東京小布施会ふるさと交流会に参加できることを願うばかりです。

冬の除雪体制について申し上げます。

いよいよ冬本番を迎えようとしております。住民の皆さんが冬期間にも安全に移動できるよう、11月30日に除雪対策会議を開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、依然として建設業が厳しい状況に置かれております。除雪作業従事者の高齢化に伴い、昨年より1台除雪車が減車することとなりましたが、新たにタカノウラの企業が1台除雪にご協力いただくこととなり、除雪車については昨年同様27台ご協力をいただくこととなりました。ご協力いただきます企業の皆さんに御礼を申し上げます。

今年の冬は降雪が多いと予想されます。いざというときにしっかりと対応できるよう、気を引き締めて取り組んでまいります。

健康、福祉について申し上げます。

新型コロナワクチンの接種については、町内の医療機関や住民の皆さんのご協力により、順調に進展していると考えています。2回目の接種が済んだ9,086人を対象として、オミクロン株対応ワクチンの接種を進めております。今後、国の通知に従い希望する皆さんができれば年内に円滑に接種できるよう取り組んでまいります。

冒頭でも触れましたとおり、長野県内では感染が拡大しており、新たな変異株の確認や年末年始の人の流れの増加に伴い、今後ますます感染が広がってしまうのではないかと懸念されております。特に季節性インフルエンザなどの流行時期とも重なりますので、引き続き基本的な感染予防策の徹底とワクチン接種にご協力をお願い申し上げます。

なお、11月会議でお認めいただきました価格高騰対策では、国が行う電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯当たり5万円は、対象となる住民税均等割を非課税世帯のうち約550世帯に対してお知らせを送付いたしました。受給口座に変更がなければそのまま12月26日に支給する予定です。

さらに、一定の確認が必要な皆さんには確認書を送付いたしました。返信が確認できた世帯から順次支給手続を進めてまいります。また、長野県が行う生活困窮世帯緊急支援金、1世帯当たり3万円についても同様に作業を進め、確認書を送付してまいります。県の給付については若干時間がかかっておりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、町が進めている価格高騰対応生活者支援事業費の小布施生活応援券事業ですが、11月29日までに約4,000の全世帯へ発送準備が整い、今後、各ご家庭に順次お届けされる予定です。電気やガス代、食料品などの価格高騰で家計の負担が増している中、お配りしました商品券をご利用いただき、少しでも生活のご支援になれば幸いです。

教育文化関係について申し上げます。

宝生流能楽師シテ方の佐野 登先生とのご縁で始まりました第8回「おぶせ能」公演が、今年も文化庁のARTS for the future! 2の助成をいただき、11月27日に北斎ホールで開催されました。

当日は本公演の能に「葵上」、狂言「隠狸」、仕舞「岩船」、「融」、町民参加型の弓八幡、子ども教室の児童の皆さんによる能楽「西王母」、そして、子ども教室のOB、OGの皆さんも加わった舞囃子「鶴亀」と多彩なプログラムが披露され、小布施の晩秋に彩りを添

える舞台となりました。能公演にご尽力いただきました実行委員の皆さんに、心から御礼を申し上げます。

同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくし、一人一人が大切にされるまちづくりを進めるため、第48回人権フェスティバルを11月3日に北斎ホールで開催いたしました。町民の皆様にも大勢ご参集いただき誠にありがとうございました。

当日は開会行事及び人権同和教育啓発ポスター・作文・標語の入選者表彰、優秀作品の発表後、ダイアログ・ジャパン・ソサエティ代表理事の志村季世恵さんを講師に招き、「出会いと対話でよりよい社会に」と題し講演をいただきました。引き続き町民一人一人の人権が尊重される明るいまちづくりを目指して、多くの学習機会を設け啓発事業に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

おぶせミュージアム・中島千波館では、12月9日から収蔵品展を開催いたします。小布施町ゆかりの作家や美術品に関する作家の作品のほか、新収蔵となる作品も公開いたします。なお、町内にお住みの65歳以上の方は無料で入館できますので、大勢の皆さんのお越しをお待ちしております。

令和5年度予算編成方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、世界的な異常気象など不安定な経済情勢が続く中、小布施町が小さな町のメリットを最大限発揮し、次の小布施町の姿を確固たるものにしていくため、令和5年度予算編成に当たり、私の公約であります「全ての人にとって豊かで幸せな町に」を実現するために具体的な事業を予算化、重点化し、新たなまちづくりを着実に推進してまいります。

また、「第6次小布施町総合計画」の4年目を迎え、各種施策、事業の進捗状況と成果を確認しながら、次期計画へのステップとなる予算編成に取り組んでまいります。加えて重点施策、事業の確実な実現のため各課の横の連携を密にし、予算の選択と集中、限られた財源でより効果的な施策の運営と好循環を目指します。

これまで町民の皆さんとの協働のまちづくりの中で培ってきた経験や、小布施町にお越しいただく多くの皆さんから学んだ知恵・行動力を最大限に発揮し、小布施町であるからこそできる事業の展開を目指してまいります。

本日提出いたしました議案について、総括説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、一部改正条例6件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件、東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について1件の計13件です。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、地方公務員法の一部改正により現在、60歳になっている定年を段階的に65歳まで引き上げることに伴い、関係法規を改正するものです。

小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙法施行令の改正により、議会議員選挙及び町長選挙に係るビラやポスターの作成費用の公費負担について、国に合わせて金額を改定するものです。

小布施町職員定数条例の一部を改正する条例は、行政課題に適切に対応できる職員体制の構築に向けて、条例に規定する職員定数を改正するものです。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、令和4年人事院勧告に基づく法律の一部改正や長野県人事委員会勧告に準拠し、給料や期末手当等について改正するものです。

令和4年度一般会計補正予算（第6号）は、6,840万7,000円を追加し、補正後の予算額を65億6,283万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金574万4,000円、同じく国庫補助金返還金26万6,000円、商工振興費の経営健全化資金保証料補給金709万9,000円、道路新設改良費980万円、「画狂人北斎」公演事業費に600万円のほか、人事異動や人事院勧告に伴う給与費の変更、会計年度任用職員報酬額の増額などです。

歳入は、個人町民税の課税所得金額の増に伴います町税6,000万円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金405万円などです。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、62万2,000円を追加し、補正後の予算額を13億9,025万6,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、3,551万7,000円を追加し、補正後の予算額を12億476万5,000円とするものです。

下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、13万7,000円を追加し、補正後の予算額を4億6,139万3,000円とするものです。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、366万2,000円を追加し、補正後の予算額を2億5,870万4,000円とするものです。

水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出を441万減額し、補正後の支出額を1億

9,386万4,000円とするものです。

以上、議案について総括説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月会議最終日に人事案件などの追加議案提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情の受理について報告いたします。

令和4年11月10日付で、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子君から安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書に関する陳情書1件の提出がありました。

陳情書は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります

ので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第117条の規定により、議長において

3番 関 良 幸 議員

4番 竹 内 淳 子 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

12月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

12月会議の運営につきまして、11月28日に議会運営委員会を開催いたしました。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日12月5日から12月16日までの12日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、12月16日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月会議の審議期間は12日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第3、議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第62号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第4、議案第63号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第63号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、議案第64号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第64号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、お手元へ配付いたしま

した議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第65号～議案第67の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第6、議案第65号から日程第8、議案第67号までは、人事院勧告に関する給与等の関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第65号から議案第67号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第65号から議案第67号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号から議案第67号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表の

とおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第9、議案第68号 令和4年度小布施町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第68号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第69号～議案第73号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第10、議案第69号から日程第14、議案第73号までは、特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第69号及び議案第70号について、理事者から提案理由を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第69号及び議案第70号についての説明が終わりました。

続いて、議案第71号から議案第73号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第71号から議案第73号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号から議案第73号までについては、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号から議案第73号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第15、議案第74号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第74号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第16、陳情第2号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書に関する陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第2号は議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

令和4年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第2号)

令和4年12月8日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君

建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	柝 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

出席総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。

一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

最初に、諸物価軒並み値上げのこの冬、生活支援のため灯油代補助を求めます。小布施町

の住民にとって冬期の暖房は欠かせません。その中で最も手軽な灯油の価格は今年も昨年以上となっており、家計への負担が心配されます。その上、諸物価の値上がりが続いています。昨年を上回る規模での灯油代補助を求めます。

2022年11月現在の長野県灯油価格は18リットル2,150円となっています。円安やロシアのウクライナ侵略の影響が強かった3月から6月は2,260円台でしたからやや落ち着いたとはいえ、それでも高かった昨年11月の2,120円を超えています。昨年を上回る暖房費が心配されます。ご承知のとおり、食料品の10%、15%と軒並みの値上げが続いています。さらに、来年早々にさらなる値上げが予定され、電気料金の値上げも予告されています。国が発表した消費者物価指数は昨年10月からの1年間で3.7%の上昇となり、一方現役世代の実質賃金はマイナス2.8%と発表され、年金も減額されています。様々な世論調査でも70%、80%の方が生活が苦しくなったと回答しています。その上、信州では冬季の暖房費が大きな負担です。欠かすことのできない生活必需品である灯油への補助が町民の基本的な生活を営む上で大変大事です。町民が安心した生活を送ることができるように福祉灯油をぜひ要望します。昨年も小布施町は福祉灯油を実施しましたが、今年の経済状況により、昨年を上回る1万円の灯油代補助をしていただきたい。また灯油代補助の範囲を広げていただきたい。

前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私から小林正子議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

昨今の電力・ガス・食料品等の高騰を受け、国では電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金を行うこととし、全国の自治体に実施を求めました。町では、小布施町議会11月会議において議決をいただき、健康福祉課地域福祉係が準備を進めてまいりました。11月会議でもご説明申し上げましたとおり、住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯を含み、712世帯を対象に1世帯当たり5万円の給付を予定しています。準備の都合で申し訳ございませんが、年内には支給ができるようにと事務を進めているところでございます。

さらに、長野県も生活困窮世帯緊急支援金を準備していただきました。住民税所得割非課税世帯と家計急変世帯を含み、270世帯を対象に1世帯当たり3万円の給付を予定しているところでございます。対象となる世帯に対しては早期にご案内してまいります。健康福祉課地域福祉係が国・県と合わせ事務を進めていることから、給付事務による誤りをなくしてい

くため、国給付を先行し、事務を進めているところでございます。この2つの給付事業については、町報12月20日号で詳細をお知らせしてまいります。県生活困窮世帯緊急支援金の支給は1月末になってしまいますが、ご理解をお願い申し上げます。

また、同じく議会11月会議において議決をいただきました小布施町価格高騰対応生活応援券事業実施要綱に基づく生活応援券は企画財政課企画交流係において事務を進め、既に作業を完了し、町内全世帯の世帯主の皆さんに生活応援券をお送りしたところでございます。

これらの対策によりまして、価格高騰対策としての支援が実施できているところと考えております。現時点では新たに町独自の購入補助を実施することは考えておりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまの答弁で、国・県により8万円の補助が出るということで、それも712世帯、全町民には出るわけではありません。

それともう一つ、小布施町が生活応援金4,000円の商品券をいただきました。これは大変ありがたいことです。それで私は今、小布施町でも灯油代補助の範囲を昨年までは5,000円、それも住民税非課税世帯ということで行われてきましたが、今年はそれを上回る金額でお願いしたいということで、それも住民税非課税世帯だけではなく、範囲も広げていただきたいということを質問しました。そういう点では大変不十分な答弁だったと思います。どうして昨年を上回る範囲を広げることができないのか。

それと、1万円の灯油代補助で、先ほど町の生活応援券が4,000円出ているという点ではまだ6,000円の不足があります。そういう点でどのように考えているのか、再度答弁を求めます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまのご質問でございますが、1万円を求められている中4,000円にとどまっているというようなことでございますけれども、町としましては、応援券という形で住民税の課税非課税にかかわらず全町民の皆さんを対象に支給させていただいているところでございます。金額の多寡については大変恐縮なところはございますが、ご理解をいただければと思っております。

さらに、今現在国のほうで行っているものについては9月末に国のほうから通知が出ておりますけれども、その中で、物価、賃金、生活、総合対策というところで検討をなされ、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得

世帯に対して1世帯当たり5万円ということで支給の方針が示されたところでございます。こういったことを踏まえまして、全国的におおむね必要な支援が出されているというふうに考えておりますし、県においても同様に住民税の所得割の課税世帯に対して準備をさせていただいています。町としましては、先ほどの繰返しですが、応援券という形を取らせていただいております。そのようなところで、必要な対策はほぼ達成されてきていつつあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 私のほうから生活応援券の点につきまして、補足という形で説明させていただければと思います。

先ほど、永井課長のほうから答弁もございましたとおり、新たにおぶせ生活応援券ということで、町民のお1人当たり4,000円の生活応援券を世帯主の方に世帯人数分としてお送りをさせていただいております。この生活応援券につきましては、議員ご承知のとおり、町内の事業者で灯油に限らず食料品あるいはそれ以外の生活用品など、店舗を限定せず、町内の登録いただきました事業者のほうでお使いいただくということで、全体の物価高騰に対応した生活支援という観点で今回応援券のほうをお送りさせていただいております。

もう既に生活応援券が届いているご家庭もございますが、4,000世帯に配布ということで、遅くとも3週間、4週間かかるというふうにも郵便局さんから言われておりますが、いずれにしても年内には各ご家庭に届くような形で今進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めに入ります。

带状疱疹予防ワクチンの接種に助成を求めることについて質問します。

带状疱疹は80歳までに3分の1の人が発症する病気とされています。水ぼうそうのウイルスが神経節に潜入、潜伏した状態で体内に残り加齢、疲労、ストレスなどで起こる免疫力の低下によって発症するとされています。

体の片側にぴりぴりした痛みが走る。あるいはかゆみなどの症状から始まりますが、発症の発見が遅れると痛みが後遺症として残ることがあります。予防ワクチンの接種が効果的とされています。任意接種となっているため、あまり接種が進んでいないため、带状疱疹後遺症に苦しむ高齢者が増えています。町としてワクチン接種に助成を求めます。

带状疱疹と分らずに診察を受けることが遅れると、痛みが長引いたり後遺症の痛みに苦しむ確率が高くなったりします。50歳から带状疱疹予防接種を受けることができます。2か月間隔で2回の接種ですが、予防接種法で指定されていない任意接種のため全額自己負担となっていて、1回の接種に約2万円ほどかかります。不活化ワクチンは予防効果が高く97.2%とされています。予防を進めるために、50歳以上の方が带状疱疹ワクチンの接種を受けられるように、町の助成補助を要望します。

助成自治体が増加しています。この11月から助成を始めた千葉県鎌ヶ谷市では、接種1回につき予防接種費用の2分の1、上限5,000円を助成する。助成は2回までとしています。小布施町での助成実施に強く要望します。町の考えはどうか、答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまの带状疱疹予防ワクチン接種に助成をということのご質問について、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、ご質問のとおり、ワクチン接種には定期接種と任意接種の2種類がございます。定期接種のワクチンで予防する疾患は感染力が強く、発病した場合の健康被害が大きくなるため、社会や集団で予防する必要があり、国が接種を勧奨し、市町村が接種を行わなければならないとされています。そのため、公費負担と一部自己負担を求め進められているところがございます。

任意接種のワクチンは、国が使用することを認めているものの予防接種法で規定されていないワクチンのことで、個人が接種をしたほうがよいと判断したときに接種するワクチンでございます。そのため費用は原則自己負担ということでございます。

ご質問いただきました带状疱疹の予防ワクチンは、50歳以上の方を対象に水痘ワクチンの接種または带状疱疹ワクチンの接種を受けることができます。任意接種のため、全額自己負担での接種となります。带状疱疹予防のためのワクチン接種のための費用助成については、県内では2自治体で令和4年度から、今年度から開始されているというふうに確認をしております。ただ、近隣の市町村では残念ながら費用助成を実施している市町村はありません。

带状疱疹ワクチン接種の助成については、感染力や健康被害など社会的影響を考えているところでありまして、町ではこれまでのところ検討はしてきていない経過でございます。带状疱疹ワクチンの効果や安全性などにつきましては、带状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性などから接種に最適な対象年齢と期待される効果、それから安全性などについての議

論が国の厚生科学審議会において行われているというふうに確認しております。その中で定期接種化についても検討が進められているというふうに確認しておりますので、大変恐縮ではございますが、今後の国における带状疱疹ワクチンの定期接種化について、動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 私は、带状疱疹にかかって大変苦しんでいる方たちをお伺いしております。それで、この带状疱疹にかかると最初は带状疱疹ということが分からず、放置したり病院でもなかなか発見されずに、違う治療をし続けて痛みがどんどんひどくなっていくという例もお聞きしています。そういう点で50歳からのワクチン接種を受けられる方がなるべく多くなったほうがそういう苦しみから逃れることができると思います。そういう点では、ぜひ町としてワクチン接種に助成をしていただきたいというふうに思うんです。

ワクチン接種を行うと、97.2%の方が带状疱疹にかからなくても済むというような研究も出ていますので、国が带状疱疹を出す前に小布施町としてもなるべく早く带状疱疹ワクチンに対する補助をお願いしたいと思うんです。それは地域とかいろんな点であると思うんですけれども、やはり50%ぐらいの補助は出していただきたいと思いますが、そういう点ではどのように考えていますか。答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまのご質問でございますが、大変地域で苦しんでいる方がいらっしゃる。また、病院でもなかなか発見が難しいということでしょうか。ちょっと自分自身で感染したことがないので大変恐縮ですが、そこら辺の苦しみとか理解が届かず申し訳ないところでございます。ただ、町としましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、町全体でまたは集団で予防する必要がある疾患、病気なのかどうかということが重要なかなというふうに現在は考えておまして、そういった医療の専門的な知識のことについてはやはり国なりの議論を待って判断すべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） おはようございます。

通告に従い、1件4項目の質問を行います。

観光の町小布施のトイレの改革はについて。

観光で訪れるお客様やおぶせミニマラソンランナー等の方々に100万人を自負している我が小布施町、9月から11月の六斎市や連休中、そしてこれから訪れる観光のお客様におやき、栗のスイーツ、果物、地酒を、また各美術館に大勢の老若男女が各駐車場を利用して、また長野電鉄を利用してコロナ感染の中にもかかわらず来ていただいております。

しかしながら、観光の町として各所に設置のトイレが大変みすぼらしいというよりも恥ずかしいぐらい貧弱なところがあります。利用されている方に何うと、トイレについては観光地で和式はどうか、換気が悪い、臭い、きつい、もう少しスマートで観光地らしいトイレがあってもよいのでは。トイレトペーパーがなくなっている、予備を多めにとの声がありました。10月の六斎市のにぎわい時には、一部で順番待ちの混雑があり、その後かなり汚れておりましたが、清掃の方々は大変ご苦労さまでした。

そこで質問をいたします。

1、栗ガ丘小学校校庭、プール横のトイレは、入り口が南向きでいつもグラウンドの砂ぼこりや落ち葉が南風に乗って引き込み、汚い。壁もペンキが剥がれたり、見た目も悪く、女性が使用するには勇気が要ると思います。新しく建て替え、スマートなトイレにしてはどうかと思うが、その考えは。現在の状況では清掃をしていただいている方もやりがいがないと思います。観光立町の町としての考えは。

2番目、総合体育館内の男女のトイレは和式便器で、さらに換気が悪く、体育館入り口からも臭いが臭ってきます。先日久しぶりに開催の六斎市では、女性や子供たちは敬遠して、表にあるトイレが大混雑していました。体育館の練習時や交流試合やその他の開放時にも、参加者からもぜひ洋式トイレ、ウォシュレットや疑似音ほかの希望や障害児にも使える清潔で安心のトイレの対策としての声がありました。町行政として、町民にどのように考えるか。

3番、長野電鉄、都住駅付近にあります第7コミュニティ、旧都住派出所内にある既設のトイレの改修について伺います。1つの案として、駅を頻繁に利用する学生や地元住民はも

ちろんのこと、ブラブラ農村歩き体験ができる観光客への後押しができたらと思い、外からも入れるウォシュレットを伴った男女別々の洋式トイレを設置し、公衆的なものとして利用できるよう提案いたします。町の考えを伺います。

4番目、小布施町全体においてトイレの数が少ないと思われる。もっと目立つところに清潔でスマートなトイレを分かりやすく設置するのも観光の先端に行く小布施と考えるが、いかがでしょうか。先日、三陸地方の各市町村に視察研修に伺いましたが、各庁舎ほか施設のトイレは明るく開放的でした。

以上、質問いたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、福島浩洋議員の観光の町小布施のトイレの改革はということで、4項目にわたりご質問いただいておりますが、始めの2項目につきまして私のほうよりご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の栗ガ丘小学校プール脇のトイレの建て替えの考えはとのご質問でございます。

現在、栗ガ丘小学校プール脇のトイレは平成4年3月に建築、学校施設として管理をし、清掃は児童が行っております。男子トイレは小便器が3つ、大便器は1つ、和式で、女子トイレは大便器2つ、和式であり、男子トイレと女子トイレの間に多目的トイレ1つ洋式という造りになっております。学校においてはプール授業のときにはプール内にトイレがあり、体育館使用の場合にも文化体育入り口にトイレがありますので、学校施設であります。教員、児童が使用することが少ない状況であります。

また、近年町民運動会等の行事においても図書館、役場庁舎、北斎ホール等のトイレを利用する方が多く、議員ご指摘の施設の老朽化もそのような要因になっていると考えます。現在は、グラウンド利用者の方が使用するケースはあるものの、基本的に冬期間中12月から3月は凍結防止のためトイレを閉鎖しております。したがって、学校施設ではありますが、学校での必要性は低い状況であり、今後、公衆トイレとして位置づけをして活用していくのか、その上で改修を行うか否か、町としての方向性を検討していきたいと考えております。

2点目の、総合体育館内のトイレを清潔で安心のトイレとの声に対して町の考えはとのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、総合体育館のトイレにつきましては昭和58年の建築からじき40年が経過し、男子トイレは小便器4つ、大便器2つ、和式で、女子トイレは大便器4つ、和式3つ、洋式1つであり、和式便器であること、臭気も気になることなど、老朽化に伴い、不便さや様々な支障が生じてきております。なお、多目的トイレは後で設置しましたので、洋式便器、ウォシュレット対応であります。体育館内のトイレにつきましては計画的に改修を進めてきており、昨年度はトレーニングセンターの大規模改修工事に合わせ、館内のトイレの洋式化を図りました。また、北部体育館につきましては多目的トイレが洋式化となっております。利用される皆さんに快適に使用していただくためにも、改修につきましては前向きに考え、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

〔住民税務課長 須山和幸君登壇〕

○住民税務課長（須山和幸君） おはようございます。

私のほうから3点目、4点目の質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、3点目の第7コミュニティ、都住地区コミュニティセンター内にある既設トイレの改修についての質問にお答えいたします。

都住地区コミュニティセンターは、会議のほか高齢者を対象とした脳のリフレッシュ教室やお茶のみサロン事業、また、地域住民のサークル活動での利用があり、地域住民が集い、様々な活動ができる地域の拠点として活用されております。コミュニティセンター内にあるトイレは、男女兼用の洋式1基であり、バリアフリーではなく、高齢者や体の不自由な方が使いづらい状況にあります。事務員の方にお聞きすると、都住駅を降りた国内外の観光客や隣の中子塚神社へ遠足に来た幼稚園や保育園の園児がトイレや洗面を借りることもあるとのこと。都住駅周辺は農村風景が広がりウォーキングや散策に適し、また、雁田山周辺には多くの神社仏閣があり、町の歴史や文化を知る上で貴重な地域であります。しかし、駅には休憩する場や水飲み場がなく、トイレもくみ取り式で衛生的に使いづらい状況にあります。所有者である長野電鉄においては改修する予定はないとのことであります。

駅は、通勤や通学で利用する人をはじめ、観光で小布施町にお越しいただいた方にとっての玄関口でもあり、その町を印象づける重要な場所であります。議員ご提案のコミュニティセンターの外からも入れる公衆トイレへの改修につきましては改修等により駅前の活性化や利便性も図られることから、地元自治会や地域の皆さんなどとも協議しながら改修等に向け

今後検討してまいります。

続きまして、4点目の町内のトイレが少ないこと、もっと目立つところに清潔でスマートなトイレを分かりやすく設置する考えはどの質問にお答えいたします。

トイレは、生活する上で欠くことのできない空間であります。商行施設ではお客さんをつかむための重要なサービスの一つとして位置づけられております。商行施設や鉄道の駅、サービスエリアなどの公共的なトイレは従来の用を足すというイメージから脱却し、高齢者や体の不自由な方はもとより、親子連れにも配慮した快適なトイレに改善されてきております。

町内には、公園トイレを含め18カ所の公衆トイレがあり、老朽化している公共施設のトイレを順次改修しているところであり、平成26年度には町営グラウンド、松村駐車場トイレを改修したところです。この松村駐車場トイレはユニバーサル対応など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取組が行われている観光地の公衆トイレとして、県より信州まごころトイレに認定されております。平成28年度には総合体育館前、昨年度は浄光寺前の公衆トイレを改修しました。しかしながら、和式であったり、洋式でもウオシュレットが設置されていないトイレやバリアフリー対応できていないトイレもあり、利用される方のニーズに合っていないのも現状であります。

今後は、公共施設、個別施設計画等に基づく改修を進めるほか、住民の方や観光客の利便性等を考慮しながら、必要な個所に適正に配置できるよう、充足していない地域への新設を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） それでは再質問いたします。教育次長に2問、住民税務課長に2問の計4問を質問いたします。

ダブるかもしれませんが、プール脇のトイレについては教育委員会の所管でなくなってしまうということを考えると、町としての方向性の検討は誰が行うのか。例えば町民運動会や消防競技大会等々には大変な利用度が大きい。町として早急に解決すべきということも思いますが、今の答弁ですと、あのトイレはもうなくしてしまう、更地にしてしまうという考えのほうが強いのかどうか、お聞きします。

それから、総合体育館についてはスポーツイベントや六斎市等の様々な催しものでは、観光立町の見せ場としてトイレはあると思うんですが、この見せ場がなくて、相変わらずああいう臭いにおいがする汚いトイレなんですけれども、これについてももう少し前向きな回答

えができないのかどうか、ご返事願いたいと思います。

それから、3番目の第7コミュニティのトイレにつきましては、地元自治会や住民から再三町のほうに要望があるというふうに聞いておりますが、現実というか実現に向けてはどのようなスケジュールで進めるのか、お聞きします。

それから、4番目につきましては、令和4年度、令和5年度で小・中のトイレも改修され、ウォシュレットつきの洋式に替わりますが、ハイウエーオアシスやスマートインター等々もお話があって改修されておりますけれども、様々な観光やスポーツイベントが開催される小布施町としてはこれからは外国人がかなり増えてくるような気がするんですが、そのためにもスマートできれいなトイレは優先必須事項と思われませんが、その辺はいかがなんでしょうか、お聞きします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、福島議員の再質問のお答えをさせていただきます。

まず、最初の現在のトイレをなくしてしまうのかというご質問でございますけれども、先ほどのご答弁でも申し上げましたが、学校の利用としては頻度が少ないわけでございますけれども、今グラウンドを利用される方、あるいは今放課後の子ども教室や児童クラブの児童が利用されるということもございますので、その辺はあのトイレがなくなってしまうとやはり不便性が生じてしまうのではないと思っております。しかし、今の学校のトイレという位置づけではなく、議員ご指摘の公衆トイレとして、町としてあの場所に残していくということに関して今後検討していきたいというふうに考えてございます。

あと、総合体育館のトイレでございますけれども、先ほどの答弁繰り返しになりますけれども、もう40年経過しておりまして、大変臭気等も議員ご指摘のとおり、におうわけでございます。その辺、やはり総合体育館、町の中で行われる様々な大会の主会場的な部分になっておりまして、町民の皆さん、また町外の皆さんもあの体育館で競技をしていただくことが多いわけでございますので、こちらにつきましては、現在これから予算の査定が入っていくわけでございますけれども、教育委員会としましては、来年度改修に向けて予算づけができればということで考えてございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、私のほうから3点目の地元自治会、コミュニティセンターに係る地元自治会からの要望等に基づくスケジュールということのご質問にお答え

申し上げます。

先ほど、議員のほうからご指摘ありましたように、地元自治会からの要望ということだけでいただいているということ、ちょっと担当課にもこれから詳細に確認するわけですが、当然先ほど申し上げましたとおり、都住駅につきましてはあの駅に周辺にトイレがないのは事実でございます、通勤通学の皆さんの不便は感じているところであります。そのような中で、今後のスケジュールということでもありますが、ちょっと来年度の予算に要求できるかどうかまだこれからになるわけですが、なるべく早めにスケジュールを立てまして、早期に設置できるよう検討してまいりたいと思っております。

あと、4点目の外国人が増えて、スマートなトイレの設置をということでございますけれども、当然外国人の方、和式であったり汚いトイレというのはやはり敬遠する、私たちでもそうではありますが、敬遠するところであります。その中で先ほど申し上げましたが、必要な個所に適正に配置できるよう、町内の状況を見極めながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） あらためておはようございます。

それでは、じゃ私のほうから、いよいよ先ほど来答弁をいただいておりますけれども、各課長のほうからいただいておりますけれども、来年度に向けた予算化、予算のこれから編成作業が始まるというようなことで、私のほうは新年度に向け、さらなる取組をお願いをしたいというようなことから、何点か質問を用意をさせていただいております。

まず、行政事務のデジタル化に向けた取組というようなことでありますが、もう昨今、地方行財政における厳しさとかそういった課題、これはもう非常に取り上げられているとありますけれども、長い歴史といいますか、久しいものがあるというような形で承知しております。

小布施町においては、こういった町民、住民の利便性を図るというようなことから税務部門、RPAというような形の中でいろいろ効率化を目指して、そういった事務改善等も進められているというような形で承知をしております。その中でやはり行政事務の中、一番中枢と申しますか中心となるのはこちらは新入、新しく入ってこられた職員であれ中堅の社員であれ、まずはやはり相手方との口約束と申しますか契約、そういったものは非常に大事なかなというようなことで、ちょっと骨格的な行政事務の中でデジタル化はこれからしっかり進めていかなきゃいけないだろうというような形で考えて質問しているわけです。

契約の手続について、これからちょっと詳細にというか申し上げたいんですけれども、皆さんご承知のとおり、公共工事については契約書というような形の中で、非常に分厚いといえますか厚い契約書、仕様書がくっついたりしますとかなりの厚みが出てくるわけです。さらには変更契約、またさらに第2期の変更契約等々そんな契約書の厚みもそうなんですけれども、やはり電子契約というような形の中で、皆さんもご存じかと思いますが、既に自治体の中では先進的といえますか取組を始めているようなところも承知をしているんですが、その中で電子契約のメリットについて皆さんも、私通告をいたしましたのでそれぞれいろいろ勉強といえますか勉強されたとは思いますが、まずは印刷製本、さきに言いましたこの分厚い契約書というような形の中ではならない。要するにペーパーレスです。

印刷製本に係る手間暇、それから収入印紙も要らなくなると。契約額に応じて印紙の額もそれぞれ当然違うわけなんですけれども収入印紙、それからいわゆる職印と言われる町長印、代表者印、相手方の代表者印、ペーパーレスになるおかげでそういったものの省略といえますか、効率化というものも図られるというような形であります。

何よりももう一つのメリットとすれば、国の昨今ちょっとだいぶ前です、もう問題になりましたけれども、契約書といえますか書換えというようなこともそれはなかなか起きにくいと。履歴というものがデジタル面でしっかり残るので、見える化といえますか、そういった不正防止にも役立つのではないかなというような形で考えているところです。では、こういった事務については私やはりこの小布施町、導入すべき事務なのかなという形で考えております。

その辺の見解をお聞きすると併せて、今年の3月にちょっと契約と並んでその前行為として当然入札、そういった制度が皆さんの中でされているわけです。消耗品のような微々たるものについては、恐らくといえますか財務規則上にのっとりた随意契約、1社随契であったり2社からの見積り、複数契約を、それぞれ複数の見積りを取っているというような実態か

と思いますが、まずは財務規則上の一般競争入札というようなことで、3月に私一般質問しましたけれども、それに含めて電子化オンライン化に向けたその辺の検討事項についてもちょっと併せて伺いたいと思います。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） おはようございます。

それでは、私のほうから寺島弘樹議員からの契約関係に関するご質問についてお答えさせていただきます。

地方公共団体におきます入札契約事務等につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法、また同法第17条第1項に基づき策定されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従いまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。この指針の中に、入札及び契約のIT化の推進等に関すること、いわゆる電子入札や契約の公告の記載がございます。ペーパーレス化による事務の簡素化、入札に係る費用の縮減、インターネット上での一元的な入札情報の取得、さらに談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるとされております。

令和2年11月時点で、ある調査によりますと、全国の4割の自治体が電子入札契約制度を導入しております。長野県も導入しておりますが、市町村では長野市や上田市など7つの市にとどまっております。これは導入の初期費用及び維持管理に多額の費用がかかり、単独の市町村ではなかなか導入が難しいという大きな要因があると考えられます。

電子入札システムを提供しておりますある企業のホームページでは、小布施町規模の自治体の初期導入費用が最低限600万円と、またここにライセンス費用が加算されてくると、さらに導入後は維持管理費用として保守料など数百万円がかかると見込まれます。県で一括し、共同システムとして開発導入している大分県ですとか岐阜県など導入率が高いところもありますけれども、長野県のように低い都道府県も数多くある状況でございます。都道府県で共同してシステムを調達する場合でも数億円の導入費用がかかっております。小布施町におきます指名競争入札の件数は年間約100件程度でございます。1,000万円規模の費用をかけてシステムを導入しても入札契約事務そのものの効率化、飛躍的な効率化がされることはほとんど期待できないのではないかと考えます。

令和4年9月の総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、いわゆるD

Xでございますが、電子入札に関する項目の記述は特にございません。当町の取組項目の中にも現時点では位置づけをしておりません。当町のような小規模自治体の導入については費用面で大きなデメリットになるという現在の状況では、導入そのものを慎重に考えていく必要があると考えております。

また、3月会議でご質問いただきました一般競争入札の導入についての再度のご質問でございます。一般競争入札は入札の原則であるという認識は変わりございませんが、地元企業の受注機会の確保の観点から、指名競争入札が主体となっている現状についてご答弁を申し上げたところでございます。引き続き、組織体制やそして費用対効果、あるいは入札の内容に応じた一般競争入札、特定建設工事共同企業体を導入するなど、引き続き臨機応変な対応をしてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それじゃ、最初の質問に関して企画財政課長に再質問をお願いしたいと思います。

一足飛びにそういった電子契約に向かうというようなことは、小規模自治体である小布施町ではなかなか難しいと、導入のメリットはなかなか感じられないというようなご答弁をいただいています。

私もこういった席の中では、例えば来年再来年みたいなお話をさせていただくような質問もあろうかと思えますし、もうちょっと中長期的な課題というか、そういう形の中で捉えていただくようなそんな質問もさせていただいておりますが、さきに私デジタル人材の内部登用というような形で、例えば外部から内部登用するとかというような話もちょうと一般質問、この場で申し上げたんですけれども、やはり小布施町といいますか、これから行政の中で小規模自治体であろうが中核の自治体であろうが、やはりこういうデジタル化というのはもうなかなか進んでいくようなそんな方向だと思うんです。その中でいかに小布施町が内部登用、あるいは外部からの人材引き抜き、なかなかこれは予算的な制約等々もあろうかと思えますが、そういった行政からの視線というのは非常に必要な観点かなと私は思っています。

ですので、これはある町で電子契約も導入しています。導入の費用が幾らかかったかというのは私も実際には聞いておりませんが、今小布施町といいますか企画財政課長の研究といいますか聞き及ぶ範囲の中では、初期導入費用が最低600万円でライセンス費用、それから保守というような等々で多額の予算がかかるということですが、これからそういった

質もぜひ見据えていただきたいと思うんです。

具体的な質問なんですが、一般競争入札についてちょっと再度私繰り返し申し上げたいんですが、基本的には一般競争入札の必要性について認めているということよりは、これは小布施町独自で持っている財務規則ではないので、一般的に財務規則の中では一般競争入札というのはまずは第一義的にはそういった形で当てはめていくと。内容に応じて、例外に応じて指名競争入札あるいは金額によって随意契約の例えば1者あるいは2者、複数契約というような形の中で事務手続きを行うことが明記をされているわけです。地元自治体等々についてはやはり先般私がこの場で申し上げましたけれども、地域の企業体の中でしか、あるいはその中でやっていただく、そういった契約があると思うんです。ですから、基本は一般競争入札に据えていただいて、例外的といいますか、例えば地域における指名競争入札の要綱であったり規程であったり、そういったものを整備するときちゃんと財務規則にのっとった入札制度が実施ができるのかなと思いますが、その部分については再度ご質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 今、再質問いただきました一般競争入札の件につきましてご答弁申し上げます。

これにつきましては、令和4年3月会議の中でもご質問いただき、その際にご答弁申し上げ議論させていただいたとおり、考え方とすれば寺島議員おっしゃるとおりでございますし、そういう認識で我々も思っております。前回の答弁と考え方については変更は特にないんですけれども、やはり内容によっては地元企業に参画いただくような指名競争入札の導入等を今やっているところでございます。建設工事ではございませんが、来年度の第9期介護保険の保険事業計画の策定業務につきましては条件付の一般競争入札を導入したり、ケースによってそういった一般競争入札を導入して、今後も検討する中で適正に導入して進めていきたいというふうに基本的には思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 続いて2番目として、今回小布施町のまちづくり、そういった中で考える地域公共交通の在り方について伺いたいと思います。

高齢者の生活支援であったり公共交通の利便性並びに災害対応等、行政課題への様々な取組が各自自治体でいろいろ研究をされております。DX、デジタルトランスフォーメーション推進のための計画であったり、昨今新聞等あるいは報道等でいろいろあるんですが、JR

を中心としたローカル線問題、こういったものも非常に論議を呼び、長期ビジョン、中期を見据えた取組、そういったものを今論議したり取組をしている自治体がいろいろ散見されているわけです。

小布施町においては、特にまちづくりをうたっている自治体から地域公共交通、具体的には今長野県の中でそれぞれ地域公共交通と言われるものもあるんですが、こと、小布施町に関しては長野電鉄さんがあるわけです。小布施駅それから都住駅を利用しての観光事業、それを創出をしていくというのはもちろんではありますけれども、今新幹線でも北陸新幹線、そういったものを利用しながら貨客混載というか荷物も乗せていく。そしてできるだけ効率的な運用の在り方、そんなようなことも実際にもう運用されております。そういったようなことも幅広く論議をすべきときに来ているのかなと私は考えております。

国それから県の補助事業、その採択ももちろんですけども、小布施町独自のまちづくりを考えていく上でこういった公共交通の在り方、これをぜひ小布施町が率先をして連携であったりビジョン策定とかその辺もろもろしながら、ぜひ地域公共交通の在り方について進めていっていただきたいかなと思っています。近隣のといいますか、隣の中野市、山ノ内町では、この8月に地域公共交通に関する振興計画を策定しております。その中で具体的には長野電鉄、この路線の維持というようなことが基本目標5つありましたが、その中でうたっています。

ぜひ小布施町も、いろいろこういう地域公共交通の在り方については論議すべき場があるということは承知しておりますが、具体的に小布施町に来ていただく、来町していただくがためにはマイカーのみならず、マイカーで来ていただくということについては、駐車場の整備というようなこともありますしというようなことで、町は駐車場の整備も行ってきてはいるわけですが、そういった在り方も含めていろんな利便性あると思うんですが、例えばSuica、ICカードの早期導入であったりとかそういった向上策であったり、鉄道のみならず、バスだとかタクシーそういった運輸関係の事業者、そういったものを小布施町自ら巻き込んでいかに小布施町のまちづくりの中で公共交通の在り方、この辺もつくっていくのか、その辺のご所見についてぜひ伺いたいかと思っております。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、続きまして、2点目の地域公共交通の在り方についてのご質問につきましても私のほうからご答弁申し上げます。

小布施町は、道路運送法の規定に基づく地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議をするため、小布施町地域公共交通会議を設置しています。この交通会議では地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の対応及び運賃または料金等に関する事項、道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他交通会議が必要と認める事項について協議を行います。

交通会議の委員は、北陸信越運輸局、長野運輸支局や長野県企画振興部交通政策課、須坂建設事務所維持管理課、須坂警察署交通課など関係する行政機関のほか各バスやタクシー等各交通事業者の代表者、また町自治会連合会やシニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、民生児童委員協議会など、地域住民の代表の皆さんで構成をし、多角的なご意見をいただきます。

11月9日には、道路運送法第79条による自家用有償旅客運送の登録更新のため、町の福祉有償運送事業、福祉バスの運行についての協議のほか、町の高齢者や障害者等、移動困難者の状況、あるいは小布施町高齢者等タクシー利用助成事業の実績、あるいはお買物タクシー実証実験についてご報告あるいはご説明をさせていただいたところでございます。

これまで町では、町内巡回バス運行や乗合タクシー実験、豊野駅へのシャトルバスの実証実験などを行ってまいりましたが、利用者数の低迷などから本格実施には至っておりません。地域公共交通計画を策定するためには、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきます協議組織体の設置が必要でございますが、構成する委員につきましては先ほど申しました公共交通会議の交通事業者あるいは地域住民、関係する行政機関等の委員とほとんどほぼ同じとなりますので、現在設置しております公共交通会議に両者の機能を併せ持つ組織体にし、地域公共交通に関する課題について協議を進めていくこととなります。

また、広域的な地域公共交通という観点では現在長野県におきまして長野県公共交通活性化協議会を設置し、県内10地域ごとにとり組を検討し、長野県地域公共交通計画の策定に向けて協議を進めており、この計画におきます取組の方向性を踏まえながら、さらには町の現状や長期的な視点での町の地域公共交通について幅広く議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それじゃ、2番目の点につきまして再質問を1点お願いしたいと思います。

今、ご答弁をいただいた中で、地域公共交通計画の関係で策定するには地域公共交通活性化再生法、組織設置が必要だということで、メンバー的には非常にダブっていらっしゃるというようなご回答をいただいたので、それであればなおのこと例えば小布施町として、これは第三者の意見もそうなんです、せっかくやはり役場の職員が今100名ほどいらっしゃる、内部でいろんな意見が若い職員も含めてあろうかと思うんです。そういったものをバックボーンとしてこういう協議会あるいは会議の場の中で臨んで、小布施町らしいまちづくりを進めていく小布施まちづくりとしていろんなアイデアをぶつけていくのが必要なのかなと。

県も含む、企画振興部でそういったメンバーも入っているんですけども、なかなかその中で小布施町としてこう考えますみたいなことが言えているのか、私出席をしていないので何とも分からないんですけども、ぜひそういったバックボーンを持っていると、そこに参加される課長になるのか副町長になるのかちょっと分かりかねますけれども、積極であることができるのかなというようなことで、ぜひこういった計画づくりも視野に入れていただければと思います。

あわせて、そういった論議というのが、ふだん私もそうなんです、例えば長野電鉄この近辺を見ると非常にがらがらというかすいているわけです。非常にもったいない。小布施町を走っている路番号のバスが非常になかなか今少なくなってきています、これはコロナの影響もあると思いますけれども。そんな中で小布施町の町民にいかにかようなことを今議論しているんだというような形の中で返していかないと、なかなか小布施町全体のこういう活性化といいますか公共交通についてのあれが高まらないと思いますので、その辺についてはぜひ返していただければと思います。

ということで、振興計画について事務的な話になりますが、再度ご答弁いただいてよろしいですか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） ただいまの再質問にお答えします。

計画策定に向けた今後の取組ということでよろしかったかなと思いますけれども、先ほど答弁させていただきました地域公共交通会議の策定に関しては、先ほどの根拠法である法から来ているわけなんですけれども、決して各市町村がつくらなければいけないという義務ではございません。あくまでも努力義務の中で地域公共交通計画となっております。この公共交通計画があつて各市町村、コミュニティバスとかあるいは路線バス等の国から補助を受け

られるという面もございます。

当町においては、路線バス等も走っていないところもありますので、また地域公共交通計画が真に町として必要なのかということについては、また総合計画の策定に向けて町民の皆さんと色々な議論を進める場ですとか、あるいは10月11日に開催させていただきました外出移動支援のフォーラムも開催させていただきましたとおり、交通移動に弱者というような方々の思いといたしますか、あるいは地域で支え合うという観点からも、幅広い観点で小布施町に必要な地域公共交通の在り方を、町民の皆さんと一緒に共有しながら話を進めていくことが大事なかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、3番目をお願いいたします。

これは、昨年の3月の定例会において一般質問させていただいておりますが、公共施設の個別施設計画について伺いたいと思っております。

さっきの一般質問の中で、公共施設全体のマネジメント、これを行う施設等の財政負担の軽減、あるいは町有財産の総量減少だとか利活用、それを推進するためのものということでした。そのときの回答が公共施設の効果的運用、これを推進するための横断組織の設置が必要という形で回答いただいておりますが、その後の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） それでは、昨年の3月会議におきまして議員からご提案いただいた公共施設の効果的効率的運用を推進するための横断組織につきましては、本年9月に副町長、課長等で構成する小布施町ファシリティマネジメント推進会議、横断組織になりますけれども、これを設置したところでございます。

なお、議員ご承知かと思えますけれども、ファシリティマネジメントとは、企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画・管理・活用する経営活動と定義されております。町が設置したこの会議では、公共施設等総合管理計画や個別施設計画だけでなく、町の公共施設用地の借地料の見直しなど、経営的視点に立って議論していくこととしております。

人口減少社会において年齢構成が変化し、また将来的に税収減も見込まれる中、さらには施設等の老朽化による改修、建て替え、廃止などが必要となる中、単に公共施設そのものの

在り方を議論するだけでなく、住民ニーズ、施設の必要性、町の財政状況など、総合的な視点での議論が必要と考えております。

現在の公共施設個別計画は、策定はしたものの施設そのものの必要性や財源的な裏づけなどについて、全庁的に十分な検討がなされているとは言い難いのが実情でございます。その時々状況に対応できる財源的な裏づけを持った真に実効性のある計画となるよう、町民の皆様からの声もお聞きする中で、戦略的かつ行財政改革の視点を持って計画を具体化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） じゃ、ちょっと事務的に1点お願いをしたいと思います。

こういったFMの推進会議を9月に立ち上げられたということです。開催頻度についてはどれぐらいの形でやられているのか。それとあともう1点なんですけれども、こういったFM推進会議で副町長、トップというような形の中で、開催頻度というのは頻繁にといいますか、なかなか難しいのかなど、頻度をお聞きしていないんですけれども、事務的に2段構えであってもよろしいのかなど。必ずFM推進会議の中でそこに持ち上げていくべきいろいろな案件、そこで整理をしていくというか、その辺の部会といいますかワーキングとかその辺もあってよろしいのかなどと思いますが、それについて1点お願いしたいと思います。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） この会議の開催頻度でございますが、実際のところはまだ1回というところなんですけれども、ただもうこれの前から皆庁内でも問題意識は持っておりますので、設置にかかわらず管理職会であったり予算の打合せで課長等が集まったりする機会、そういう機会を捉えて何度もそういった議論をして課題を整理したりいろいろ議論をしているというところで、会議設置にとらわれずに、ちゃんと問題意識を持って議論を進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 時間もないので、次のほうに移らせていただきます。

最後、第4問目ですけれども、これも昨年の12月議会で一般質問したんですが、行政財産の借地契約の見直しについて、これも全庁的な要するに横断的なプロジェクト、そういったチームを設置しながら問題解決の検討を行うというような形で答弁をいただいておりますが、

その辺の状況について確認をさせていただければと思います。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 借地契約の見直しに関する組織等の設置状況でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおりファシリティマネジメント会議、こちらを設置しております。この中で借地料の見直し、そちらも議論していくということとしております。

また、令和5年度当初予算においても事務事業の見直しの一つとして町借用土地の検討、これを進めていくというものを俎上（そじょう）にのせているところでございます。

なお、借地料の見直しに関しましてはやはり課題が多数ありまして、例えば公共施設のその後の在り方についてまだ十分検討が進められていないですとか、あと各借地契約の期間が異なって町の全体方針がない中で個別に交渉していくということが難しい。また見直しを打診した場合でも、借地契約を継続いただけない可能性があるとか、また購入するとした場合、一時的に財政負担が生じる。そういった課題もあるというところでございます。各年度においても契約更新時に個別交渉を行うなど、可能な対応はしてまいりたいと考えておりますけれども、今後町民の皆様からもご意見をいただきながら、また公共施設の在り方の検証も踏まえて、町として方向性を定めて見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それじゃ、最後に4番目の質問に対する再質問です。

3番目の質問とも関連をするわけですが、こういった公共施設の個別計画、公共施設の在り方についてまだ十分な議論がされていないと、これは非常にどうなのでしょう。個別施設計画というのは見直しをされていますね、もう。それに対してまだ、今、副町長のほうから十分検討がなされていないというようなお答えを聞いておりますけれども、これからまだ公共施設20年、30年、あるいはそして以降借地契約、こういったものが存続していくんですかと、そういった必要性というのは私は理解し難いです、行政財産について。

例外的に、例えば当該土地がどうしてもというような、そういった地権者の方もいらっしゃる。それは当然想定はできるはずなんです、継続していただけない可能性があるとかという形で、まず小布施町が腰が引けるというような形ではなくて、まず基本は行政財産というのは所有権は町にあると。これは築地の東京ではないですけども、基本的には東京都が土地を持ってそれを例えばどこどこに貸し付けるというような、それで借地料みたいなそう

いった歳入の改革といいますか歳入の方法も取っているわけです。あまり東京都を例にしてもしようがないと思うんですが、基本的には公共施設というのは小布施町の所有権というものがあってしかるべきだろうと考えています。

さきに委員会の中で、資料要求をさせていただいた中で四十数件です、借地契約があるのが。毎年多いのが教育委員会事務局所管の施設なんです。800万円超えています、毎年実績いただいていますけれども。そういったものは早急に見直しをしていかないと、一時的にそれは財政負担が生じるかもしれません。ただ、あるAさんBさんという地権者がいて、Aさんについては20年前、30年前にある金額、一定の金額で購入しました。同じ面積のBさんについては借地契約ですと。当時、購入見込額として提示した額、これが20年、30年、40年といった場合に借地がずっと見直されるかもしれません、額は。ただ、借地契約というような形で延々とこれから累積として借地料を払っていくわけです。やはり税の支出としてこれは公平性の観点からちょっと問題じゃないですかというようなことを私再三申し上げているわけです。

早急な見直しがこういったFMの推進会議の中で行われるのか、あるいはまたもうちょっと別なところで行われるのか、その辺の早急な見直しというようなことで再度答弁いただけますか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 借地料の早急な見直しというところでございますけれども、やはりこれまで役場の中でも問題意識を持ちつつもなかなか手のつけられなかったというところで、実際にいろいろ議論していく中で、先ほど申し上げてきた問題があって、例えばAさんは応じてくれたけれども、その後Bさんに言ったら応じてくれないとなると、Aさんは、俺は応じたのに、Bさん応じていないじゃないかとか、実際そういう問題が個々に起こってくる可能性があります。そういったところも踏まえて、そういったところは町として方針示さないで複数の相手というか、全体で交渉しにくいというところはあるかと思えます。

そういったところもありますので、早急にというところは問題意識ありますけれども、その辺しっかり整理して、町がちゃんとしっかりそういった方針を定めて腹を固めた上でやっていくことも必要なというふうに思っておりますし、多額の税金を投入してやっているという問題意識は常に持ちつつ、あと施設そのものの在り方が十分検討されないと結局その借地が必要なのかというところにもいきますので、今まで十分議論されていなかったんですけども、今回こういう会議も設置しましたし、庁内でも問題意識は持っておりますので、こ

れが先送り先送りにならないようには検討を進めてまいりたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 続いて、7番、小西和実議員。

〔7番 小西和実君登壇〕

○7番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして順次2項目について質問させていただきます。

移住定住の増加に対応するまちづくりをとということで質問させていただきます。

小布施町に移住定住をしたいという方は日本全国に一定数いると考えられますが、狭い小布施町の町内の中で実際に住める地域と家屋等は限られてしまっており、小布施町は町外の方にとって住みたくても住めない場所になってしまっていると思われまいます。まちづくりにはソフトの面とハードの面2つがある中で、ソフトの面に特に力を入れてきたという経緯が見受けられ、小布施町では、ハード面については整備がとても遅れているように感じられるように思います。

少子高齢化が進む中で、特に子育てをしていく若い世代が小布施町に移住定住できるようにインフラ面で整備を進めていくべきではないでしょうか。整備を進めていくに当たっては、田舎のよさ、小布施町の魅力を高めていく住宅や地域づくりを進めるべきであり、そのための基準をより明確に示していくべきではないでしょうか。

そこで2点、お尋ねいたします。

1つ目に、移住定住の促進またその増加の対応のために、小布施町内の地域を選定して、特定地域の再開発などを検討する必要があるのではないかと。2点目に、小布施らしい家づくり地域づくりのモデルを今の時代に合わせて改めて検討していく必要があるのではないかと。

以上の2点についてお尋ねいたします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の質問でございますが、平成28年に小布施町と東京大学で研究協定を結び、持続可能な農村集落の在り方の実践的研究を目的に東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボを設立いたしました。平成28年の活動開始から地域の皆様方にもご協力をいただきながら調査研究を行ってまいりました。

少子高齢化に伴う農村集落の維持という課題に対応したまちづくりの実践をモデル的に行う場として、六川、中子塚、矢島、清水の4つの自治会から成る都住コミュニティを決定いたしました。平成30年の都市計画勉強会を皮切りに、都住コミュニティでは農地調査や土地利用の研究が進んでいます。令和4年度は5月に矢島自治会の農家さんを中心としたワークショップを、5月には都住の庭を造ろうと題し、空き地スペースを活用したイベントを開催いたしました。こうした取組の中で、農のある暮らし、農とともにある暮らしのより魅力的な住まい方や地域の在り方を模索しております。また、全町民対象の小布施農と暮らしゼミを開催しております。現在の農村集落が抱える課題の解決に向け、住民の方々と土地利用制度を中心に学びながら、議論を進めているところでございます。その議論の中でも家庭菜園つきの土地を移住者に提案できないかというような小布施らしい暮らし方を提案したいというご意見も多数いただいております。

町の中心部は修景事業に代表されるように、歴史や文化に着目したまちづくりが行われてきました。一方、農村部では田舎のよさ、小布施町の農村集落の魅力が見られる地域となりますが、農村集落の魅力については積極的な発信ができておりません。そのため、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボの研究でもその魅力を生かしたコミュニティの維持と農業のより発展的な展開を模索しているところであります。

また、来年度からは20年余り見直しされていない都市計画マスタープランの改定、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされている農業振興地域整備計画の見直し、15年余り見直しがされておられません小布施町景観計画の見直しを令和6年策定予定の小布施町第7次総合計画策定に合わせて3つの計画の見直しに着手してまいります。

小西議員質問の小布施町内の地域を選定して、特定地域の再開発などの検討につきましては、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボの調査研究、3つの計画の見直しの中で新たな都市計画制度の導入の検討も踏まえ、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目のご質問ですが、1点目のご質問でもお答えしたように、平成18年に策定後見直しされていない小布施町景観計画について、現在見直しに向け、現行基準の効果検証作業を行

っているところであります。また、環境防災連携推進室では景観と調和した屋根上太陽光発電設備を推進し、町景観計画と調和したガイドラインの策定を進めております。

小布施町の市街化区域では、ここ20年余りで約20か所の民間事業者による宅地造成が行われております。このような状況も踏まえ、現行の基準では敷地面積や緑化面積、屋根の形状、色彩について協力していただけない事例も発生しております。先人が残してくれた小布施町の宝である景観の美しさを失い、どこの町とも代わり映えがしない町になってしまわないように、保護保全をするのではなく、現代のエッセンスを取り入れながら、小布施町らしい時代に合った家づくりとはどういったものなのかを景観計画の見直しの中で専門家の方々、町民の方々、民間開発事業者の方々と一緒に考えていく場を設けていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） それでは、答弁いただいた内容に基づきまして、再質問させていただきます。

答弁いただいた内容からすれば、東大先端研等をお願いをして、基礎的な研究の調査、数値的な調査であったりワークショップの開催をしているということでお話を伺いました。基本的な町における制度の改変であったりとか、そういったところは進めていこうということで着手していくということは分かったわけですが、その中で質問していた中では、地域のどうあるべきかというところを町としてどう考えていくということがもっと必要なのではないかということをおもいました。

市街化調整区域、特に農家の皆さんの中では農家の皆さんが住宅を建てるということに関連して、市街化調整区域に建てられるようにできないかということをお踏まえて、皆さんよく都市計画法の34条11号区域の拡大と言われる区域の拡大の可否について、議論したがるどころあるんです。ただ、それまで広げてしまうとちょっと幅が広がってしまいますので、今回のところについてはそこは触れずにおくわけですが、その中でもやはり質問した中で、モデルとして、家づくりだったり地域づくりのモデルを小布施町として示していくべきではないかということと、最初の特定の地域の再開発を検討する必要もあるのではないかなということをお考えます。

今の段階では、基礎的な制度の設計であったり検討をしている中なんですけど、今後一歩踏み込んで、例えば子育ての世代を対象とした町営の賃貸住宅のそういったエリアを町として

実例のモデルとしてつくるであったりとか、さっきお話いただいているような形の家、敷地の中の庭を含めた家のモデルとしての実際の実物を示すとか、ある程度そういったもの、もちろん町の中にたくさん住宅はあるんですけども、実際に小布施町としてある程度そういった、何ですか、目に見えていただけるものというものを用意していくというのも、今後の長い目で見ていった中では、まちづくりというか行政の中でぜひ取り組んでいただけないかなということを感じるわけです。

今後、最初の段階では基礎的な制度設計等当然必要だと思うんですが、将来的にはぜひそういったところをやっていただけないのかなというところを今回質問を踏まえているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、小西議員の再質問にお答えをしたいと思います。ご指摘のありました市街化調整区域への建築ということでございますけれども、法の中ではご存じのとおり市街化調整区域ということで、市街化を抑制するという大前提がございますが、新しい都市計画制度と申しますか、そういった中で先ほど議員からお話がありましたように、都市計画法の第34条第11号または第12号の適用、それから最初の答弁では申し上げませんでしたけれども、地区計画の導入も含めた中で、議員からご指摘をいただきました敷地面積の検討、それから緑化率の検討等も踏まえて、今回の3つの計画の見直しの中で検討ができればというところで現在検討しているところでございますので、またアドバイスといいますかご指摘それからご指導をいただきながら、計画の見直しを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 通告にない中でも、この都市計画法に関連して答弁いただきまして誠に感謝したいところであります。

その中でなんですが、やはり何かしらモデルを示していくという意味では実物が必要なのかなというところを再度ちょっと質問したいんですけども、今のタイミングでは難しいかもしれないんですが、将来的には例えば先ほどお話ししたような子育ての世代の皆さんのための賃貸住宅、飯綱町等ではそういうものをやはり造っていますので、そういったもの等も小布施町で導入して、そういったエリアをつくっていくというのはいかがかなという構想の話なんですが、構想が検討に値するかどうか含めて、あり得るかどうかという程度だと思うんですが、ぜひご答弁いただけたらと思います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） そういった観点も踏まえながら計画の見直しをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 続いて、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして3問質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、検査キットの無料配布をということです。

厳冬期を控え、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されます。アメリカでは強い感染力を持つ可能性があると言われるBq.1などのウイルスが急増し、ヨーロッパではコロナ感染が増加に転じ、日本においても増減を繰り返す中、長野県は増加傾向にあります。また、季節が逆である南半球のオーストラリアなどでは、インフルエンザ患者が過去2年間よりも多いということです。外国人の入国制限が大幅緩和され、いわゆるインバウンドの増加により同時流行が起きることは容易に想像できます。

政府は、コロナとインフル合わせてピーク時に1日当たり75万人の感染者が発生し得ると想定しているようです。そのような場合に医療逼迫を生じさせないため、重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患がある人、妊婦、小学生以下の子供以外は医療機関の受診を抑制する方針を政府は打ち出すようです。発熱外来の逼迫回避と感染防止のためには、重症化のおそれの低い人には、コロナの検査キットやインフルエンザも一緒に診断できる同時検査キットによる自己検査を促すことが必要とされています。風邪のような症状が出たときすぐに使用できるように、自宅に検査キットが常備してあれば安心だと思われれます。また、コロナキットで陽性の場合におけるオンライン診療、全国では対応機関は約15%らしいですけれども、による相談体制が重要とのこと。

次に、後遺症について、ある調査によると感染者の4%程度の人に後遺症状が現れるとのこと。WHO世界保健機関の定義では、後遺症とは罹患後少なくとも2か月以上持続し、

また他疾患による症状として説明がつかないものとされています。具体的には倦怠感、息切れ、頭痛、味覚嗅覚障害などとされています。そこで、町としての対応状況や今後の対応方針等について伺います。

1番、承認済みのコロナウイルス検査キットを各戸に無料配布する考えは。2点目、町で現在保有している検査キットの在庫数とその利用状況について。3点目、町内の現在までの感染者数の推移などの状況について、町はどう把握しているか。また、新型コロナウイルス感染後の後遺症に悩む感染者の相談体制はどのようになっているか。ワクチン接種は無料ですけれども、後遺症の診療費や治療費などの公費負担についての町のお考えは。4点目、町民が利用できるオンライン診療の環境整備について、町としての対応はどのようになっているか、伺います。

ちなみに、医療法第1条の2第2項、医療は、中略ですけれども、病院など、また中略で、医療提供施設、医療を受ける者、居宅等において云々となっています。では、自宅での診療の提供が認められていると、この根拠です。またオンライン診療の仕組みや利用方法など、町民への周知方法はどのようにするのか、伺います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にご答弁申し上げます。

最初に、検査キットを各戸に無料配布についてのご質問でございます。

検査キットは薬局等で購入でき、取り扱っている薬局は県のホームページで確認することができます。また、感染リスクが高い環境にいる、いたなどにより、感染している可能性に不安を抱えている濃厚接触者とならなかったが、感染に不安を抱える方などで症状が出ていない方につきましては、12月末まで薬局等での無料検査が続けられているというふうにご考えております。そのため、あらかじめ検査キットを町から配布するということについては考えてございません。検査キットの数や使用期限もありますが、必要な方は各自でご用意いただくようお願いしてまいりたいと思っております。症状が重い方や重症化リスクが高い方はかかりつけ医や身近な医療機関に電話で相談していただきますよう、引き続き町として周知してまいります。

次に、検査キット在庫数とその利用状況についてです。

令和3年10月に、県の新型コロナウイルス感染症の陽性者の早期発見促進事業で抗原簡易

キット400セットの配布を受けております。町としましては、町内医療機関とも相談させていただいた上、広く町民に配布するのではなく、主にクラスター発生未然防止や感染拡大防止のために使用することとし、学校や福祉施設、役場など関係機関等で使用するというように対応してまいっております。令和4年11月までの利用数は270人で、現在保有数は約130ほどとなっております。これまで利用した方で町に対して陽性との報告は受けていません。

次に、現在までの感染者数の推移、後遺症に悩む感染者の相談体制、後遺症の診療費や治療費などの公費負担についての町の考えについてです。町内の感染者数は県の発表に基づいて推移を見てまいりましたが、発表方法が変わったことから、町のみ感染者数の把握は現在終了しているところでございます。県や長野保健所管内の感染者数や感染警戒レベルなどで全体としての感染状況を把握しているところでございます。

罹患後症状、後遺症の相談につきましては、かかりつけ医や症状に応じた医療機関を受診していただくようお勧めしているところでございます。

なお、症状が長引き、体調や生活の心配など不安を感じている場合などは長野県が設置する受診相談センターでも相談に応じております。罹患後症状、後遺症の診療や治療の費用は保険診療と同様で自己負担が発生します。罹患後症状には様々な症状があり、多くは時間の経過とともに症状が改善することが多いとされています。世界的に調査研究が進められているところでありまして、まだ不明な点も多いというふうに考えております。現時点では治療費の公費負担というのは考えていないところでありまして、国においても同様というふうに考えております。町では罹患後症状、後遺症の相談窓口の周知に努めてまいりたいと考えます。

なお、先日の自治会長会議に、新型コロナウイルス感染症対応の町のホームページが見つらいとの指摘を受けました。この点については深く反省し、おわびを申し上げますとともに、改善に努めてまいります。

次に、オンライン診療についてです。診療については国及び県で医療機関に対して指導し、体制の整備が進められるところと考えております。

町として、オンライン診療等働きかけることは適切ではないのではないかと考えております。町は町内医療機関の皆様、日々の診療や往診、発熱外来の対応に加え、新型コロナワクチン接種を実施していただいております。また日頃より健康診査や予防接種など町の保健予防事業にご協力を賜っております。今後も医療機関と患者となる町民の皆さん双

方にとってよりよい診療が持続されるよう町として留意してまいります。オンライン診療の活用などについて、町としては、通信環境の整備利活用などで必要な対応があれば、例えば地域BWAなどについては既にG o o l i g h tさんと備えているところでございます。

災害時の診療などオンライン診療が必要となるケースなどに備えまして、医療機関との情報共有を進める必要があるかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、検査キットについてですけれども、12月末まで無料ということですね。それじゃ、来年1月からどうなるのか。対応考えておられるのかどうか。配置薬ではないですけれども、家庭に検査キットがあれば風邪などの症状が出たときにすぐ検査できます。そういうメリットは非常に大きいと思います。全戸に無料のキット、これはぜひ私は必要だと思うんです。無料でないとして、購入する場合幾らになるのか。

それから感染者数、この把握が終了していると言うけれども、一応町では把握しているんじゃないかと思うんですけれども、現時点では何名ぐらい感染者がおられるのか。

また、後遺症で悩む方の相談というのはどの程度、どのような窓口で受けているのか。

それから、オンライン診療についてはなかなか整備が進まないということで、町としてもあまり前向きでないような感じしますけれども、町民が利用できる医療機関です、オンラインでどの程度あるのか、もし説明ができればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 12月末まで県のほうで検査を薬局等を通じて実施するというところでございます。1月以降については現在のところ明確な情報は得ておりません。

今日の信濃毎日新聞などの報道によりますと、年末年始に向けて県も感染予防十分注意していただきたいということでお願いをしております。その中で、帰省前の感染対策や体調の管理に努めること、また体調が不調の場合は予定を変更すること、それから帰省時の検査については長野松本駅周辺などで無料検査所を設置するというような対応を取るということでございます。1月以降、感染状況によって県の対応も変わってくるかと思っておりますけれども、そういった対応は十分注意して見てまいりたいというふうに思っております。

購入費用ということですが、すみません、今手元で幾らということについてはちょ

っと資料を確認しなければあれなんです、今手元に明確な価格等について確認しておりませんので、申し訳ございません。

それから、感染者の数でございますが、長野県の関係でございますけれども、今現在4,000人とか2,000人、それからそういった数で推移してきて非常に多い状況が続いているかなというふうに思っております。小布施町につきましては、町の10月10日までの資料になりますけれども、1,077人ということでおおむね考えております。直近1週間については県の長野保健所の数値等を参考に見せていただくようになりますが、ここでは全国、長野県の状況等とも若干減ってきているのかなというふうに考えております。

それから、オンライン診療の医療機関でございますが、大変申し訳ありません。今手元でこの医療機関ということについては持っておりませんので、ご答弁を控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 私が承知している範囲でお答えしますが、抗原検査の簡易キット、あれは大体1,500円から2,000円ぐらいが一般的かというふうに思います。

あと、感染者数なんですけれども、永井課長より先ほど10月10日とお話ししましたが、全数把握というのは9月26日で全国的に終わっておりまして、そこまでは県も市町村ごとに感染者数発表しておりまして、そこまでの統計でいくと1,077人ぐらいが私ども把握しておりまして、それ以降はもう市町村別の発表がありませんので、把握できないんですけれども、町内で集まる会議等で学校での感染状況とか、あと福祉施設での感染状況とか、そういったところで把握できる範囲で状況を確認しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 渡辺議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、検査キットの無料配布をという質問の中での再々質問をお願いします。

もう一度検査キットについて1月以降、来年です、1月以降は未定であるということですが、町独自として何か考えられないか。つい最近生活応援券が送られてきましたけれども、あれによると薬局でも利用できますが、例えば家族が大勢いれば、全員の分となれば何点か購入しなきゃなりませんので、4,000円では足りなくなる可能性もあります。そういう意味で県の方針はあると思いますけれども、町独自で何か考えられないかということです。

それから、2点目として感染者数です。この把握が町独自のものがなさそうな、先ほどの答弁では。町として把握できていないのか、もしできていれば、ぜひそれを教えていただきたいと思うんですけれども。

あと後遺症です。それについて、どの程度の相談があったのか、そのあたりもお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの再々質問3点についてご答弁申し上げます。

まず、キットの関係でございます。先ほどの答弁の繰返しになりますが、12月末までは長野県のほうで薬局等における無料の検査ということで対応をされております。ただ、その場合いろいろな条件がございますが、そういうことでお願いをしたいと思います。

1月以降どうするのかということでございます。先ほどの繰返しになりますが、感染状況をしっかり見極めながら判断していく必要はあるかなというふうに思っております。今この場におきまして、検査キットが必要かどうかということについてはなかなか判断が難しいというふうに思っております。

それから、感染者数の把握でございます。先ほど副町長からご答弁申し上げましたとおり、昨年の9月末まで長野県のほうで市町村ごとの発表をしておりました。それ以降は、長野保健所、それから長野県の感染者などを注意して見ておりますが、小布施町としての感染者数は把握できておりません。

それから、相談の関係でございます。新型コロナウイルスの感染で後遺障害で相談があっ

た件数ということですが、大変申し訳ありません。こちらのほうで後遺障害でということに相談を受けたものはないというふうに考えております。ただ、まだ保健師に個々聞き取り済ませていませんので、保健師のほうで簡単にと言ったら語弊がありますけれども、相談を受けて県のほうへ県の相談機関のほうへご案内したものがあることかについてまでは申し訳ありませんが、把握はしていません。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に入らせていただきます。

上下水道料金減免の詳細内容はと。町はさきの町報8月において上下水道料金などの減免について、町民へ周知されました。内容は減免対象者は町内全世帯及び事業者、減免対象期間は令和4年9月から令和5年1月分、9月、11月、1月の各納期分、減免対象料金は上下水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料の基本料金及び閉栓管理料というものですが、さらに詳細内容等について伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象となった事業全体の交付金総額はどのぐらいであるか。またこのうち上下水道料金の減免額の総額と全世帯のうち1件当たりの減免額はどのぐらいか。

2点目、国の会計検査院においてはこの交付金の目的外使用と指摘したものに警察署などの公的機関が減免対象となっていたという例など、全国84市町村と聞いておりますけれども、小布施町の状況はどうか、伺います。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長補佐（芋川享正君） ただいまの渡辺議員の上下水道料金減免の詳細内容のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象となった事業全体の交付金総額はどのぐらいか、またこのうち上下水道料金の減免額の総額と全世帯のうち1件当たりの減免額はどのぐらいかのご質問にお答えいたします。

小布施町では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業につきましては、令和2年度から実施しています。この事業の令和2年度交付金額は2億7,600万9,000円、令和3年度の交付金は1億661万8,000円、令和4年度の交付金予定額は2億2万円であり、令和2年度から令和4年度までの合計交付金は5億8,264万7,000円であります。ご質問の

上下水道料金の減免に係る事業につきましては、令和4年度事業であり、6,619万2,000円の交付金額を申請したところでございます。

事業内容は、上下水道等基本料金の減免であり、令和4年9月から令和5年1月までの3期分、6か月分で、町内の上下水道利用者、ほぼ町内全世帯と町内の事業者が対象となります。ご質問の1件当たりの減免額であります。水道料金につきましてはメーター口径によって基本料金が異なりますので、一般家庭の代表的な口径、13ミリと20ミリをお答えいたします。3期分、6か月分で下水道基本料金を含む消費税込みで13ミリは約1万3,500円、20ミリでは約1万6,500円の減免であります。

2点目の国の会計検査院においてこの交付金の目的外使用と指摘したものに警察署など公的機関が減免対象となったという例など、全国84市町村と聞いておりますが、小布施町の状況はどうかのご質問ですが、令和2年から令和3年度に全国で293市町村、356事業がコロナ交付金制度を利用して、水道料金等の減免事業を実施しました。議員のご質問の中にもありましたが、この中で84市町村、90事業が国または地方公共団体により管理等が行われている施設、いわゆる公的機関について、水道料等を減免事業として行いましたが、目的が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民生活や地域経済の支援等とした目的に沿うものではないと会計検査院が指摘しています。当町の水道料金等の減免事業につきましては、令和4年度事業であり、このような指摘がありますので、公的機関の水道料金等の減免は行っておりません。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） まず1点目は、13ミリと20ミリの減免になった世帯の割合、どの程度、どういう割合になっているか。それから減免対象にならなかった公的機関というのは例えばどういうところであったか例として挙げていただければと思います。その2点をお願いします。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（芋川享正君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

13ミリと20ミリの割合ということなんですが、町内では13ミリが3,135件、20ミリが1,078件ということで利用されております。割合的には20ミリの3倍ほどの利用が13ミリとなっているところでございます。

2点目の公的機関ということなんですが、うちのほうで把握している公的機関、役場、学

校、あと警察署等でございますが、町内で約50件ほどございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移らせていただきます。

町消防団の現状と機能別消防団員制度の導入を。大規模災害や火災などの災害時に出動し、防災、災害復旧、消火などの活動に従事されているのが非常備消防団です。しかし、少子化や団員の高齢化、就業形態の多様化により、団員の確保が困難になりつつあります。そこで、町消防団の現状や新たな団員確保等の町の考えについて伺います。

1点目、町の条例定数は183名ですが、現在の団員数はどのぐらいでしょうか。また、定数の合理的算出根拠は何でしょうか。団員の年代別構成や就業形態はどのようになっていますか。

2点目、消防技術、ポンプ操法、ラップ吹奏等の大会出場のために消防団員に課される練習時間や期間はどのぐらいでしょうか。また、団員の不満や要望などはどのようなものがありますか。

3点目、基本団員の年報酬や災害時の出動報酬などの見直しのお考えはないか。

4点目、新たな団員確保を図るため、技術大会などに参加せず、特定の活動や役割のみに参加する機能別消防団員制度を県内では30市町村で採用しているようですが、この制度導入についての町の考えについて伺います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、初めに答弁のほうを回答させていただきます。

初めに、町消防団の中沢団長をはじめとします団幹部の皆さん、また消防団員の皆様におかれましてはそれぞれの本業に従事されながら日頃の訓練や夜間の月例巡回等の平時における予防消防活動、また火災時や災害発生時の出動など、町の安全・安心を守る活動の推進に日頃ご尽力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、小布施町消防団の条例定数ですが、議員からありましたとおり183名となっております。現在の団員数は182名となっております、1名欠員が発生しているような状況となっております。この条例定数は平成8年に最後の見直しが行われましてその当時の人口世帯数割によりおおむねの人数を算定した上で新興住宅地の割合であったり、水害時の出動が必要となる立地かどうか、いわゆる水防活動が必要な立地であるかどうかということをお慮しま

して人数を若干調整した上で、各部で18人から21人の間に入るように変更した、そういった経緯がございます。

各分団の皆様には、自治会役員の皆さんにもご協力いただきながら、この条例定数の確保に向けて日頃ご尽力いただいております。これまで何とか条例定数とほぼ同等の消防団員を確保できているところであります。しかしながら、最後の定数見直しから27年ほど経過している状況もあり、各分団の対象地域における人口、世帯数は大きく変動している状況です。また、先ほど申し上げたとおり、水防体制の確保という視点から現状では河川沿いの分団の定数が若干上乘せされているというような状況がございますが、令和元年の東日本台風災害の際もそうでしたけれども、実際の水害発生時には全分団で対応しているというような状況もあり、町でも現状の条例定数が消防団活動や地域の実態と必ずしも一致していないというふうに認識をしているところです。

続きまして、団員の年代別構成や就業形態についてですが、20代が35名、全体の20%弱、30代が92名、全体の半数50%ほど、40代が49名、全体の27%ほど、50代以上が6名、全体の3%ほどとなっており、就業形態は団員182名のうち約3分の1が町内の企業勤務または農業従事者等となっております。そのほかの3分の2の団員については町外企業へお勤めの方もしくはどちらでもない方、不明な方であったり無職の方等が20名前後というふうに把握しております。したがって、平日の日中は町内にいらっしゃる方が約35%ほど、またそのほかの約65%は町外にいらっしゃる状態であるというふうに想定しております。

続きまして、消防技術大会等の質問につきましてですが、ポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会を含めた消防技術大会につきましては、コロナの影響もありまして令和元年度を最後に開催しておりませんが、以前は6月の第2週の日曜日に大会を開催しており、その2週間前から練習を行っておりました。ですので、練習期間としては2週間ということになります。長野県内の市町村の状況を見ますと、団員の負担軽減策として、この消防技術大会自体を行わない消防団が出てきております。須高管内におきましても、昨年度須坂市消防団が今後市のポンプ操法大会は開催せず、須高大会、県大会へも出場を行わないということ、また、市のラッパ吹奏の大会については実施について継続審議するというので、こういった方針を決定しております。当町においても大会の開催方法の再検討が必要となっているような状況です。

町ではこのような状況を踏まえて、各分団に様々な意見聴取を行いまして、その中ではこういった大会を通じて団員同士の交流が図れるので、ぜひ大会を続けたほうが良いというご

意見であったり、大会で技術を磨いて有事の際にも備えるべきというような大会継続に対する前向きなご意見もあれば、大会への参加というのはそれ自体が負担が非常に大きく技術向上のための訓練をもっと充実させた方がいいというようなご意見もあり、様々な意見があるような状況となっております。この中でも多くの分団から比較的共通して出てきた意見としましては、小布施町の大会終了後の2週間後に開催される須高大会であったり、数年に一度開催される県大会への出場が各分団にとっては練習期間が非常に長引くということであったり、当日の送迎等も含めて大きな負担になっているというようなものがございます。こういった意見を踏まえまして、消防団の負担軽減のために、団幹部、部長会で話し合った結果、小布施町消防団では来年度より小布施町の消防技術大会のみ開催しまして、須高大会、県大会には出場しない方向で調整を図っているところであります。

なお、団員の不満要望につきましては、こちらで全てを把握できているわけではございませんが、団員の成り手不足に係る懸念というものが最も多く聞かれるものだというふうを受け止めております。

いずれにしましても、消防力や防災力の強化のために何が必要なのか、また各団員の負担軽減に何ができるのかということを考えながら各取組の見直しを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、基本団員の年額報酬等に関するご質問ですけれども、現在の消防団員の報酬は年額3万2,400円、こちら、月2,700円のお支払いということになっておりまして、このほか、出動手当、訓練手当、夜警手当を別途お支払いしているような状況です。出動手当につきましては小布施町の場合は出た回数に応じてということではなく、現在定額で年4,500円をお支払いしておりまして、出動手当のほかに町独自に年9,000円の訓練手当をお支払いしております。また、年3,000円の夜警手当につきましてもお支払いをしているような状況で、これらの報酬と手当の合計額は年額で4万8,900円となります。

国の消防庁では、消防団員の処遇改善の一つとしてこの団員報酬の見直しを推奨している状況です。この推奨の中では団員報酬は年額3万6,500円、出動手当は日額8,000円が望ましいという基準が示されております。このうち出動手当の日額については消防庁ではあくまで出動した場合に支払うべき手当として位置づけており、小布施町のように出動の回数を問わず定額支給する形式とは異なった考え方となっております。小布施町の消防団員の報酬額はこういった今の基準等々を踏まえましてと国が示す基準額と4,100円の乖離がある状況ではありますが、報酬額とは別に定額の手当を支給しており、また独自の手当も支給しているこ

と、また近隣市町村の消防団組織と比較しても現状大きな乖離がないことなどから、すぐに見直しを行う予定はありませんが、現在報酬や手当の支払い方法を含めて団幹部や部長の皆さんと様々な議論をちょうど始めたところになりまして、各分団の実態を把握しながら、こちらについては検討を進めていきたいと考えております。

最後に、新たな団員を確保に向けて機能別消防団員制度はどうかというようなご質問ですが、そもそも、この機能別消防団員というものは能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことで、時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されているものとなります。この制度につきましては須坂市、高山村が既に導入をしております、2市村での状況をお聞きしますと、あくまで団員割れが生じた場合をこの制度を活用する前提としており、団員割れが生じた部、分団について機能別消防団員がそこを補完するという考え方で運用しているとのことです。

当町においては、現在団員割れが1名生じているというのは先ほど述べたとおりなのですが、これに加え、一部の地域では後任者がなかなか見つからずに、通常10年程度で退団するところを10年以上団歴が長い消防団員がいるような状況と把握しています。こういった課題を解決する上で機能別消防団員を制度化し、活用を図っていくことは地域消防力の維持を図る上で選択肢の一つであるというふうに考えておりますし、これは昨年竹内淳子議員の質問にもお答えしたところとなります。一方で機能別消防団員に体制面で頼り過ぎると、一旦退団された団員がまたこの機能別消防団員として再入団、継続入団し、いつまでも消防組織から抜けられない状況に陥ってしまう。そういった懸念の声もある状況です。そういった状況もあります。現状では、ほかの市町村と比較しても大きな定員割れ、団員割れが生じている状況ではなく、現状の方法で団員確保に努めていくことを基本姿勢として考えておりますが、今年度より正副団長と共に、先ほどの報酬の支払い方法に加えて、各分団における団員数の割当ての見直しを検討しております。また、消防の部長会でも団員数の在り方について説明をさせていただいております、今後、団員数、団員数割、機能別の導入に向けた検討というものを前向きに進めていきまして、役員が変更となる令和6年度の当初を見据えて見直しを図ってまいります。

以上となります。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） まず1点は、水防に関して地域差があると、消防隊員に。このあたりどんな状況かというのが1点です。

2点目として、日中平日は町内におられる団員さんは35%ぐらいということで、実際何かあったときに支障がないのかどうか、そのあたり過去の例からしてどのような状況だったのか。

それから、大会等があるときには2週間前から練習ということですがけれども、時間はどの程度使っているのか。そのあたりお願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問いただきました3点につきまして、1つずつお答えをいたします。

まず1点目、水防に関して、これを考慮して地域差があるというのは具体的にはどういうことかというようなご質問だったかなというふうに思いますけれども、特に千曲川沿いの水防活動というものが小布施町の場合は水害ということであれば一つあるということと、また、松川というものもありますけれども、当時の見直しの状況を見てみますと、特にこの千曲川沿い北部であるとか、西部のコミュニティの消防団の数というものを若干上乘せしているというような状況であったというふうに認識をしております。単純な人口割とかそういったもので言うと、どうしても町の中心部というか、いわゆる住宅地のエリアの団員数というものを多くしていくということが基本になると思うんですけども、そうではなくて、水防が必要な地域というものを手厚く見られるような団員構成にしていこうというのが当初の発想ということで、大体二、三名ほかの分団よりも上乘せがされているという状況です。ただ、当時よりも人口の偏差というものが確実に進んでいる中で、こういったものは見直しを図っていく必要があるだろうということで今議論をしているところになります。

また2点目の町内35%ということで、消防に非常に問題がないかというようなご質問ですが、結論としてはもちろん様々な課題があるとは思っておりますけれども、常備消防が整備をされ、小布施町もいわゆる三、四十年前の状況とは全く異なっておりまして、初期消火であったり、いわゆる一般的な火災の出動については須坂消防本部の小布施分署が中心になり、ほかの消防の本部とも連携しながら、消防署員の皆さんがまず初期消火をしていただいているという状況ですので、基本的に小布施町の消防団員については、その後のいわゆるある程度の消防活動が終わった後の見守りであったりとか、そういったことがメインになってくるという状況です。そういう視点では、現状特にこの町内35%であるということで消防体制が非常に課題があるというふうには思っておりません。

また、3点目の練習の時間帯ということなんですけれども、いわゆる町の大会については

夜が中心という形になりますので、皆さん仕事が終わってから町のほうに集まってきていただいて、2週間練習を行っていただくということで、当然土日もその期間というのは出てきて練習をされたりしております。

ただ、県大会等に出ていくということになると、朝も含めた練習という形になってくるなど、非常に負担感が大きいというのはそのあたりも含めて大きな負担になっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（小林一広君） 続いて、9番、大島孝司議員。

[9番 大島孝司君登壇]

○9番（大島孝司君） 通告に基づき、令和5年度予算編成方針はということで質問させていただきます。

令和5年度の予算編成が始まりました。この予算編成により、令和5年度1年間の事業が決定いたします。12月会議初日の桜井町長の挨拶では、令和5年度予算編成方針について、令和5年度予算編成に当たり、私の公約である「全ての人にとって豊かで幸せな町に」を実現するために具体的な事業を予算化、重点化し、新たなまちづくりを着実に推進してまいります。また、第6次小布施町総合計画の4年目を迎え、各種施策、事業の進捗状況と成果を確認しながら、次期計画へのステップとなる予算編成に取り組んでまいります。との説明がありましたが、令和5年度予算編成方針について、以下の5項目について質問いたします。

1点目として、令和5年度予算編成の最重点としているところは何か、また、令和4年度の重点施策は第6次総合計画基本計画事業として、1 出産・子育て・教育、2 健康・医療・福祉、3 学び・交流・文化、4 産業振興・移住定住、5 環境・防災・インフラ、6 協働の推進・財政改革の6項目でしたが、令和5年度の重点施策は何か、また令和4年度との違いは何か、伺います。

2点目として、桜井町長にとっては1期目の半分が終わり、中間地点となります。町長公約の「全ての人にとって豊かで幸せな町に」の実現のために掲げた「繋ぐ・整える・育む」

の12項目の施策を新年度予算編成にどのように盛り込んでいくのか伺います。

3点目として、小布施町公共施設等総合管理計画、小布施町公共施設個別施設計画実現のために大規模建設事業資金積立基金に積立てをしておりますが、公共施設計画を確実に実行していくためには大規模建設事業資金積立基金を計画的に積み立てていく必要があると考えます。令和3年度では当初予算1,000万円、決算では1億8,300万円積み立てています。令和4年度では当初予算5,000万円であります。令和4年3月改定の小布施町公共施設等総合管理計画では現在の施設を全て更新する場合、建物施設が40年間で168億円、1年当たり4億2,000万円、インフラ施設が40年間で276億円、1年当たり6億9,000万円、合計1年当たり11億1,000万円の経費が必要とあります。施設面積の縮小、統廃合、長寿命化等により経費を削減すべきではありますが、毎年多くの資金が必要となります。繰越金が出そうだから基金積立てに回そうとかではなく、計画的に当初予算で精度の高い金額を計上すべきと考えますが、見解を伺います。

4点目として、前年度決算で執行率の低い事業がありましたが、そういう事業に対する予算編成の考え方を伺います。

一例として、人材育成、職員の能力向上、総務係、予算430万円に対して決算130万円、国道403号整備の推進、企画交流係、予算3,000万円に対して決算1,630万円、住宅の耐震化推進、危機管理係、予算360万円に対して決算30万円、小布施ブランド戦略事業、産業政策係、予算580万円に対して決算170万円、新規就農者支援、農業振興係、予算2,100万円に対して決算1,240万円、土地改良事業、農業振興係、予算7,310万円に対して決算3,760万円、マスコットキャラクターの活用、商工振興係、予算120万円に対して決算6,000円等、一例として挙げさせていただきましたが、見解を伺います。

5点目として、小布施町議会では9月会議の令和3年度決算承認の後、10月20日付で令和5年度予算要望書を町長に提出させていただきました。11項目について要望いたしましたが、それぞれの項目について新年度予算編成にどのように反映されるのか、方針を伺います。特に2番目の行政及び議会のICT化推進についてはどのように予算編成に盛り込むのか、伺います。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ただいま、大島議員からご質問ございました1つ目、令和5年度予算編成の最重要点、それから2番目、町長公約と予算編成についてお答えをいたします。

令和元年の台風19号による農業被害、家屋の被害、交通網の分断による商業活動の停滞、それに続くように始まった新型コロナウイルス感染症の拡大による小布施町の経済活動の停滞は町や町民にとって大きな打撃でありました。そして、そのほとんどの行事やコミュニティ活動の停止により交流の機会が減少し、心身両面で厳しい状態が続いております。町民の皆様は町の施策をご説明し、直接ご意見を伺う貴重な場である町政懇談会もごく限られた人数での開催を余儀なくされております。いまだ終息しない新型コロナウイルス感染ですが、病床使用率は高いものの重篤な患者の割合は低いこともあり、感染拡大に十分注意をしながらも町民の皆様との意見交換の場を増やしていきたいと考えております。

また、今年大きな災害に見舞われませんでしたけれども、町は、昨年まで3年続けて大雨により大きな被害を受けました。異常気象により災害が甚大化、頻発化する中、防災の取組を一層強化しなければいけないと考えております。

基本的に、令和4年度との違いというよりはさらに進めていくという施策、事業になりますけれども、特に心と体の健康と防災と安全、この2つは令和5年のみならず、これからの小布施町の大きなテーマになろうかと考えております。

次に、私の公約の令和5年度予算への反映についてお話をいたします。

公約として上げました「繋ぐ」「育む」「整える」と令和5年度予算との関連は次のように考えております。心と体の健康につきましては、「整える」の小布施町を現代の湯治場にとそれに関連して、「繋ぐ」の農商工連携を引き続き進めてまいります。行政担当者と民間事業者で構成されました農商工連携協議会が中心となり、研修を重ね、農商工連携の実例をつくりたいと考えております。町内の事業者がそれぞれの強みを持ち、さらに事業を発展させていただけるよう行政としてサポートしてまいります。町内の皆様のお声を真摯に伺うことはもちろんですが、若者会議またバーチャル町民会議などご縁のできた町外の方が多数いらっしゃることも小布施町が持つ大きな財産の一つと考えております。なかなか交流しにくい状況が続いておりますが、社会情勢を勘案しながら、小布施町、もしくは県外での交流会などしたいと考えております。

また、公約では「繋ぐ」の中に若い力をつなぐというのを上げておりますが、町内の若者はもちろん、ご高齢ながらも気持ちは若い、若者だという方もたくさんいらっしゃいますので、町内版若者会議のような皆様の意見を伺い、共に小布施町の未来を語り合える場をつくりたいと考えております。

子供を取り巻く環境は年々複雑になっていきます。学習障害、ひきこもり、いじめ問題、

ヤングケアラー等々、その対応も複雑です。様々な課題やご相談に対応するための体制づくりが必要です。来年4月にはこども家庭庁が発足される予定ですが、町においても、令和6年度にはこども家庭支援センターを設置したいと考えており、来年度にはその開設に向けた準備を進めてまいります。

防災と安全につきましては、まさしく公約の「整える」になります。令和元年の台風19号災害以来、防災が大きなテーマとなっておりますが、令和5年度には千曲川堤防のかさ上げの完成など、一区切りがつく予定です。これに安心することなく、逃げ遅れゼロの体制を維持できるよう住民の皆様と一緒に災害対応を進めてまいります。また、災害発生の一要因であります環境変動対策として、今年度策定をいたしました小布施町環境ランドデザインに基づき、取組を進めております。小布施町環境ランドデザインにつきましては、町政懇談会でご説明をさせていただきました。町民の皆様からは具体的な取組を示してほしい。ソーラーパネル設置の補助をしてほしい等のご意見をいただきました。本年度一部フラワーセンターでの実証実験を始めておりますが、さらに取組を具現化させてまいりたいと考えております。

公約であります「全ての人にとって豊かで幸せな町に」を実現する手段を予算化するとともに、第6次総合計画で上げている各施策、事業を着実に進めてまいります。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、大島議員の3点目から5点目までの3点につきまして答弁させていただきたいと思っております。

まず、3点目の計画的当初予算で精度の高い金額を計上すべきと考えるが見解はというご質問でございます。町の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画につきましては、先ほど寺島議員からのご質問の際に副町長より答弁申し上げましたとおり、現施設を維持するための必要経費を積み上げたものであり、財源的な裏づけを持った年度ごとの具体的な計画になっていないのが実情でございます。

今後、施設の改廃により住民サービスの低減や負担増になることの是非についても十分な議論をしていく中で、真に実効性のある計画となるよう、長期的な視点に立ちまして令和5年度予算編成の中でも十分に議論をし、今後明確な方向性がお示しできるよう具体的な計画にしてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の前年度決算で執行率の低い事業があったが、そういった事業に対す

る予算編成についてのご質問でございます。当初予算編成の査定におきましては、事業の趣旨と組立て方、進め方について担当課と十分に確認をし、予算を議会に提案し、議決をいただいているところでございますが、事業執行の段階で様々な事情により当初予算事業を執行できない、あるいは逆に不足を生じ、増額の補正が必要な状況になる場合がございます。特に、ここ数年は台風災害やコロナ禍などの影響により、執行率の低い事業が幾つかあったことは先ほど大島議員の質問の中でご指摘いただいたとおり、事実でございます。令和3年度決算での執行率が低い事業の要因につきましては、個別には9月会議で資料請求がございまして、ご説明申し上げておりますので、省略をさせていただきたいと存じます。

令和5年度の予算編成におきましては、コロナ禍であることなどを含めて事業執行の状況を十分に加味した上で、経常的に例年と同じ予算規模を要求していないのか、事業の趣旨と実施方法など、査定におきまして確認をしながら適正な予算と事業の規模にしてまいりたいと考えております。

最後の5点目でございます。議会からの予算要望について、どのように予算編成に盛り込んでいくのかというご質問でございます。10月20日付で議長よりご提出をいただきました令和5年度予算要望書につきましては、11月1日に開催をいたしました令和5年度当初予算編成方針説明会で職員に対し要望書を提示しまして、十分な検討を行い、来年度予算に反映する必要があるものについては要求するよう周知をしたところでございます。現在、令和5年度予算編成の査定中でもございますので、個別の要望内容についてここで答弁を申し上げられませんが、議論や検討を重ねまして当初予算書の発送と併せて、また議長宛てに回答書のほうをご提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは再質問させていただきます。

まず1点目として、公共施設計画についてであります。ただいまの答弁では公共施設等総合管理計画、公共施設個別計画は財源的な裏づけを持った年度ごとの具体的な計画になっていないのが現状ですという、そのような答弁でありましたけれども、財源的な裏づけを持った年度ごとの具体的な計画をするべきだと思いますけれども、その辺につきまして見解を伺います。

2点目として、大規模建設事業資金積立基金積立てについて、公共施設計画を確実に実行していくためには計画的に基金積立てをしていく必要があるわけでありまして、令和

3年度の大規模建設事業資金積立基金への積立金が当初予算1,000円という予算であったものが、決算で1億8,300万円、大変かけ離れたものでありました。令和4年度の当初予算は5,000万円ということですが、これは幾ら積み立てる予定なのか、お伺いいたします。また、令和5年度予算、今予算編成をしているところでもありますけれども、当初予算どのぐらい見込むのか、お伺いいたします。

3点目として、議会からの予算要望書では11項目の要望をさせていただきましたが、その項目につき、これはできる、これはできないという明快な答弁をお聞きしたいと思います。

また4点目といたしまして、執行率の低い事業について、ただいまの答弁では、台風やコロナ禍などの影響もあり、執行率の低い事業が幾つかありましたとのご答弁でありましたが、台風とコロナを口実にしないよう、質問の中では一例とした挙げた7項目については台風とコロナとは皆無関係であります。台風、コロナを口実としない答弁を再度お願いいたします。

以上、4点について、再質問させていただきます。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） すみません。

4点再質問をいただきました。順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の総合管理計画等に財源的な裏づけがないということで先ほど答弁させていただきました。大島議員からご指摘ありましたとおり、財源があるべきだということについては全くそのご指摘のとおりでありますし、これから見直していくわけなんです。しっかりと財源的な裏づけを持った適切な管理計画、総合計画にしていきたいと思いますというふうに考えております。

2点目の、大規模建設基金への令和5年度の積立てはどのぐらいかということですが、これにつきましては、令和3年度、4年度の部分については先ほど大島議員からもご指摘のあったとおり、当初予算から決算では大分乖離が離れた金額の積立てがあるということのご指摘のとおりでございますが、町の令和5年度の予算編成の査定が始まったというところで、しっかりと各事業の精査をする中で、適正に基金の積立てをしてまいりたいというふうに考えております。

なお、令和4年度当初時点で大規模建設事業積立金が2億9,600万円ほどでございますので、今後必要と見込まれます大規模改修等そういった計画に沿った形の中で、適正な積立金を計上してまいりたいというふうに考えております。

3点目の、議会から要望のございました11項目についてできるできないということについ

ては、先ほど答弁させていただきましたとおり、予算編成時のときに、各課のほうに周知をし、検討するよとということに指示をさせていただいておりますので、その検討状況をまた査定の中で確認をしながら、回答書のほうをしてまいりたいというふうに思っておりますので、今時点でこれができるできないというふうに明確にお答えすることはできませんので、ご容赦いただきたいと思います。

あと執行率の低い各事業で、台風ですとかコロナ禍という理由でないというご指摘でございます。コロナ禍ですとか台風による執行ができなかったものについては一例として挙げさせていただきますけれども、大島議員から各個別にご指摘いただいた部分については、様々な理由でなかなか進められない事業があったということで、例えば対象となる相手の方との交渉ですとか、いろんな様々な要因でできないケースがあったということでございますので、ちょっと個別ごとに私も全て把握できておりませんので、一つ一つご回答申し上げられませんが、新年度予算編成に当たっては、議員からご指摘いただいたところを踏まえて、しっかりと予算編成に臨んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、公共施設等総合管理計画、また個別施設計画については財源的な裏づけを持った年度ごとの計画をこれから進めていきたいというようなお話でありましたが、公共施設等総合管理計画は今年の3月に改定しておいて、個別施設計画が昨年改定しておるわけですが、またこの改定版が近いうちに出てくるという、そんなことで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 見直していくという答弁をさせていただきました。

これが財源的な裏づけというところで、どれだけ今後年度ごとに必要か、あるいは今後、何といいますか、予算の歳入とかこれからいろんな事業を進めていく中で歳出していくと、そういった歳入歳出等を全て考慮しながらシミュレーションをしていく必要があるかなということで、はっきりその時期は申し上げられないところではございますが、そういったところを十分庁内のほうで検討させていただいたり、シミュレーションする中でまとまったところで、改めて改訂版ということでお知らせさせていただきたいというふうに思っておりますので、時期、いつまでということにはちょっとこの場でなかなか申し上げられなくて恐縮です。

が、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 通告に沿って2項目にわたり、質問をいたします。

第1項目めは高齢者の心豊かな老後を支えるためにであります。

我が国では少子高齢化社会が年々進んでおります。現在我が国の人口は1億2,485万人です。そのうち65歳以上の高齢者は3,627万人で、高齢者の人員を人口で割った高齢者率は29.1%になります。小布施町は10月31日現在の人口は1万989人で65歳以上の高齢者の方は3,770人ですので、高齢者率は34.3%であります。ちょうど3人に1人が高齢者という状態です。全国の高齢者率が29.1%で小布施町が34.3%ですので、国より小布施町のほうが5.2%も高齢者率が高いことになります。ですから、国や県の進める高齢者対策を待って小布施町の施策をつくるのではなく、国に先駆けて高齢者の施策を考えていかなければなりません。

高齢者になれば、歩行速度、握力などの運動能力、生活機能、知的障害などが低下してきます。その反面、病院などへの重症率や死亡率が高まります。よって、高齢者社会は社会保障制度、医療費、介護費に大きな負荷がかかります。小布施町の介護保険特別会計を見ても、10年前の平成25年度の決算は8億5,530万円でした。それが5年前の平成30年度には9億999万円になり、本年度は12億476万円の見込みです。介護保険の事業内容は変化をしていますが、10年間で3億4,946万円もの介護保険特別会計は増額しています。

高齢者が望んで介護を受けるものではありません。高齢者ならどなたでも若い頃のように元気で働き、病院なんかには行かずに、ましてや介護で皆さんに迷惑をかけるなどしたくはないと思っております。高齢者は健康であれば第2の人生、セカンドライフを趣味やボランティア活動等で地域貢献もでき、有意義な老後を送ることができます。高齢者の健康長寿のために、本人の努力は当然ですが、家族や社会福祉協議会、シニアクラブ等々の公共の支援、加えて行政の援助が必要であります。

特に、現在の高齢者の皆さんは第2次世界大戦の戦中戦後の動乱と荒廃の中で、食べるもの、着るもの、住む家にも事欠き、ご苦勞をされた少年少女時代でした。また、社会人になられても、敗戦後の復興期で劣悪な職場環境、労働条件の中で働き、日本経済の高度成長を支え、今日の豊かな日本を築かれました。特に、小布施町の先輩の皆さんは、今日の観光でにぎわう小布施まちづくりに物心ともに貢献をされました。

よって、高齢者になられた今、ご健康で心豊かな老後をお過ごしいただくために提案をいたします。そこで、お伺いします。

桜井町長は、町長に就任されてもうすぐ2年になられます。民間におられたときと違い、町長と言う立場になられた今、高齢者に対する思いと高齢者施策についてのご所見をお聞かせください。

第2にお伺いいたします。高齢者が心身ともに健康であるためには自宅に引き籠ることなく、外に出ることです。小布施町は図書館、美術館、オープンガーデン、駐車場、ミニパーク等町の中にコンパクトに収まり、あわせて来訪者との交流もできる恵まれた環境です。しかし、高齢者が外出をする気になれるかが一番の課題です。そこで、第1項目として、本年4月より高井鴻山館、おぶせミュージアムの入館料が高齢者、町内の方であります。無料になりました。両館における高齢者の反応と利用状況はどうでしょうか。

2点目といたしまして、お出かけ交流ポイント、おでこポイントは全国的にもまれな施策です。少ない経費で高い効果を上げており大変よい制度だと思えます。令和4年度の予算には68万円を計上されていますが、現時点の参加、利用状況はいかがででしょうか。また、高齢者が家から町へ出るきっかけ、インセンティブのために現在の1ポイント50円を100円にする方向で検討をしていただけたらと思ひ、提案します。

3項目めとして、町では高齢者タクシー利用給付金を制定し、高齢者の外出を支援しています。今後、町独自の高齢者の支援策を関係者と相談しながらぜひ新しいものをつくっていただけることを期待します。

以上です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ただいまの小渕議員のご質問の1つ目、町長になって2年間で得られた高齢者の方への思い、施策についてお答えいたします。

2年間の間、コロナ禍ではありましたが、町政懇談会や様々なフォーラム、研修会などで

たくさんのご高齢の方とお会いすることができました。町政懇談会では町への要望、お住まいの地域への思い、まちづくりフォーラムでは小布施町全体への思いを伺うことができました。

改めて思うことは、今日、私たちが豊かに暮らすことができるのは、先人や現在の高齢者の皆様が長きにわたり働き、知識、技術、伝統を引き継ぎ、そして人や地域を支え続け、築き上げていただいたたまものであるということです。そして、町長に就任するまでは町の高齢者施策は断片的にしか分からないこともございましたが、就任後には多くの予算を費やし、健康づくり、介護予防、社会参加の推進、後期高齢者医療保険等の特別会計など多岐にわたる事業を実施していることを改めて認識したところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、高齢者の皆様との触れ合いの機会は極めて制限をされてしまいました。議員ご指摘のとおり、健康であるためには外に出ることも大切です。人と話をする事、思いを寄せることは心の健康に、そして体の健康に必要なと感じております。いまだ終息の兆しが見えにくい状況ではありますが、ワクチン接種、感染防止策を講じながら、徐々に外出と人との触れ合いの機会をつくっていただきたいと思います。行政としましても機会づくりを積極的に進めてまいります。

令和5年度は町の方々との意見交換会を積極的に行い、またまつぼっくりのような町民の方主体のコミュニティ活動、おでこポイント活動の積極的ご参加への啓蒙活動などをさらに推進してまいります。また、議員からご意見をいただきました今年度5月から行っております町内の65歳以上の方は無料となる高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館にも積極的に足を運んでいただけますよう告知をしてまいります。お幾つになられても健康で幸せに暮らせること、それが皆さんの願いです。引き続きコロナワクチンの接種を推進、安全対策を十分に行いながら町民や関係者の皆さんと意見交換を行い、地域行政が一体となって高齢者施策の推進に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、小渕 晃議員の高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館の入館料が町内の高齢者は無料になったが、両館における高齢者の反応と利用状況はというご質問にご答弁をさせていただきます。

議員からのご提案をいただきまして、今年の5月から高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館につきましては町内の65歳以上の方について入館料が無料となりました。両

館における反応と利用状況であります。まず、高井鴻山記念館につきましては5月から11月までの間65名の方にご利用をいただきました。職員に確認したところ、入館料が無料になる前は町民の方の入館は少ない状況でありましたが、5月以降は散歩がてらに来館いただいた方や企画展に興味を持ってわざわざ友人と訪れてくださった方もおられたようでございます。

また、おぶせミュージアム・中島千波館につきましては5月から11月までの間、54名の方にご利用をいただきました。まだ、町内への宣伝不足なのか、知らずに来館され、職員から声をかけた方も何名かいたようであり、今後も町民の皆さんに広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） 私から2点目のおでこポイント、それから新たな高齢者の独自の施策等についてご答弁を申し上げます。

出かけて交流ポイント、通称おでこポイントの概要は、65歳以上の町民の皆さんが対象となる事業に参加するごとにポイントが付与され、そのポイントは商品券と交換することができます。商品券は町に申出のあった店舗等で使用できるというものです。ご参加の皆さんに喜んでいただいていると考えております。おでこポイント創設の目的は、高齢になっても地域活動に積極的にに関わり、交流を楽しみながらお互いに支え合うことで元気に暮らし続けることを支援していくことでもあります。それが町民の皆さんの健康寿命の延伸につながっていくということが大きな目的と考えます。

ポイントの対象となる事業は、大きく4種類あります。1点目としましては健康診断や介護予防教室などの健康増進を目的とする事業、2点目としましては公民館や町社会福祉協議会、シニアクラブの講座や教室、交流事業への参加、3点目としましては各種ボランティア活動、4点目としまして松村のまつぼっくりさんで行われているような地域支え合い活動、これらへの参加となっています。令和2年、3年の試行期間を経まして、本年から正式な事業として運営しています。令和2年度の参加、利用状況ですが、参加人数482人、商品券に交換した人数が198人、参加人数比率は41.1%、交換された商品券の枚数は509枚、金額は25万4,500円、参加事業区分の比率ですが、健康診断、介護予防25%、講座、教室、交流事業58%、ボランティア活動17%、男女別の比較傾向は、男性はボランティア活動の比率が

高く、女性は介護予防教室や公民館の講座、教室への参加が多くなっています。年代別の事業参加率は60歳代8.5%、70歳代59.2%、80歳代29.3%、90歳代3%となっています。

続いて、令和3年の参加状況です。参加人数538人、前年比11.6%の増、商品券に交換した人数が273人、参加人数比率は50.7%で前年比9.6%の増、交換された商品券の枚数は840枚、金額は42万円で前年比16万5,500円、65%の増となっています。参加事業の区分、年代別の事業参加率はともに2年度と同傾向ですが、公民館の講座、教室の比率が高くなり、約半分を占めました。本年の参加利用状況でございます。11月末現在の数値となります。参加人数533人、内訳は男性171人、女性が362人、商品券への交換状況や事業への参加状況はまだまとまっておられません。

おでこポイント事業は65歳以上の方が対象ですので、65歳の誕生日を迎えて介護保険の1号被保険者の手続の案内の際に、おでこポイントのお知らせも併せて行っており、多くの方にご参加いただけるようPRしてまいります。

次の1ポイント50円から100円にすることについてでございます。ポイントの付与率については事業に参加すると1ポイント、ボランティアや事業の担い手としての参加の場合は2ポイントとなっております。1ポイントは50円相当で10ポイントごとに500円の商品券と交換でき、交換の限度額は年度ごとに3,000円となっています。ポイント付与率の設定に当たっては事業に参加した際に付与されるポイント数、金額のほか、対象となる事業や人の選定などを総合的に検討いたしました。

おでこポイントのようなポイント制度を実施している自治体がほかにもあり、おでこポイントの実施に当たって参考にいたしました。ボランティア活動や健康づくりを目的とした事業への参加をポイント付与の対象としている自治体が多いのですが、当町のおでこポイントの特徴は、シニアクラブ連合会の皆さんの活動や公民館等での講座や教室などへの学び交流も対象にしていることでございます。

予算的制約がある中でのポイント付与率設定の方向性としては、2つあると思います。対象とする事業範囲が狭いが、参加した人に厚めにポイント付与する方向と、対象とする事業範囲を広くして参加した人に付与するポイントは薄めになるという方向です。健康づくり、ひいては介護予防は、できる限り日常的に外出したり交流の機会を持ったりすることが大切であると認識しています。他の自治体と比べて付与されるポイント、金額面で見劣りするところがあるかもしれませんが、できるだけ多くの人を対象としまして、外出や交流をしていただき、地域活動や支え合い活動に携わったりしていただきまして、今後とも元気に暮らし

続けていく誘因としてのおでこポイント制度であると考えています。

試行期間を経て、本年度に正式運用を始めた制度で、現時点で見直すということは考えておりませんが、所期の目的の達成について検証していく中で、必要に応じた見直しも図っていきたいと考えています。

次に、町独自の高齢者支援策についてです。町独自の高齢者支援策の創設につきましては、高齢者等タクシー利用助成事業も関連する高齢者の移動支援施策について検討を進めてまいります。高齢者等タクシー利用助成事業は、年間2万5,200円分のタクシー利用券を給付することによる高齢者の移動支援施策として、大変喜ばれています。一方、タクシー利用助成事業は住民税が課税されている人は対象としていない。また、車の所有や免許返納について条件にしていないことから、移動支援策であると同時に低所得の皆さんへの福祉給付的な施策でもございます。必ずしも高齢者のみを対象にしたものではありませんが、町はこれまでにできるだけ多くの方が利用できるような移動支援施策として、いろいろと試行錯誤をしております。

平成22年から25年にかけては、町内循環バス、コミュニティバスの実証運行を重ね、本格運行を模索しました。平成26年には栗原スーパーさんの閉店により買物が不便になってしまった地域の方を対象に、お買物サポートバスを運行いたしました。このほか、豊野駅へのシャトルバス等、いずれも利用者数が伸びず、通年実施には至らなかったところでございます。

高齢者等タクシー利用助成事業のほかに、現在も利用いただける移動支援施策は常時車椅子の人などを対象にした福祉バス、町社会福祉協議会が実施している高齢者等の社会参加促進を目的とした車両貸出サービス事業、買物など日常のお手伝いを付添いして支援する有償くらし安心サポート“福ちゃん”があります。今後実施する町の施策としましては、お買物タクシー実証実験があります。これは、地域で誘い合い、自宅からスーパーのドア・ツー・ドアでの買物を支援する仕組みで、近所のお友達でタクシーに乗り合わせてツルヤで買物をしていただき、自宅までお送りするというようなものでございます。令和2年度に実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で現在まで延期になっているところでございます。

これらの施策は、一定の効果がある半面、行政上の制約もあって、何らかの移動支援を希望する全ての人、要望に行政が応えるのには限界がある課題認識を持つに至っております。このような認識は小布施町だけではなく、多くの自治体に共通していると考えてございます。また、恐縮ですが、住民の皆さんの中でも共有されつつあると考えております。住民主体の

移動支援創出のための試み、模索としまして、みんなで支え合う移動外出支援フォーラムが先ほどの答弁でもありましたけれども、10月11日と始まってきております。

そういった中で、例えば隣の須坂市旭ヶ丘地区では、旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会が設立されまして、本年9月から助け合い事業を開始いたしております。その事業の一つに買物や通院等の付添支援が上げられています。旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会設立の経緯として、平成29年に地域住民が高齢者の買物、通院などの外出支援を研究検討する触れ合い交通班を発足いたしました。令和2年からは須坂市さんも加わりまして、長野県の事業である高齢者の移動支援サービス充実のためのアドバイザー派遣事業の支援を受け、住民主体の移動支援の体制整備につなげていったものでございます。

町もこのアドバイザー派遣事業の支援を受け、10月20日、11月26日と小布施らしくみんなで支え合う移動外出支援フォーラムを開催し、関心のある町民の皆さんとの対話から模索を始めたところでございます。時間はかかると思いますが、今後町は地域住民が地域住民に寄り添って移動外出支援を行う小布施らしい活動の創出を目指して、地域の皆さんはじめとして協力していただける方と対話、検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 町長より、高齢者施策の所見について率直にかつ明確にご発言をいただき、ありがとうございました。

12月会議の冒頭の町長の挨拶で町長はこのように発言をされました。おぶせミュージアムの収蔵展の開催に当たり、町内にお住みの65歳以上の方は無料で入館できますので、大勢の皆さんのお越しをお待ちしております。という発言でありました。このように、町のトップによって発信をいただくことは大変効果的だと思います。今後も機会がありましたら、ぜひご発言をいただき、特に美術館などは季節ごとに衣替えをしますもので、その際には65歳の方に来ていただけるようなそんな文化の町であってほしいと願うところであります。

先ほど申し上げました町全体の高齢者率は34.3%です。しかし、おのおの自治会に入っ
て考えるともっと深刻になっているわけです。例えばクリトピアは高齢者率57.1%です。それから千両では49.2%、中扇は47.5%となっており、それぞれの自治会の2人に1人が高齢者であるということになります。続いて松の実は40.6%で、以上のところは昭和40年代に宅地造成が町でなされ、それに伴って小布施町にお出でいただいた通称団地という地籍
であります。

しかし、今年になって変わってきたのは、中条が40.9%、大島が40.7%、中子塚が40.6%、林が40.5%と、団地という自治会ではなく周辺の農村地帯の自治会が40%台に入って、以下、北岡、上町、矢島、山王島等々が近いうちに40%になります。特に、農村地帯が高齢化してくると農村地帯は屋敷が広いということ、そして屋敷の中に植木があり、あるいは倉庫や農機具小屋等の建設物があります。加えて農地も当然あります。よって、高齢者のご健康だけではなく、産業や生活環境の問題にも大きく影響してきます。何とか介護者を出さないようにすることは健康福祉課だけではなく、小布施町全体の問題として今後考えていただきたいと思います。

高齢者になっても、介護を受けない元気な高齢者でおられれば問題はないのですが、高齢者にならないために自ら自覚し、行政の支援を受けたり、地域の力あるいは高齢者が結集するシニアクラブの皆さんの活動によって、ぜひ小布施町が高齢者になっても元気で農村あるいは地域の状態が維持できるように、そんなふうにお考えいただきたいと思います。

それと、もう一方、おでこポイントの関係であります。先ほど課長が説明していたように、大変ポイントの在り方に優れている点は、公民館を中心とした学びの場所が30ポイントある。それからシニアクラブの皆さんのやっているいろんな高齢者のスポーツ関係が26ポイントある。知識を得ても体が動かなくてはどうしようもありません。そういう意味では知識と体のバランスよく優れたおでこポイントのシステムになっている点は私は感心しております。

それで、先ほど課長の説明も理解はできますが、たまたまこれからお出かけしようと第一歩を踏み出すについては、50円でなく100円ぐらいというほうがと私は思うんで、その中で私が考えたのは、1ポイントから10ポイントまでは100円で、11ポイントから60ポイントまでは50円というふうな形にすることによって、第一歩を踏み出すときのきっかけに、力になるのではないかと私は思いますんで、それを含めてまたご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご質問というか、私へのご意見とかだというふうに承りました。

今年、運動会ですとか、いろんな検討する中で自治会長さんともいろいろ話をできました。やはり地域によってはもう役をしてくれる人間がなくて、グルグル回しするんだとか、運動会を出ようにも若い人たちがいないんだという話も随分と伺いました。ですから、本当に自治会によって、本当に年齢バランスであるとか、そういったものが極端に今離れているな

というのがそういうことから分かるところでございます。そんな中でもやはりその問題は
その問題であるんですが、高齢者の方お一人一人元気でいていただくというのも大切であり
ます。

ちょっと私ごとの話でこういう場での話か分かりませんが、うちの親父が昨年93歳で他界
をしましたけれども、60歳までは本当に仕事仕事だったんです。60歳超えてからそれこそ
スキーだ、英会話だ、ダンスだ、カラオケだというふうに遊び始めまして、ダンス、カラオ
ケ、あの辺はもう死ぬ間際までやっております、本当にいろんなそういうことに興味を持
って、それから人と話をして、外へ出かけてというのがやはりそういったことがエネルギー
だったかというふうに私も思っております。

ですから、町の方々ともそういう場でいろんな話をして、出ていただくということが大切
だと思っておりますし、それからおひとり暮らしの方にしても、お一人だけでも孤独じゃな
いという状況を町でつくっていくべきだというふうに感じております。

ありがとうございます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまおでこポイントのことにつきまして、学びの場、シ
ニアクラブの活動も支えている優れたシステムということで大変ご評価をいただき、ありが
とうございます。その中で、第一歩については効果があるんだけど、さらに改善の必要
があるというご提案ということで承りました。11ポイントとかポイントの数、どこかをこう
いったところでしっかりと支援していくということもまた必要なのかと思います。議員はじ
めシニアクラブの皆さんなどからもご意見を賜りながら、必要な見直しについて検討をした
いと思います。

ありがとうございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 2項目めの北斎館の野外トイレを町として新たに建設されるのか、
についてお伺いたします。

北斎館の野外トイレはこの秋突然解体され、現在その跡地に新たな建物が建設されていま
す。この解体されたトイレは昭和61年4月に新設されました。その年の前年は高井鴻山館と
北斎館を結ぶ栗の小径が完成しました。加えて翌年は開館10周年記念で入館者100万人に達
したという北斎館の人气が上昇し、入館者がうなぎ登りに増えている時期でありました。そ
れだけに当時としては時代の先端を行く水洗トイレでありました。公衆トイレで水洗という

のはまさに珍しい時代であり、トイレ百選にも選ばれ、マスコミの報道等もありました。それゆえに私ども町民にとっては自慢のトイレでありました。ところが9月18日付の北斎館が発行された重要なお知らせという通知が出されました。それによりますと、施設の老朽化により維持管理の困難とコロナ後の観光ニーズの変化の状況を踏まえて、解体されたという説明がありました。また、令和5年度以後については公設トイレの新設などを含め、別途協議してまいりますとも記されていました。

そこで、お伺いいたします。北斎館は一般財団法人であり、小布施町とは直接関係はありません。しかし、思い起こせば昭和51年11月に開館したわけですが、それに至る前は町が開発公社の宅地造成の利益金1億8,000万円を基金として北斎館が建設されたと聞いております。以降、平成19年には建物が増築、改築され、平成24年には一般財団法人に移行されました。よって、町との関わりは薄れてはきました。しかし、北斎館があつての小布施観光です。また、町の観光の施策を進めるに、北斎館は大きく関係があります。

そこで、お伺いいたします。トイレの築36年を経ております。観光の形態も観光バスからマイカーに変わっている現状では、そのことは理解できます。しかし、この秋突然に野外トイレが解体されました。事前にどのような協議をなされたか、お伺いします。

2項目めといたしまして、北斎館は、先ほど申し上げましたように、令和5年以降については公設トイレの新設などを含めて別途協議していますと申されております。公設トイレとなれば、これは町で建てるトイレのことになるのかどうか分かりませんが、それについてもどのような経過で、また今後どのような方向でこの計画を進めるのか、お伺いいたします。

以上。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） それでは、私のほうから小淵議員の質問にお答えをしたいと思います。

北斎館駐車場のトイレですが、北斎館が今お話のとおり建設し、所有していますが、北斎館だけでなく、多くの観光客の方が利用する公共性を考慮し、維持管理費、清掃費を町がこれまで負担はしてきております。建築から36年以上経過しまして、環境的、衛生的です、衛生的な施設維持が難しくなってきた中で、北斎館ではトイレのみとしての利用を見直しまして、国の事業、再構築補助金を申請しまして、アートと気軽に触れ合えるギャラリーカフェとデジタルギャラリーとして建て直すことを決定し、結果として、北斎館周辺のトイレの数

が大幅に減少することになったということになります。

町が維持管理費、清掃費を負担している施設でもあり、事前に町に十分な相談がないまま計画が進行したことは誠に遺憾ではございますが、連携が密でなかったということは町としても反省すべき点になります。5月にトイレを解体、現在新しい施設を建設中で、12月中には外装が完了するということです。心配されました秋の行楽シーズンのトイレ不足ですが、コロナ禍ということもあり、バスの乗り入れは観光前に比べ大幅に減少していること、また、トイレ利用を希望する観光客の方々に北斎館内のトイレを無料開放していること、そして近隣商業店舗の皆さんの協力により、大きな混乱もなく、秋を乗り切ることができました。北斎館内のトイレは、1階トイレは時に行列になることもあったようですが、混雑時に開放する予定であった2階のトイレは使わずに済んだということでした。

町として、新しいトイレをどうするかのご質問でございますが、観光拠点の中心部でもあり、公共性の高い施設ですので、町としてもある程度の関わりと費用負担をすべきと考えてはおります。しばらくはバスの団体のお客様がコロナ禍前のように戻るには時間がかかると思われまます。拙速に建築を考えるのではなくて、北斎館駐車場一帯を総合的に考えていきたいというふうに考えています。

その理由として、歩行者と車の混雑が上げられます。国道403号線から北斎館までの道、そしてその駐車場内は歩行者と車とのエリアが分かれておらず、接触到危険性が高いというご指摘もいただいております。歩くエリア、車中心のエリアを明確にし、一つの公園といたしますか、エリアとして北斎館と協議する中でトイレも完備してまいりたいというふうに考えています。令和4年度中には全体のイメージを固めたく、議員の皆様にもご相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 富岡課長の説明で概略についてはよく理解できました。その中で今まで北斎館の周辺の関係については403号から大型バスが入ってくる。そしてそこに歩行者がいるということで、大変今おっしゃられたように危険でもあり危ない場所でありました。それが今度バスがウィズコロナの関係なりでどうなるか分かりませんが、逆に観光バスが今までのように10台も20台も入ってこないとなれば、直接道路ではなく403から入ることによって、あそこの現在403から東町に抜ける道路をある意味じゃ歩行者天国のような形にすれば、それこそまた非常に便利であり、豊かな観光資源の場所になるやに思います。そ

ういう意味では、ぜひ災いを福とするような形で、あそこの関係を便利なような形にすることを町としましてもご努力をいただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（小林一広君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は、午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

延会 午後 2時48分

令和4年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第3号)

令和4年12月9日(金) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	宮崎貴司君

建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	柝 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 最初に、5番、中村雅代議員。

[5番 中村雅代君登壇]

○5番（中村雅代君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして2項目の質問をさせていただきます。

1項目め。子育て環境の充実を。

子供や子育てを取り巻く社会状況の変化は著しく、コロナ禍による出生率低下も影響し、日本の出生数が急減しています。2日付の日本経済新聞によりますと、出生数は、2021年に

過去最少の81.1万人となりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、結婚や妊娠が減って、2022年もコロナ禍が続き出生減に歯止めがかからない状況で、2022年の出生数は初めて80万人を下回る公算が大きいとのことでした。

しかしながら、保護者の保育園ニーズは高く、令和4年度当初の全国待機児童は5年連続で減少し、3,000人を切って過去最少を記録する一方、隠れ待機児童はその24倍の7万人前後に上ったとのことでした。保育所に入れない待機児童への対策が進む中、待機児童とは保育施設に入所を申請し条件を満たしているのに入所できない児童、ただ申込みが特定の保育所のみ、親が求職活動を停止、幼稚園など他の施設の利用、育休延長などの理由で入れなかった場合は定義から外れ、隠れ待機児童と呼ばれています。入れなくても行政の定義から外れて集計されない隠れ待機児童が全国で増え続けているということです。当然、ゼロ歳から2歳児に多いわけですが、待機児童数の調査には含まれないこの現象は、小布施町でも起きているのではないのでしょうか。

待機児童が発生してしまう大きな原因の一つが深刻な保育士人材不足です。当町でも働く職場への不満や雇用形態による不満などミスマッチが原因で離職者も増えているようです。しかし、人材確保が先決だからとスキルの伴わない保育士や資質や適正を欠いた人材では多様なニーズに応えることはできません。今や、保育士の不適切な保育の問題が次々と明らかになっています。当町においても、保育や保育士に関する苦情が寄せられている実態を耳にしたり、私も保護者の方から直接相談を受けた事案がありましたが、苦情解決体制はどうなっているのでしょうか。

最後に、施設の老朽化に伴う、つすみ保育園建替計画の進捗状況についても伺います。

伺いたい質問事項。

1点目。認定こども園、保育園の来年度3歳未満児入所申込み状況は。

2点目。今年度保育室がない、保育士が確保できないなどの理由で、4月当初あるいは途中入所を断った事例は。

3点目。待機児童の対象外とするケース定義で計上されなかった潜在的な待機児童数は。

4点目。当町のゼロ歳から2歳児の受入れに欠かせない存在の企業主導型保育所との連携はどうでしょうか。

5点目。苦情解決体制はどうか。第三者委員などの配置はありますか。

6点目。つすみ保育園の建替計画のスケジュールなど、進捗状況について伺いたい。また、有識者を交えての準備会などを立ち上げるお考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） おはようございます。

ただいまの中村議員、子育て環境の充実をという各質問にお答えいたします。

各園の来年度3歳未満児の入園、申込み状況についてお答えします。

令和5年度の入園申込みは、令和4年、今年度です、10月17日から11月4日まで行いました。入園申込み状況は、わかば保育園、2歳児14人、1歳児12人、ゼロ歳児7人。つすみ保育園は2歳児15人、1歳児18人、ゼロ歳児14人。認定こども園栗ガ丘幼稚園は、2歳児11人、1歳児11人、ゼロ歳児1人です。

今年度4月当初あるいは途中で入所を断った事例はとのご質問です。

令和4年度入園申込みをいただき、定員の理由などで育児休業を延長していただいたり、企業主導型保育所みらいく保育園や町外の園への入園をお願いしたりしたご家庭は15件ありました。内訳は、育休延長12件、他園紹介3件です。途中入園の問合せがあった場合は、必ず各園と入園について調整を行います。電話でお問合せいただくこともあり、正確な数字は持ち合わせておりませんが、未満児については年度当初でお断りしていることもあり、年度途中からの入園は、現在は難しい状況です。

待機児童の対象外とするケース定義で、計上されない潜在的な待機児童数はとのご質問です。

待機児童とは、保育の必要性の認定、2号または3号、がされ、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業、いわゆる認定こども園や保育園の利用の申込みをしているが利用できていない者と定義されています。議員ご質問の待機児童にカウントされない児童として、保護者が職を求める求職活動を休止している場合や産休、育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような場合、ほかに利用可能な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、私的な理由により待機している場合、さらに保護者が育児休業中の場合については待機児童数に含めないこととされています。

当町では、3歳以上の児童については、保育の必要性が認定される場合、全員入園ができております。しかしながら、未満児については、入園希望者全てにお応えすることが難しい状況であります。

保育士の配置については、現在、行き届いた保育を実現していくために、小布施町は運営基準としてゼロ歳児3人に対して保育士1人、1歳児4人に対して保育士1人、2歳児は、幼児6人に対し保育士1人が必要であり、現状の入園希望に対して部屋の数、部屋の広さなどの教室環境と必要十分な保育士等の確保という両面からの課題解決が必要です。そのため、育児休業が延長できる方には延長をお願いしたり、求職活動をお待ちいただいたりする対応をお願いせざるを得ない状況です。潜在的な待機児童を育休延長や他の園への入園をお願いした児童と捉えると、児童数としては約15人ほどが当てはまると考えられます。

企業主導型保育所との連携はとのご質問です。

町内の企業主導型保育所とは、定員の空き状況などの情報共有を図り、必要により受入れをお願いするなど連携強化に努めています。また、今年からは幼保で実施している療育コーディネーターや作業療法士、保健師による巡回相談を企業主導型保育所みらいく保育園でも実施し、より連携を進めていきます。

苦情解決体制はどうか、第三者委員などの配置はあるのかとのご質問です。

小布施町立保育所の苦情解決に関する要綱に基づき、苦情受付担当者は各園長とし、苦情解決責任者は教育次長と定めています。第三者委員は、民生委員、児童委員のうちから2名以内の委員をもって組織するとなっており、今月に民生委員、児童委員の改選が行われましたので、新たな選任に向け事務を進めていきたいと思っております。苦情解決に当たっては、各園長が保護者からの申出を受け付け、苦情解決責任者である教育次長、教育委員会へ報告し、今後の対応を検討し、園運営の改善や保育士への指導を行うなど、解決に向けて対応しています。近年、大きな問題等がなかったため、第三者委員に立会いや助言などを求めることはありませんでしたが、今後はよりよい園運営を目指すためにも苦情解決体制の周知や第三者委員への報告などに努めてまいります。

つすみ保育園の建替計画のスケジュールなど、進捗状況は、また、有識者を交えての準備会などを立ち上げる考えはとのご質問です。

今年度は、今後のつすみ保育園建て替えを見据え、駐車場に隣接する用地の購入に向け、地権者と話し合いを進めています。次年度、令和5年度ですが、建設に向けどのような建物にしていくか等、まずは、現場の園長や保育士から成るプロジェクトチームを立上げ、意見交換を行い、あわせて他園の施設見学も実施したいと考えています。加えて、議員ご指摘の有識者を交えての準備会等も視野に、より多くの皆さんからご意見を頂戴し、つすみ保育園の建て替えに向け、設計業務、建設費など詳細の検討を行い、具体的な推進計画を立ててまい

ります。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、4点ほど再質問をお願いいたします。

今年度の入園状況と比較いたしまして、ただいま来年度の申込み状況を伺いました。まだ入所決定の段階ではありませんので、2月ぐらいまでにいろいろと、教育長おっしゃったとおり、育休延長とか他の施設へのご利用をお願いされて、人数の調整をされていくんだと思うんですけども、やはり入所申込みはこの小布施町の施設に対して希望があったということですので、そういう面ではなるべく申込みに対応させていただきたい思いなんです。

つすみ保育園の、今伺いましたが、ゼロと1歳児はかなりの、比較すると多い人数になります。先ほど保育室とか、保育士の配置なども考慮しながらということでしたけれども、具体的にはどうなさっていくのか、今後の予定も含めて見通していただきながらご答弁をお願いいたします。

2点目は、みらいくにもお話を、私も伺いにまいりました。ほとんどもう定員に達していて、実は、私もあ、そうかと思ったんですけども、通年いろいろ連携は取っておられるとのことなんですけれども、まず、ゼロ歳児からお預かりしたらそのままそのゼロ歳児が1歳に上がりますので、もう人数的にはその定員いっぱい取るので、1歳児はもうずっと定員がいっぱい、そして2歳児は広い保育室がありますので、そのときには増えるわけですね。ですから2歳児の定員には、今の傾向としてはゼロ1から入っていくので、2歳児から入るお子さんというのはまあまあ連携が取れているというお話でしたけれども、そういう感じになって、やっぱりいっぱいいっぱいなんですよね。その点、そういう途中入所もやっぱり必要なわけですし、その辺を、空きがなければ園長と調整というご答弁でしたけれども、今後、本当にそういうことが毎回頻繁に起こるようでしたらどんな対応を取られるのでしょうか。

あと、3点目は苦情対応ですけども、大きな問題はなかったということでほっとしています。ただ、園長先生に伺ったところ、深刻な相談もあるようで、かなり丁寧な、微妙な対応をされておられるとのことでした。役場でも、先ほど教育次長がそういう事案に対して検証していくということでしたけれども、今回、直接役場の組織のほうに問合せがあった事例というのはありましたでしょうか。そして、どんなふうに確認をされていたのか、お願いします。

4点目。これがちょっと今回一番知りたかった建て替えなんですけれども、現場の保育関

係者の話では、当初、令和5年度着工なんじゃないかというふうに聞いていたというんですけれども、一体、今ご答弁では、土地の地権者との話を含め、これから来年度プロジェクトということでしたが、おおよそ何年着工、完成を目指していくのか、もしスケジュールが分かりましたらお願いします。

やはり、今の建て替えが、新しいところだったら、今いらっしゃるお子さんの居場所というのは確保できるんですけれども、伺ったところによりますと、隣の土地のということになると、今のつすみ保育園のそばということであると、それまで在籍のお子さんの居場所も考えなきゃいけないということで、その点も、もう少し慌てて取りかからないと間に合わないんじゃないかなと私は心配していますので、その点もご答弁お願いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。

今、中村議員の再質問でございますけれども、入園児の今後の予定ということでございますけれども、今、教育長のほうから答弁させていただきましたが、今年度特に、つすみ保育園の入園を希望されるご家庭が多いのが、この数字でも分かるかと思えます。これにつきましては、やはりきょうだい関係とかいらっしゃる関係で、どうしても下の子も同じ園に上げたいという、当然、ご家庭であればそういう形になりますので、かなりほかの園に比べて、今回大きくなっているところであります。

今、申込みを締め切って、それぞれのお宅のほうに育児の延長をお願いするなり、今、事務局のほうで対応させていただいております。できる限りご家庭の要望に応えられれば一番なんですけれども、なかなかそういうこともできませんので、その辺をよくご家庭とお話をさせていただく中で、また調整を図っていききたいかなというふうに思っております。

2点目の企業主導型保育所ということで、連携でございますけれども、現在、町内のみらい保育園と連携をさせていただいております。みらい保育園のほうも、企業枠と地域枠ということで設けていただいております。こちらの園のほうに、町立のほうに入れない園児に関してはその地域枠で一応受入れをさせていただいているというようなところでございます。ただ、全部の園児がその地域枠でカバーできるかといいますと、なかなかその辺も難しいというところもございますが、またその辺は、今のみらい園とよく連携をしながら進めてまいればと思っております。

あと、苦情に対する対応でございますけれども、今年度、1件の苦情に対する要望がございました。これに対しましては、該当する園のほうで、現状どうなっているかという部分を、

園長を中心にそのクラスの担任等も含める中で対応させていただきました。また直接、同じ案件につきまして教育委員会のほうにも保護者の皆さんから問合せ等をいただいております。その件についても、再度園のほうで現状等を把握する中で適切な対応を取ったところがございます。今、この苦情に関しましては保育所のほうに、園に関する様々な要望等ありましたら、園のほうに申し出てくださいということで周知をさせていただいております。また、認定こども園につきましては、年度末に保護者の皆さんに1年間保育をした中でのアンケート調査を行っております、そのアンケートからいただいた要望等を今度、次年度の園の運営のほうに生かしていただくというような形で取っておりますので、その辺をまたきめ細やかに対応していければということで考えております。

あと、4点目の今後の建て替え計画でございますけれども、こちらについては、先ほど教育長のほうから答弁をさせていただいたとおり、来年度プロジェクトチーム等を立上げながら行っていくところがございます。それで、建て替えになりまして、やはり大きな建設費等も発生してくる関係もございますので、その辺を十分見極めて、この建設に向けて行っていきたいということで考えております。一応予定ではございますけれども、来年度、令和5年度にそういう準備会等を立ち上げて、早ければ令和6年度ぐらいに建設のほうに向けて進めればいかなということもございますけれども、先ほど議員のほうからいろいろご提案いただきました園舎の、今度は場所をどうするかという部分もありますので、その辺も十分含む中で、この建て替え計画を進めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 本当に教育委員会でも苦慮をなされていると思うんですけれども、やっぱり今保育室がない、また、なければもう検討の余地もないわけなんですけれども、そういう他の施設にお願いしたり、育休を延長していただいたりというのもあったり、いよいよ小布施町でも育休退園ということで、上のお子さんが未満児に、もし一緒になったら退園しなきゃいけないという現象も出ていますので、その辺もちょっと懸念される点です。

今後の予測としては、今年は、つすみ保育園ちょっと異常な人数を聞いて、本当にただただ驚いているんですけれども、こういうことが小布施町で今後、少子化とはいえ、予想されることなんでしょうか。見込みとしてはどんな感じなのか、もし分かっていたらお願いします。

あと、苦情ではやっぱり、園に戻して丁寧な調査をしながら応えていくということなんで

すけれども、保護者の方にちょっと、ご相談があったんですけれども、そうやって園のほうで指摘するとやっぱり、クレーマーだよ、あの保護者と言われそうだし、それから子供さんがやっぱり嫌な思いをされるような、もし、そんなことはないんですけれども、そういうふう心配されてしまう、それはどうしても施設の責任者が園長だとあっち側の人間というふうにとられてしまうというか、そういうのも、どうしてもあるんじゃないかと思います。私としては相談窓口を、要望としては直接電話で、名前は言わなくてもいいんですけれども、メールとかそういうので、書面でもいいですし、教育委員会が受け取るような、そういうものを公表したりして、そんなふうにやったり、必ず解決に努めていただいた改善の事項というかはホームページとかそういうものに、あとは保育園の園だよりですかね、こういうお問合せがありましたけれども、こんなふうに解決していきますという感じなものをやったりしてもいいんじゃないかなという提案ですので、この件はいいですけれども、お願いします。

あと、建て替えでは、やっぱり莫大な財源というものを要するということがあったんですけれども、今、防災の観点からも応急避難施設として機能を果たすことが重要だと言われてますので、その点も有利な起債を早目に活用していったほうがいいのではないかと思いますので、その点についてもお願いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、今後の園児の見込みというようなご質問でございますけれども、近年、町内で住宅の造成等も増えている中で、まだ数年は、未満児の需要というのは増えるのではないかとこのように、教育委員会のほうでも考えているところでございます。そんな関係で、ここ四、五年ぐらいは同じような状況が続いていくのではないかとこのように今考えているところでございます。

あと、2つ目の苦情に関するご質問でございますけれども、今現在、園のほうに何かありましたら申し出て下さいという形になっておりますが、今の、教育委員会のほうでも直接保護者の皆さんからご意見を頂戴するということは全然、やぶさかではありませんので、窓口は広げる中でより多くの保護者の皆さんからのご意見を頂戴できればと思っておりますので、またこれは園と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

あと、建替えに関する件でございますけれども、確かにこれから、今言ったように未満児も増えてくるような状況でございますので、ある程度園舎に関しても、今の現状の園舎より大きめの園舎を建てる必要が生じてくるかと思っておりますので、その辺も加味しながら有効に補

充できる補助金等があれば、それも手を挙げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、2項目め、子供に特化した部署の創設をについてお願いいたします。

子供政策の司令塔となるこども家庭庁の設置関連法及びこども基本法が6月15日成立し、こども家庭庁は2023年4月に新設される予定です。子育て支援や子供の貧困対策、児童虐待防止、少子化対策といった幅広い分野を受け持つこととなり、これまで厚生労働省や内閣府にまたがっていた子供関連部局を統合して政策を一元的に進めます。2020年度に児童相談所が対応した児童虐待が過去最多の20万5,000件、小・中学校の不登校も同年度は19万6,000人で過去最多だったと、こういう子供さんを巡る深刻な状況が、こういう新しい組織の設置の背景となったといわれています。

子供たちが抱える課題や問題を解決する庁となるような取組を期待するところですが、人口減少や少子化等、社会問題に関わるこういう子供の子育ての現状、課題というもの、また施策については本当に内容が多岐にわたりますので、複数の課にまたがる子ども・子育て関連事業の見直しや縦割りを排して取り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

小布施町でも「こども課」の創設を実施し、子供関連政策の一元化を図ることが望ましく思いますが、その見解はどうでしょうか。子供たちや保護者に関わる大きなメリットがあると考えます。

伺いたい質問事項、1、町長就任ご挨拶の町政を行う指針の3本柱の「育む」では、「子どもたちが健やかに過ごせるような、ご年配の方が安心して過ごせるような町であること」、「そのために充実した教育体制をつくること」以下、5項目の約束が掲げられています。今回の国のこども家庭庁の構想の意義というものをどのようにお考えでしょうか。

また、第6次小布施町総合計画の後半期ですけれども、そういう点について反映すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、子供関連政策の一元化について。

1、町民目線で分かりやすい役場づくりが望まれますが、妊娠期から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を通じ、子供の視点に立って切れ目なく支援の体制、施策を推進するために

子供関連事務事業を一元管理する新たな組織が必要と考えますが、町の見解について伺います。

2、現在、健康福祉課の健康係で担当している母子保健や思春期保健に関することについては、新たな子供に特化した部署、仮に「こども課」と言わせていただきますが、「こども課」を創設して対応していくことが望ましいと考えますが、町の見解を伺います。また、同じく健康福祉課の地域福祉係で所管されています発達に気がかりな子供さんに関する支援は、仮にこちらも発達支援センターという形で設置を目指しつつ「こども課」での対応が望ましいと考えますがいかがでしょうかと、通告書では書かせていただいたんですけども、昨日町長のご答弁に、こども家庭支援センターの設置をしていきたいとありましたので、ちょっと仮称を変更させていただきます。

3、町民にとって、ワンストップサービスは言うまでもないんですけども、少子化問題など行政課題の迅速な対応を図るためには2つの課に分かれている事務事業の一元化はメリットがあると考えますので、見解を求めます。

私ども議会は視察研修をさせていただき、東北地域の発達支援センターを見学させていただきました。市町村の規模は違うんですけども、各自治体に単独で設置されていますので、療育指導の中心に、通園する施設や保育園などへ巡回指導も行き届いておりまして、早期から一貫した発達支援を行うため、関係機関と連携した子供への支援というものが行われておりました。何かこう、地域全体で育てているなという印象を受けました。実際、施設の視察もさせていただき、落ち着いた施設内で発達コーディネーターが窓口となって面談をした後、発達カウンセラー、臨床心理士さん、それから言語聴覚士、そういう方々が、指導員がおられて対応していました。

子供に特化した部署の創設で、組織編成を見直した自治体では、本庁外にあった地域保健課などを庁内に移すことによって利便性が図られ、利用者にとってもワンストップサービスで助かり、まさに妊娠、出産から子育てへと切れ目のない支援が行われ、住民目線に立った一元的な支援の推進が図られたとのことでした。

以上、それを含めましてご答弁をお願いいたします。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） ただいまの中村議員の子供に特化した部署の創設について、一括答弁申し上げます。

町政では今までもそれぞれの課が柔軟に連携しながら支援をしてきていますが、さらに

別々に行ってきた子供に係る政策を見直し、一元的に集約し、子供が生まれてから18歳まで、子供や子育て家庭を子供の視点に立って切れ目なく支援していく新たな組織は、小布施町においても必要であると考えます。町としては、令和6年度から、昨日町長の答弁にもありましたが、新たに、現在は仮の名前ですが、こども家庭支援センターを設置したいと考えています。令和5年度においては、そのために必要な人材、職員研修、職務分掌、どのような役割をどこが担うのかとか、環境整備等の準備を進めていきます。この子供家庭支援センターの機能として、令和7年第7次総合計画1年目には、子供を中心とした支援の横断的なつながりを強化するという一方で、各課題を解決していく上で、健康福祉課と教育委員会がさらに連携を密にしていくための統括的な役割、司令塔機能を担えるようにということも考えています。

2つ目、小布施町子育て支援ネットワーク協議会、一般には要対協と言われているのですが、子供総合支援センター、子育て支援センターとしての役割もこのセンターに担えるかどうかということを考えています。

3番目として、園児・児童・生徒支援ネットワーク会議、特別支援や発達支援や療育、子供発達支援センターの役割を担うこと。

4つ目として、教育支援センターとして生活・生徒指導ネットワーク、主に学習支援とか子供の居場所づくりとか、いじめや適応支援、そのような役割等を担うことのできるこども家庭支援センターを目指したいと考えています。

今後、上記のセンター設置を実現していくために、検討が必要な課題もあり、主に4点を協議していかななくてはならないと思っています。

1つ目に、須高3地域との連携という点での検討です。児童発達支援センターの設置については、現在、須高3市町村でも、障害福祉担当課が協議を進めています。令和6年度から令和8年度にわたる第3期障がい児童福祉計画の策定段階で、須高地域の障害福祉関係者による十分な検討や須高3市町村や関係団体との連携、関わり方を視野に入れた協議が必要と考えています。

2つ目に、どのような人材が必要かの検討です。子育て支援に関する問題、特に発達などで求められる機能、役割は、様々な専門的な視点からの理解が必要と感じています。包括的な支援を確実に進めるには、障害サービスの利用は不可欠で、サービスを調整していくための社会福祉士資格を有する職員や保育を取り巻く社会環境の変化を捉え、保護者に対し、養護、社会的養護の視点を持ち、向き合う家庭児童相談員として、例えば、保育資格を持つ職

員、保護者関係者との対応を検討、協議するケースワークを担える職員などの増員も必要だというふうに考えています。また、現在母子保健は健康係が、児童福祉は地域福祉係で行っています。こども家庭支援センターを位置づけるとしたら、健康福祉課と教育委員会、健康係、福祉係、子ども支援係等、課や係をつなげるこの統括支援員の働きが重要になります。

3つ目は、切れ目のない支援の検討です。子供が生まれてから18歳まで、子供や子育て家庭への支援に健康係、福祉係、子ども支援係、そしてこども家庭支援センターがどのように関わっていくかを協議、実践、振り返り、改善しながら、小布施スタイルを構築し、町民に分かりやすく伝えていくことです。

4つ目は、このこども家庭支援センター室をどこに設置していくかの検討です。

今後、これらの課題を協議し、令和6年度、こども家庭支援センターの設立、令和7年度にはセンターとしての機能強化に向けて協議し、準備していきたいと考えています。このような新たなセンター、支援室を設置することを通して町民にとっての、議員がおっしゃるワンストップサービス、捉えとしては、子供に関する総合的な窓口となるあるいは事務事業の一元化による迅速な対応等につながるよう検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいま、町の見解を教育長よりご答弁いただいたところ、おおむね私の提案といたしますか、質問事項に賛同していただいたということによろしいのか、受け止めております。（仮称）こども家庭センター設置のお考えを伺って、本当にうれしく思います。教育長も、町民にとってワンストップサービス、どんなふうに充実させていくというのを本当に、今、思いを伺って、もし参考になるならばということで、ちょっと今回、障害のあるお子さんの親御さんたちのサークルで悩みなどを伺ってまいりました。あるお母さんは、入園に向けてお子さんの発達に気がかりな点があって加配をお願いできるのかなとびくびくしながらこの役場の門をくぐり、相談に行ったところ、専門家ではないので受け止めてもらえなかったと、諦めずに何度か足を運んで、結果的に3回目ぐらいのときに専門職の方がちょうどいらして、お母さん、大変でしたねと分かっていただいて、そのときどっと涙が出て、その一言で救われたと、その後は順調に相談にも進められたということでした。最初の相談窓口となる保育園とか福祉課が、そのお子さんの支援に向けてチームをつくるという感じで、フットワーク軽く、お互い施設を連係プレーしながら体制を構築していく、そして、家族も支えていただけるという仕組みがあるとありがたいなというお母さんも、ご意見をいただき

ました。つらい経験をされた方が多いんですけれども、なかなかその点は、現場も本当に、今のこういう時期もありますし、いろんな職員の方が大変な立場にありますので、なかなかそういうことがうまくいかないこともありました。今後はちょっとそういうことも変わっていくのかなという願いがあります。

再質問なんですけれども、町長は、こども家庭庁構想の意義を踏まえて、どのようにお考えでしょうか。第6次小布施町総合計画の、今、後半期なんですけれども、町長はこの基本構想審議会の会長であられ、答申書には、社会情勢が急激に変化していく中では施策の方向とか内容を修正する必要があるときもありますと。町民の視点に立って、町民が主役の町づくりを行うために、毎年でも見直していく、そういう機会を持って、スピード感と柔軟性を持ちながら、臨機応変に臨んでいきたいと綴られていました。今こそ、その時期ではありませんか。子供の視点に立って、本当に、教育長の答弁にありましたとおり、そのように関連政策の一元化が急務であると思いますが、その点、見解をお聞かせ願えれば、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ここに住まわっている方が幸せに生きる、そのためのサポートをするというのが行政の役割でありますし、悩まれているお母さんがいらっしゃるといのは本当に申し訳なく思っております。子供にとっても幸せに生きるという意味では、やはり充足、足る生活環境であったりとか、それから豊かな教育環境、それから住んでいて誇りに思える町づくりというのがやっぱり必要になってきます。その上でも、このこども家庭庁、それからこども基本法というのは非常に大切なんです、これはそれぞれの地域性というか、自治体が抱えるいろんな問題であるとか、かなり現場の対応というのが、その問題、地域にあってジャストフィットした形でないとやっぱりうまく機能しないのかなというふうには思っております。小布施町は本当に小さい町ですので、結構、ご近所の顔ですとか、割と見やすいところではあると思うんですが、その中でも、例えばヤングケアラーのように、非常に見えにくい問題等も、やっぱり当然あります。学習障害、いじめ、いろんな問題が、やはりどうしても抱えていらっしゃる。今はそれぞれに対していろんな部署が対応していますけれども、やはり、このこども家庭支援センターというワンストップの、相談しやすいという形は絶対に必要でありますので、そのために令和6年の開設に向けて準備を進めてまいります。専門性が高いことになりますので、人材の、研修であるとか、それから個々のスキルを高

めていくのも必要ですけれども、横のつながりというのもないと機能しませんので、その辺も含めて、令和5年に準備をして令和6年に開設を目指しますが、当然、開設した後も状況に応じてどんどんスキルアップをしていく、進化をしていく組織であるというふうに思っております。当然、町の基本政策のほうにも、これは当然反映していく話とっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） では、通告に従い、3項目の質問をさせていただきます。

まず、ゲノム編集作物苗の配布に伴う町の対応についてお伺いいたします。

2021年9月にパイオニアエコサイエンス社が、ゲノム編集トマト苗を2022年から日本全国の福祉施設に、2023年から小学校に無料配布する計画を発表し、現在計画は進められています。血圧を下げる効果があると言われているアミノ酸の一種であるギャバが多く含まれるようゲノム編集したトマトの苗です。福祉施設には既に希望を取るアンケートが配られはじめ、小学校へは来年度から始まるようです。

現在、ゲノム編集食品を国は安全なものとし、安全審査や表示義務もありません。しかし、まだ新しい技術で、未知のリスクがあるのではないかと、予防原則に沿って子供たちのために受け取らないほうがいいのかと考えると、勉強している町民の皆さんがおられます。

ギャバは、トマトが害虫に食われたときや暑くてストレスが強くなったときに、一時的には増えます。しかし、ゲノム編集トマトは成育中はずっと増え続けますので、ほかの成分へ影響があるのではないかと、抗生物質耐性遺伝子が使われていて、それが削除されているという検証はまだないので分からないなどが不安の原因になっています。日本では、ゲノム編集作物の栽培規制はないのですが、ヨーロッパ、EUでは14か国がEU共通のルールにして遺伝子組み換え作物と同じ規制をかける必要があると要求もされています。そのこともあり、皆さん不安になっておられる状況です。

そのゲノム編集トマトを学校で栽培した場合、子供たちも親もゲノム編集トマトだと分か

らないのは問題になると思われます。

以下3点について伺います。

1点目として、小布施町や教育委員会にそういう情報は入っていますか。

2点目。当町の施設で希望するかどうかのアンケートが来ている施設はありますか。

3点目として、今後アンケートがあった場合の対応はどうされますか。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内淳子議員のゲノム編集作物苗の配布に伴う町の対応はということで、3項目にわたりご質問いただいております。

1点目、町、教育委員会に情報は入っているのか。

2点目、当町の施設で希望するかどうかのアンケートが来ている施設はあるのか。

3点目、今後アンケートがあった場合の対応はどうされるのかというご質問でございます。

3項目のご質問をいただいておりますが、一括してご答弁をさせていただきます。

ゲノム編集とは、生物にもともと備わっている遺伝子を一部破壊して、特定の性質を持つ作物や生物を生み出す技術であります。議員ご指摘のとおり、2021年9月、パイオニアエコサイエンス社はゲノム編集トマト苗を、2022年から全国の福祉施設へ、2023年から全国の小学校へ配布する計画を発表しているようであります。現時点で、町や教育委員会に情報は入っておらず、また町の施設に希望するかどうかのアンケートも来ておりません。

今後、アンケートがあった場合の対応とのご質問であります。ゲノム編集技術は別の遺伝子を組み込まないことから、従来の品質改良と変わらないとして厚生労働省に届出を出すだけで流通できるようになっており、表示義務も必要ないと聞いております。まだ、安全性や詳細につきましても把握できていない段階でありますので、現時点においては受け入れることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 今のご答弁、不安に考えておられる皆さんがいるところ、安全性もまだ把握できていないということで受け取る意思がないということをお聞きしまして、皆さんも勉強を続けているさなかですので、そのお答えは皆さん安心されると思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

地球温暖化への対策、自然環境保全の対策として補助金交付の考えについてお伺いいたします。

当町に環境ランドデザインがありますように、地球温暖化への対策、自然環境保全の対策を行政はもとより、多くの町民が取り入れやすくする必要があります。温暖化対策として、熱エネルギー、電力など必要なエネルギーを、どのエネルギーを使うことが省エネになり、また、有効な使い方になるのかをケースごとに考えて使っていく必要があると思います。また、国のエネルギー自給率は非常に低く、地方自治体でもエネルギーの自給率を高めるために地産地消のための政策が必要になっています。熱エネルギーを使う暖房設備としては、エネルギーの地産地消や熱源としての省エネを考えると、まきストーブ、ペレットストーブが有効ではないかと考えます。県内の多くの自治体が購入経費についての助成を行っていますが、ペレットストーブについては、長野県の木質バイオマス循環利用普及促進事業として市町村が助成する経費の4分の3が補助される制度がございます。電力エネルギーについては温室効果ガスの排出量が多いため、各家庭でも再生可能エネルギーを利用する方向を考えていく必要もあると思います。

また、生ごみ処理についてですが、今は焼却していますが、限りある資源である石油を多く利用し、温暖化にも影響があります。当町では、ゼロ・ウェイスト施策として堆肥化する方向で考えておられますが、各家庭でできる方は土に戻す方法としてコンポスト導入が有効と考えます。行政として多くの町民が対策を取りやすくする補助としては補助金の交付も必要と思います。

以下3点について伺います。

当町では、ペレットストーブ、まきストーブ購入に対しての補助金交付のお考えはありますか。

2つ目として、再生可能エネルギー利用に対しての補助金交付のお考えはありますか。

3点目。生ごみコンポストなど家電の生ごみ処理機以外への補助交付のお考えはありますか。

3点、お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、竹内淳子議員からのご質問3点について、1つずつお

答えをさせていただきます。

まず、既にご存じのとおり、町では令和元年東日本台風災害の経験や昨今の気候変動対策に係る社会的な潮流を踏まえまして、災害の根本的な原因である地球温暖化への対策強化に向けて、令和2年度より各種調査や検討を行い、今年5月に町の環境に係る総合的な計画となる小布施町環境ランドデザインをしたところになります。

この環境ランドデザインでは、小布施町から排出される二酸化炭素のうち約半数が電力であったり、また熱源として使う灯油、ガス等に由来するものであるということ、また、約3割が自動車等の移動で使っているガソリン等の、そういったもの由来であるということ踏まえまして、今後の取組の方向性として、1点目、電気自動車への転換による移動分野の排出抑制。また2点目、熱利用への木質バイオマス、木質資源の利活用推進。3点目、地域内における自家消費型の太陽光発電等の導入促進。4点目、住宅や事業所の省エネの推進。この4つの重点施策を設定したところになります。

このうち、4点目の住宅や事業所の省エネ推進に向けましては、これは環境対応というだけではなくて、いわゆる物価高対応等についても関わる問題ですので、この11月会議でお認めいただいた省エネ家電の買替え等に対する補助事業を既に制度化し実施をしているところになります。

先ほど挙げた2点目の熱利用への木質バイオマスの利活用促進。これが直接的にはペレットストーブとかまきストーブに関わる部分ですが、また、3点目の地域内における自家消費型太陽光発電等の導入促進、こういったものにつながるペレットストーブであったり、太陽光発電設備の導入に関わる補助制度、これについても温暖化対策の有効な手段の一つであるというふうに考えておまして、今年度に、環境政策をテーマに各コミュニティ単位で実施した調整懇談会の中でもこういった補助に対するご要望というものは数多くいただいているような状況です。

しかしながら、制度創設には大きな予算措置を伴うことを必要とすることから、国・県の環境分野に係る補助制度、今、様々出ておりますので、こういったものを有効活用して前向きにその制度の在り方をぜひ検討していきたいというふうに考えているところです。

なお、太陽光発電設備に関しては、町がこれまで取り組んできた景観施策との整合性を明確にする必要があることから、景観と調和した太陽光発電設備の設置に係るガイドラインの策定を進めております。今年度中にその素案について、町のデザイン委員会という専門家も関わる委員会のほうで議論をいただきまして、来年度にはガイドラインとして公表した上

で、景観と調和した太陽光発電設備の設置推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の生ごみコンポストの補助制度に関するご質問ですが、町では、議員からご指摘あったとおり、これまで焼却処分される一般廃棄物の削減に向けて生ごみ中の水分量を減らすことができる電気式の生ごみ処理機に対する補助制度を長らく運用してきております。しかしながら、ここ数年はほとんどこの補助制度の利用者がいない状況が続いておりました。また、電気式の生ごみ処理機については非常に電気代がかかるとか、そういった課題もございますし、この処理機以外の様々なごみの削減方法も普及してきていることから、この制度の見直しを図っていく必要があるというふうに考えております。

こういった制度の運用状況を踏まえまして、昨年からいろいろ検討していく中で、今年度は地域おこし協力隊や地域おこしインターンの皆さんと連携、協働し、家庭用のコンポスト、これはキエーロというものになりますけれども、家庭用コンポストの役割や環境対策としての重要性を学ぶ講習会を開催するとともに、家庭で使えるコンポストを製作する、実際に木材で製作をしてみる、そういう手づくりコンポストの製作ワークショップを複数回開催したところになります。講習会には、複数回実施した中で全体で50名を超える町民の皆さんが参加していただきまして、家庭で使えるコンポスト製作に楽しく取り組んでいただいたところになります。

廃棄物の削減に向けては、コンポストの導入だけではなくて、こういった廃棄物削減に向けた、何が重要なのかというような意識醸成であったり知識共有を図っていく、これを同時に図っていくことも重要でありまして、今年度実施したこういった講習会や製作ワークショップのような場を通じてコンポストの有効性や活用方法などをじかに伝えていくことが、結果的に多くの住民の方の理解やコンポスト利用につながっていくと考えております。

そういったことも踏まえまして、今後はこれまでの補助制度の在り方というものを見直しまして、補助制度という形ではなく、今後こういったコンポスト講習会や製作ワークショップのような場を定期的で開催し、コンポストが町内に普及していくような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 2点について再質問させていただきます。

木質バイオマスということで、今後、国・県の制度等を使って考えていくというお答えで

した。先ほど私が申し上げました県のほうの、あれはペレットストーブのみに適用するということでしたが、私、まきというところも非常に、地域循環といいますか、地域での地産地消ということでもとても有効ではないかと思っております。今、農家の方でも、リンゴの木でも、結構、こうやってまきとして出る、そしてそれをもらってまきストーブに使っているという方もおられます。多くの自治体でペレットストーブだけではなく、まきストーブについての補助ということも行っておりますし、農家の方が要らない、先ほどの要らないものをまた資源にしていくという廃棄物の循環ということも、総務課長はおっしゃられましたが、その意味でもまきを、不要なまきが、農家の方があった場合、必要な人に回してストーブなどに使ってもらい、熱エネルギーに使うというところではとても有効なことではないかと思えます。長野市でもそういう、つながるということを、つなげるというようなネットワークができるということを知っております。ですので、まきストーブへの補助金というのも考えていただけないかということをお伺いいたします。

それと、生ごみコンポストのことですが、私もその家庭で使えるコンポスト製作ワークショップに参加させていただきました。リンゴ箱をある団体のご好意で融通していただいたということもあって、とてもリンゴ箱がかわいいとか、1,000円で作れるということでも人気があり、私の知り合い等も多く参加いたしました。そのときの説明で、リンゴ箱はちょっと小さいので1人か2人の家庭の生ごみが処理できるというぐらいであるということ、あと、堆肥を作るということではなく、増やさない、土に戻すということに有効であると伺いまして、私も、私の家庭は3人ですので、キエーロでは不十分な部分もちょっとありまして、私は畑にコンポストを使っておりますので、そちらのほうはほとんどの処理になっております。そういうこともありまして、とても導入とか、さっき総務課長がおっしゃられたように、家庭で生ごみを処理することについてはとても勉強になったし、ああいう勉強会とワークショップは必要だなということは実感いたしました。けれども、さっき私が申し上げたように、家庭での処理ということにはもっと大きいものが必要になってくると思えます。コンポストですね。それと、畑とかそういうところで、生ごみでの堆肥づくりをしようというところになりますと、やはりキエーロではちょっと難しいというようなところもありまして、そうなりますと、家庭でのコンポスト導入の費用というのは結構かかることになるかと思えます。そういう意味でもぜひ補助金を考えていただきたいと思いますが、そちらのほうはいかががでしょうか。

2点、お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。

2点、1つずつお答えをいたしますが、1点目の国・県の制度を活用してペレットだけではなく、薪も有効な手段ではないかというようなお話がありました。

近隣の自治体の状況を、今回調べさせていただいておりますが、県内でもかなり多くの自治体がこういった補助制度というのを運用している中で、議員ご指摘のとおり、ペレットだけをやっている自治体もあれば、まきも含めて実施をしている、金額的にはやはりその差をつけている自治体が非常に多かったわけですが、そういうふうに一體的に運用している自治体というのもございました。共通するところとしては、やはり森林を非常に多く抱えている自治体がこういった補助制度というものを運用しているということで、やはり地域の財というものを資源循環させるということが、非常に政策として優先課題の高い自治体がかような取組を行っているというふうを考えております。

一方で、当町の場合は先ほど申し上げたとおり、温暖化対策であるとか地域支援を循環させる、さらに町有林が高山村にあるということも含めて、1つの自治体だけではなくて、近隣の自治体も連携した形で資源循環を進めていくということがやはり重要であるというふうを考えておまして、その中でこのまきストーブであったり、まきというものも有効活用できるのではないかとこのように考えております。

今年度導入をさせていただいている、いわゆる炭化設備であったり、それを踏まえて、今、農家の皆さんから、いわゆる剪定枝を回収する実験的な取組も、また1月に行わせていただく中で、恐らくまきに活用できるような剪定枝も集まってくると思いますし、逆に、まきでは活用できない非常に小さい炭化に向いているようなものも集まってくるだろうというふうを考えておりますので、こういったまき利用の促進も併せて考えていく中で、補助制度の在り方もちょっとまた検討していきたいというふうを考えております。

いずれにしても、ちょっと独自の取組になる部分も出てくる可能性もありますので、その辺りは予算の規模等も十分に考慮しながら検討していかなければいけないことと思いますので、またその辺りは内部で検討させていただきたいと考えております。

2点目のコンポストに関してですけれども、議員ご指摘のとおり、今回、地域の資源をしっかりと有効活用しようということも含めて、リンゴ箱を活用して、ちょっと小さめのものを作らせていただきました。もともとはもう少し、家庭用の大きさのキューロを作る予定ではあったんですけれども、今回初めての取組ということもあり、また、地域の方からのご協力

が得られるということでこういった建てつけで実施をしたわけであるんですけれども、今後については少しそういった家庭用の、3人4人家族以上の方でも使えるような大きさのキエーロの製作ワークショップみたいなことも検討していきたいというふうに考えておりますし、また、生ごみの堆肥化という意味でいきますと、今、フラワーセンターのほうで実証事業として、地域の、町の中の飲食店の皆さんから生ごみを回収させていただいて、集約型で堆肥を作るということを、これは実際の農業の堆肥になっていくというものですけれども、そういう仕組みを今実験的にやらせていただいておりますが、できればこの取組がいいねということになっていけば、一般家庭の方からもこういった生ごみを回収するスキームというものを広げていきたいというふうにも考えておまして、まずはそういった形で、コンポストの補助、各家庭での堆肥化という、非常に堆肥を作るというのは難しい部分もありますので、というよりは、まずはキエーロのような形で土に戻すようなものを普及していく、堆肥にしていくということに関しては、集約型の形で今実証実験事業でやっているものを広げていくような形で考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） いろいろ政策のほうを考えておられるということで、うれしい方向だなと思いますが、1点、生ごみを完熟堆肥にするというのは本当になかなか難しいことで、技術等いろいろあることはよく私も分かります。けれども、コンポスト、大きいものにするということに対しての補助についてはもう一度お考えいただけるかどうかについての質問へのご答弁がなかったように思うのですが。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

ちょっとまた議員の質問も踏まえて内部でもいろいろ検討していきたいというふうに思っておりますが、今、現状の中では、今年実施したような形で、講習会とセットにした政策ワークショップの中で少し大きめのコンポスト、いわゆるキエーロのようなものを作っていくことも検討していきたいというふうに考えております。いわゆるコンポストの補助というところに関しては、ただ補助をするというような形だけになってしまうというところで、なかなか普及啓発につながらない部分もあるのではないかとというふうに考えておまして、今年リンゴ箱でやったようなものを少し大きさも拡大していくような形で検討しているという状況です。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） やはりああいう形での講習会とかは、皆さんの理解が進むということ
で有効だなとは思っております。ただ、1点、これは希望ですが、なかなかそういう講習会
に出られないご家庭も多くおられると思います。年齢の高い方とか、なかなかそこで自分で
作るというところはどうなんだろうということもございますので、またそういう方には購入
していただかなきゃならないというところで補助金も考えていただければなということは、
希望としてお伝えいたしたいと思います。

では、3点目の質問に入ります。

自治会の募金集め要請に伴う問題についてのお考えをお伺いいたします。

現在、赤い羽根共同募金など、各自治体に集める金額を指定して要請があると聞いていま
す。各自治体というのは、市町村に大体集める金額をこのぐらいというような、要請を含め
た形で依頼が来ていると聞いております。それを受けて、町から自治会へ委任での募金集め
をお知らせしている状況だと思えます。あくまでも任意の募金集めのお知らせであるとい
うことから、集める方法を検討する時期に来ているのではないのでしょうか。信濃毎日新聞で
の記事もございますし、皆さんちょっと問題に考えていらっしゃる場所もあると思えます。

そこで町のお考えをお聞きしたいと思えます。

自治会ごとに集める方法は様々だと思えます。隣組ごとに個別に集めている自治会もあり
ますし、募金の徴収は集める側の負担がとても多いこともあり、個別に集めるということよ
りも自治会費に上乗せして徴収するほうがいいとあって、そういう方法を取られている自治
会もあるようです。以前から住民より任意の募金であるけれども、各戸に集めに来られるの
は強制的ではないか、あるいは、自治会費に上乗せして徴収しているが、任意につきとい
う前提であれば問題があるのではないかというような指摘もあり、私もそういうことは伺っ
ています。集めに来られると募金ではなくて徴収のようだと、募金する方は隣組長さんの家
に置きに行くという形を取っている隣組もございます。

共同募金とはあくまでも寄附する方の自発的な協力ということであれば、募金集めの方法
を検討する時期に来ているのではないかと思います。

当町では、12月2日に自治会長があり、議題の中で、自治会を通じた募金徴収方法の見直
しについての説明をされたと伺いました。

まず、募金の種類ですが、緑の募金、社会を明るくする運動募金、複十字シール募金、赤

い羽根共同募金などが挙げられますが、今後、これらの募金徴収についてどのような徴収方法に切り替えていくのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

1点目として、町は各自治会の集め方を把握されておられると思いますが、どのようでしたでしょうか。

2点目として、現在、募金集めの方法を検討されていると思いますが、どういうふうにされていますでしょうか。

松本市とかほかの自治体では募金箱の設置ということをしているところもありますが、町でも設置のお考えはありますでしょうか。

3点、お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、竹内淳子議員からの自治会への募金集め要請に伴う町の考え方についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、各自治会の長の皆様また自治会の役員の皆様には、今回の募金に関わるものだけではなく、非常に日頃から様々な事務にご協力いただいていることに心より御礼を申し上げます。

町では、自治会の負担軽減策の検討、こういった負担軽減を図っていくために、昨年度になります、令和3年度に各自治会の役員の事務負担に係るアンケート調査を行いました。これの中で、各自治会における募金の集金方法についてはおおむね把握をしている状況です。

現在、町では、先ほど議員からもありましたとおり、緑の募金、複十字シール募金、社会を明るくする運動募金、赤い羽根共同募金の4つの募金について募金を取りまとめている各種団体からの要請に基づき、各自治会の皆さんに集金のご協力をお願いしている状況です。先に実施しましたアンケート調査結果からは、自治会役員の皆さんの負担軽減策の一貫として、それぞれの自治会の皆さんで判断していただいて、戸別に募金回収を行うのではなく、自治会総会での予算承認を図った上で、町からお願いしている募金を自治会費等と一括で集金をしている自治会が非常に多い状況というふうに把握しております。

一方で、先ほど申し上げた自治会のアンケートの結果からも、本当に募金というものを自治会で集めなければならないのかというような、そういった負担が大きいというようなご意見であったり、また、昨年からの件に関する新聞報道等で様々な問題提起がなされているということからも、募金の集金に対する懸念の声が多く自治会から町のほうにも寄せられているというような状況は事実でございます。こういった状況を踏まえまして、町では顧問

弁護士等にも相談をさせていただきながら、あくまで任意での協力が前提である募金の趣旨を逸脱しない形でかつ自治会の負担の軽減にもつながる実施方法は何かということについて検討を重ねてまいりまして、12月2日に開催された自治会長会議の中で町の案ということでお示しをしたところになります。

具体的なことを申し上げますと、赤い羽根共同募金を除く3つの募金事業、緑の募金、社会を明るくする募金、また、複十字シール募金、この3つの募金事業につきましては、これまで自治会を通じて募金をお願いしていた方法論を根本的に見直しまして、公共施設等に募金箱を設置して集金する形に変更します。

なお、募金運動期間中には、町職員や関係団体の職員が、例えば、これは実施が決まっているわけではないんですけれども、駅前等での募金呼びかけを行うなど、広く募金の趣旨や協力を呼びかけることも検討していきたいというふうに考えております。

一方で、赤い羽根共同募金につきましては、募金の約7割が町の福祉事業等の原資として非常に大切に還元されているという状況もございます。また、過去には自治会のテントや発電機等の購入の原資としても活用させていただいたというような経緯があることなどから、引き続き自治会の皆さんにもご協力をお願いし、募金の集金を行っていきたいというふうに考えております。その際、自治会に加入する各世帯が募金の実施可否を選べる、いわゆる強制ではない形での実施ができるような方法というものについて、先日の自治会長会議で併せて複数案の提案というものを行ったところになります。

各自治会によってそういったところ、募金の集金方法とも様々でありますので、実態に応じて実施可否が選べる方法について検討いただきたいということでお諮りをさせていただきました。自治会長の皆様からは、このような事業実施の方法の変更について大変前向きな反応をいただいております、引き続き必要に応じて事業の進め方について改善を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） やはり新聞報道等にありましたように、自治会も心配している、そして今、自治会のほうも、なかなか役員も回っていかないとか、とても運営が大変なときに、やはり募金ということについても検討されているということは大切なことだなと感じております。先ほど弁護士さんにも相談しながらということでありましたが、赤い羽根募金についてはやはり自治会に集めていただくということを継続するということでしたが、地元自治体

に7割還元ということがあるということが理由ということですが、徴収方法について、徴収と言っではいけませんね、同意をして募金をしていただく方法については、募金をする、しないということの意思表示の確認が要ることになりまして、新聞の報道も、私も読みました、そこではやはりその確認を取るという作業が、思想・良心の自由の侵害に当たるといような、憲法第19条ですか、にも当たるといようなことの懸念が書いてございました。そのことについては、弁護士さん等とどういうふうに相談されましたでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

まず、赤い羽根共同募金に関しては、引き続き実証する中でそのやり方というものについて、法律上問題のない形で実施をしていくということで進めているわけなんですけれども、当然、新聞報道等もありまして、その新聞の中でもなかなか、でも、あその中で書かれている、新聞報道の中で書かれているような書き方の中では、本当にどういったやり方でもかなり問題になってしまうといような書かれ方もしておりますが、そのあたりに関しては、集め方としてやはり募金だけではなくて、自治会費を例えば徴収する中で各戸別に訪問させていただくタイミングのときに、例えば募金についてもどうですかというか、全くこれは任意なのでという形で確認を取るということについては特段問題はないというふうに考えております。例えば、その意思確認も含めて、憲法上の問題であるとか、そういったことに関しては、實際上、裁判でもそういったことの判例はまだ出ていない状況でもありますので、非常に微妙な問題だといふふうには思っております。そういった微妙な問題がある中で、できる限り本人の意思を尊重できるというか、本人の意思が尊重できる形で実施をしていって、問題がないような形を模索していくという段階にあるかなといふふうに思っております、またそれをやっていく中で、例えば、これは本当に問題であるといふことであったり、例えば、判例が出てくるといふようなことがあれば、それも踏まえて検討を進めていきたいといふふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小林一広君） 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、定年帰農者などに支援をとということで質問いたします。

令和2年の農林業センサスによりますと、町内の販売農家数565戸で、このうち、いわゆる専業農家である主業経営体数は198経営体、いわゆる兼業農家で農業を主とする準主業経営体数は82経営体、農業を従とする副業的経営体数は322経営体とあります。この数字から見ると、企業に勤めながら休日に農業に従事している方が多いことが推測されます。このような方が定年を迎え、本格的に農業を始めようと考えたり、また、定年にはまだ年月があるが親が高齢となり後を継いで所有する農地や機械を活用して、早目の第2の人生を考えようとしている方、さらには、町外に暮らし、定年を機にUターンして農業を始めようと考えている方などの背中を押し、不安なく就業していただくための支援策が必要ではないかと考えます。このような方たちが生涯現役として積極的に地域農業に関わっていただくことで、遊休荒廃地増加防止や担い手不足の解消にもつながるのではないのでしょうか。

支援策として、1つ、農業技術習得のためのJAや農業大学校が開催する講座や研修の紹介及び受講経費の補助、2つとして先進地視察研修等の紹介、あっせん及び経費補助、3つとして規模拡大や経営の多角化に必要な施設・機械導入費補助、4つとしてフォークリフトなど農業機械の技能講習受講経費補助などが考えられると思います。農業に意欲のある方たちや新規就農者の方たちと、このようなシニア世代の定年帰農者の支援を両立して、農業立町を標榜する小布施町の農業の振興を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小林一広君） 宮崎産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長補佐（宮崎貴司君） それでは、関良幸議員の定年帰農者などの皆さんへの支援に関するご質問についてお答えをいたします。

ご質問にありましたとおり、定年を契機に家業であるご実家の農業を継がれたり、定年を控えて第2の人生を考え町外からのUターンやIターンにより本格的に農業を始めようとする方々など、いわゆる定年帰農者の皆さんは、これからの小布施町の農業を支えていただく大切な担い手であり、町としても力を入れて応援すべき方々であると考えております。

小布施町では、ここ10年ほどですが、新たな農業の担い手としまして、国の制度も活用しながら新規就農者に対する支援を積極的に行ってまいりました。町外から若い世代の新規就農者、就農の希望者をお迎えしまして、里親の皆さんの指導などにより知識や技術を習得していただき、就農準備のための資金、農地、施設などの手配、知らない土地での販路開拓や

仲間づくりなど、様々な立場の皆さんのご協力により多面的な支援を行っています。

一方で、定年帰農者の皆さんに対する支援に関してはこれからというのが実情でありまして、現時点ではニーズの把握でしたり、課題の整理などを行う段階にあります。

既に営農されている農家を継がれるという意味では、新規就農者と異なりまして、帰農者のほとんどの方々は田畑や施設、農機具などの経営資源をお持ちであり、一定の販路も確立されている方も多いと思われます。

一方で、初めて向き合う農業に対する不安の解消でしたり、やりたいことあるいは困っていることを相談できる体制や仲間づくりといった面での支援が大切になってくると考えているところです。そのような方々に対する支援としましては、知識や技術を習得していただく場として県の農業農村支援センターやJAなどが開催する須高果樹セミナーなどの受講が考えられます。果樹セミナーは、通年で4月から2月にかけて10回ほど開催されるもので、リンゴの摘果、ブドウの房切り、剪定など、時期に応じた作業のほか、農薬や肥料、農業機械の知識などを学ぶことができます。幅広く参加が募られておりまして、小布施町からは過去4年間で48名の方が参加されておりまして、専門家から技術を学ぶ場とともに、仲間づくりにもつながっているものと考えております。今後、これら技術習得のための様々なセミナーや講座を積極的にお知らせするとともに、帰農者の皆さん同士がお互いに情報交換や相談をし合える場を設けてまいりたいというふうに考えています。

また、県の支援センターやJAはもちろんですが、私ども産業振興課内の農地相談員、あるいは担当職員も丁寧に相談に応じてまいろうというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、議員ご指摘のとおり、帰農者の皆さんの力というのは地域農業を支えるために非常に重要かつ不可欠な要素であると考えます。まずは情報交換の場、そして相談体制を整えまして、帰農者の皆さん、それを支援する関係機関から課題や意見を伺いながら、議員ご提案の様々な施策も含めまして、実のある支援策について一緒に考えさせていただいて具体化させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 前向きな答弁だというふうに理解したいというふうに思います。

今、答弁にもありましたが、新規就農者への支援は国の施策とも相まって非常に充実した支援策があります。当町と同様に、全国の自治体に移住・定住と絡め、支援策を打ち出していまして、いわば新規就農者の奪い合いにもなっているというのが現実ではないかというふ

うに思います。もちろん、これは今後も積極的に就農を希望する人たちを小布施町に呼び込んでいくべきだとは思いますが、一方で、先ほど言いましたように、定年帰農者への支援は、私が調べた範囲では、北海道や東北では多くの自治体を実施していますが、長野県内では富士見町と野沢温泉村など本当にごく少数です。しかし、先ほども申し上げましたが、農業立町を標榜する町としては、ぜひ近隣市町村に先駆けて支援策を打ち出していただきたいというふうに思います。特に、定年には間があるんですが、親が高齢となり所有する農地の維持をどうするかなど、悩んでおられる方も多いのではないかとこのように思われます。仮に、50歳前後で就農に踏み切った場合、その後二、三十年は元気で働くことが考えられます。また、費用対効果の高い作物や小労働の作物への転換も可能な年代ではないかというふうに思います。そういう方たちへの不安や心配を取り除き、先ほども申し上げましたが、背中を押してあげることが必要じゃないかと思えます。

このような形の実態調査といいますか、聞き取りなどを行いまして、どのような支援策が必要かなど、そういう調査も必要なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 関議員のお話、十分理解しております。

定年帰農者という言葉がいいのか、即戦力になっていただける農家という言い方がいいのか、いい言葉がありませんけれども、先ほどの補助を出している市町村を見ますと、農業機械ですとか、受講料等々の支援をされているところがあると思うんですが、当町の場合、大規模面積の1品目の経営とは違いまして、多種多様な品目、多品目経営という特徴を持っておりますので、いろんな農機具、資材それから機材等も含めて、たくさんものがありますので、東北・北海道のような大きな面積の1品目というのとはちょっと体制が違うのかなというふうに考えております。そのような中の制度構築というのは非常に困難な部分もあるのかなということ、それから定年帰農者以外のもう既に若いときから従事している方も、皆さんの支援ということも考えますと、補助支援の設定というのは非常に難しくなってくる部分ということも課題としてございます。

先ほど答弁いたしましたとおり、実際には何を皆さん求めているのかということを確認して、把握して、帰農者同士の場の提供ですとか、既に就農している方、技術を持っている方、先輩後輩も含めて、そういう皆さんと情報交換をする場というものが一番大事かなというふうに考えています。

あと、実は、定年帰農者という皆さんも、前職ではサービス業ですとか、製造業ですとか、

金融ですとかいろんな職種に多分携わっておられたと思いますので、実際にはその方のスキルもこれからは、既存の、今やっている農家の皆さんたちにも大事な情報源だというふうにも考えていますので、今、町でも農商連携とは言っておりますが、定年帰農者、新たに入る方の大事なスキルと今持っている農業の技術の皆さんの、農業という縦軸であれば横軸の様々な職種の部分の定年帰農者の皆さんのスキルも複合的に交えて皆さんとともに進めることが重要かというふうに考えておりますので、今後そういう皆さんと連携を取る場を町は提供させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 今回の質問が、今まで何もなかった定年帰農者への支援につながって、具体策の支援策が出てくれば、これに勝るものはないと思います。ぜひJAや支援センターなどの協力を求めたり、農業委員会での活発な議論を経て、なるべく早く具体的な施策の実現を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林一広君） 以上で、関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦子君

○議長（小林一広君） 続いて、8番、関 悦子議員。

〔8番 関 悦子君登壇〕

○8番（関 悦子君） それでは、最後になりました。大変お疲れのところでは。

まず、子供の貧困対策の充実をと題して質問をさせていただきます。

厚生労働省が2020年度に公表した日本の子供、17歳以下の日本の子供の相対的貧困率は13.5%、約7人に1人が貧困状態にあり、先進国43か国では上位から7番目の高い順位であると書かれてあります。

経済的貧困は、子供から学習の機会や様々な体験活動を奪い、低学力、低学歴が生じやすく、さらに職業選択による低い所得による貧困の世代間連鎖を生じさせていると言われております。国は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を成立させ、翌平成26年1月に施

行されました。さらに、令和元年6月に同法が改正され、子供の将来だけでなく現在の生活などに向けても子供の貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的、基本理念が充実されたほか、教育の支援については教育の機会などが図られるべき趣旨が明確化されました。さらに、この法律を踏まえて、令和元年11月に新たな子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定をされたところです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、教育の支援、保護者の就労の支援、生活の支援、経済的な支援の4つの柱を中心に、様々な子供の貧困対策が進められています。

また、子どもの貧困対策に関する大綱では、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届いていないまたは届きにくい子供、家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実、などを基本的な方針として作成されております。

子供の貧困は表面化しにくいといわれています。それだけに、住民に最も近い自治体がきめ細かな取組で実情を把握し、計画づくりを進め、様々な支援に生かすことが重要だと思います。

そこで伺います。

現在、長野県内では14市2町7村で子ども・子育て支援事業計画が策定されていますが、当町の取組状況をお聞きします。

また、子供の貧困の実態を調査、分析し、対策を充実させるべきと考えますが、考えをお聞きいたします。

町は従来からいろいろな支援事業に取り組んでいますが、今まで手の届かなかった分野など、今後新たな取組を検討しているか、お聞きいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） 同報無線の放送が終わりましたので、関議員の貧困対策のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

最初に、子ども・子育て支援事業計画の策定、その取組状況ということでございます。

子供を育む環境を整えることは、国及び自治体に取り組む施策の中でも筆頭と、重要な位置を占めるものと考えております。その上で、子供の貧困対策を含む子ども・子育て支援事業計画の推進に向けて進むため、組織体制を整えることが必要となっていると考えております。

直ちに必要な陣容を整えることは、財政的、人材確保の両面から見まして容易ではないこ

とっております。順次体制を整え、対策を構築してまいります。

子供や取り巻く家庭の貧困、それからひきこもり、ヤングケアラーの実態の把握は、施策に的確な方向性を見出していくためには欠かせない作業であると考えております。ご質問の3点目の今後新たな取組を検討とも関連しますが、従来手の届かなかった分野や貧困対策をはじめ、発達の問題に起因すると考えられる不登校からのひきこもりや、これらの要因が重層的に重なった結果と考えられるヤングケアラーの実態把握が代表的に挙げられるものと思います。これらは実態を把握した上で個々に対応できるケースワーカーを配置し、事態に即した対応や解決策を見出していけるのが重要になってまいります。当町では、町独自の対策として教育委員会が進める学習支援セミナーや中間教室などが進んでまいっておりますが、子育て支援に関する問題、特に発達などの課題に対する対応で求められる機能や役割は、様々な専門的な視点からの理解と対応が必要であります。小布施町はそういったことに対応できる専門的知識を有する職員が不足していると感じています。これらの対応は、国も不足を認め、まずは児相、児童相談所の虐待対応を強化するべく、児童福祉司1,000人を増員へと厚労省が方針を固めたとする報道も先頃ございました。町はこれまで、子育て支援においても、母子保健、福祉保健の両面から保健師に大きな役割を委ねてまいりました。しかし、生活面での改善を含む包括的な支援を確実に進めるためには、生涯福祉サービスの利用は不可欠で、サービスを調整していくための社会福祉士資格を有する職員ケースワーカーや、先ほど教育長からのお話でもありましたけれども、保育の社会的環境の変化を捉えて、そういった視点から向き合う常勤の家庭相談員等の配置など、町職員として保護者、関係者と適切に対応を協議、検討するケースワークを担える職員が必要で、今後新たな取組を進めるためにはこういった人材の確保が必要と考えております。

そういった観点からまず取組を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） 答弁いただきまして、日本の将来を担う子供たち、国にとっても、この小布施町にとっても宝は子供ですから、貧困が子供たちの生活や成長に大変な弊害を及ぼしますので、一番最初に国、自治体が本当に取り組まなければいけないというのは子供の問題だろうなというふうに思います。その点につきましては、中村議員の質問に回答がありましたように、これから令和6年度にこども支援センターができるということでとてもうれしいなというふうにお聞きしております。

今、ご答弁いただいた中で、まず実態調査等のことがしっかり把握できなければ計画も建

てられない、それに対する施策とかをしなくちゃいけないわけですけども、その点のお答えがありませんので、まず、そういう実態調査的な、様々な面の実態調査ができているのか、そしてそれに対する計画というものを立てているのか、その点について、ひとつお聞きいたします。

それから、様々な、何でしょう、知識を持った人、そして免許を持っている人、専門性のある人たちが関わってやっていかなければいけない問題がたくさんある中で、町の財政そして人材不足というようなことはお聞きいたしましたけれども、これは本当に早急に言うだけではなく、急いでこういうことは、先取り先取りでやっていかなければいけないというふうに思いますので、皆さんとの、ケースによりますけれども、様々な分野の人たちが総合的に関わって計画を立てて、それから対策を立てていくということですけども、そういう関係性というものは、定期的に行われているのか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 実態調査から計画へということでございます。

計画ということに関しましては、既に小布施町子ども・子育て支援事業計画、教育委員会子ども支援係のほうで持っております。ただ、お問合せ、ご質問の貧困に関してですね、ここで組み込んでいるかということ、貧困に関してはまだ、大変申し訳ありませんが、この計画の中では、記載が行き届いていないなというふうに感じているところでございます。ただ、子ども・子育て支援事業計画は持っておりますので、これによって今の教育、それから福祉の関係は進めてございますのでご理解をお願いしたいと思います。

その上での実態調査ということですが、これまでの質問でも実態の把握ということではいただいておりますが、特にひきこもり、それから子どもの中では不登校のことに関して、不登校については教育委員会さんのほうでしっかりと把握していると思っておりますが、それから続く青年期からのひきこもり等については把握ができていないという状況にあります。

また、ヤングケアラーのことについても、学校を通じてそれなりの把握はできているというふうに思っておりますが、確実に全てが掌握できているかということになりますと、今後、さらに貧困対策を進めていく中でしっかりと確認する必要があるというふうに思っております。

それから、専門的な人の確保と既にいらっしゃる専門家と行政との関わりですかね。そういったことに関しましては、専門的な知識をお持ちの方について、常勤では現状ありませんが、相談をできる体制は取っていると思っております。ただ、貧困の問題になってきますと、

我々の組織ではちょっと雇用はありません。「まいさぼ」さんなどに専門的な知識をお持ちの方がいらっしゃいますので、子供、家庭の問題であってもそういうところにつながりながら相談をさせていただいているということでございます。

子ども・子育ての支援事業計画の見直しなどに向けては、そういった、「まいさぼ」などの専門家の貧困の面から、知見を拝借しながら新たな記述として加えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） 貧困については、コロナ禍の中で、特にひとり親というような方たちの貧困さというのは増したんじゃないかなというように思うんですね。窓口に助けを求めに来られる方はいいですけども、そういう訴えができないというか、そういう人たちも多分たくさんいらっしゃるなというのをお聞きするんですね。そういう人たちに対する、待っているんじゃなくて、何か一歩、皆さんが足を向けて救済するというような、そういう、何ていうんでしょうかね、考えがあるかどうか。そして、こういう問題は行政だけができるものでもなく、NPOを通じて、子ども食堂とかやってくださっている方もいらっしゃいますけれども、そういうNPOだとか、様々な分野の人たちと手を組んで問題の解決に取り組まなくちゃいけないんだなというふうには思うんですけども、そういう点では、行政は地域のグループの人たち、NPOとかそういう方たちとの連携というものはどうなっているんでしょうか。

それから、余計なことかもしれませんが、4日ぐらい前の新聞に、これからコロナ禍で困窮した家庭の家計簿、そして就労もしなくちゃいけないというのが行政の義務だというふうに大きく書いてありました。来年の国会で法律が変わると、国会で、閣議決定されるんだろうというふうに思いますけれども、随分、行政の役割というものが本当に細かい家庭の中まで入らなければいけないという時代にあったんだなと思うと、行政の皆さんのご苦労も大変だなというふうには思いますけれども、そこが、何ですかね、救いの場所なので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） そうですね。

町が相談できますよと言っても、皆さんが相談に来られるのかということについては、積極的に町または協力していただける方を増やししながら、そういった方が声をかけやすい環

境づくりというのは必要かなというふうに思っております。そういった中で、社会福祉協議会が県の健康福祉部地域支援課と連携をしまして、そういった生活とか学習でお困りの児童・生徒の応援をしていこうというような動きも、今、始めております。

これらについては、今年度の途中にお話が持ち上がり対応を始めたところですので、来年度からしっかりとそういったことを取り組んでいくようにしていきたいというふうに思っております。そういったことを進めながら、皆さんの困り事、そういったことを拾い出していくようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） それでは、多様な絆づくりの形をについて質問をいたします。

第6次小布施町総合計画の4つの基本理念の1番目「つながりの力で協働します」。違う個性を持った人や地域と交わり協働に変えていくつながりの力は、まちづくりの実現を大きく前進させてくれる推進力となります。

2番目の基本理念は「多様性を認め、育みます」です。一人一人が目指す豊かさや幸せの尺度は違っていても、それらを窮屈にまとめようとするのではなく、互いに交流し、その違いを楽しみ、認め合い、育むまちづくりを推進しますとされています。

また、総合計画の中には、地域のつながり、地域の支え合い、地域の活性化などという言葉がよく出てきます。例えば、重点施策の中で「子どもを中心とした地域の連携づくり」、「多世代とつながり合う地域づくりの推進」、「地域共生社会を支える見守りと体制づくり」、「社会参加による高齢者の生きがいがづくり」、「暮らしを豊かにする学びと交流の場づくり」、「学びやスポーツを通じて人と交流し刺激を得られる機会を創出することで、よりよい暮らしづくりに貢献」する、これらの言葉の中にまちづくりを推進していく上でのキーワードが表れているように思われます。特に、つながり、交流という言葉が中心になっています。

今、私たちは、社会構造や環境の変化、住民の地域社会への帰属意識の希薄化、これらなどにより、以前より地域住民同士の交流の機会が減少し、そのつながりが薄れてきているといわれています。新たな関係、つながりを通じて交流人口を増やし、少子高齢化などの課題に向き合いながら多様性を認め合う地域社会づくりを進めていくことが求められています。

そこで伺います。

町がこれから考える新たな地域の絆づくり、交流・地域の活性化をどのように考えるかを

お聞きいたします。

従来からのつながりの多くは、自治会、PTA、ボランティア団体、趣味のグループなど、様々な形で行われてきました。しかし、近年移住者が増え、転入当初は周りに知人がいなく不安な状態であると思われます。そんなとき、例えば、生まれ故郷が同じ都道府県出身者による県人会などがあつたら、人との輪が広がり、地域の活性化につなげることができるのではないのでしょうか。新たな絆の形の一つとして、県人会などの取組を提案いたしますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 関議員の多様な絆づくりの形をとのご質問にお答えをいたします。

町がこれから考える新たな地域の絆づくり、交流・地域の活性化につきましては、関議員がご質問でおっしゃられたとおり、多様な価値観を認め合いながら地域や世代を超えた町民同士の関係やつながりをつくる機会を通じて地域内交流から地域の活性化につなげていくことが非常に大切であります。これがまちづくりの基本であると認識しております。第6次総合計画の基本理念をもとに、小布施に暮らす町民の皆さんが様々な交流を通じ、暮らしに豊かさを感じていただけるようまちづくりを進めてまいります。

議員ご指摘のとおり、住民の地域社会へ帰属意識の変化の上に、地域おける人と人とのつながりが薄れてきていると私も感じております。それに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や拡大による外出や各種活動の自粛要請などにより、町民運動会や自治会事業、PTA活動などほとんどできず、住民同士の交流の機会がほとんどなくなっております。議員ご提案の県人会は、今までは違うくくりでのグループづくりであり、大変おもしろい取組だとは思いますが、小さな町ですので幅広く交流する機会づくりが必要と考えております。9月会議の常任委員会でもご質問がございましたが、移住された方が交流したり、困りごとや不安を共有できるような場づくりを企画してまいりたいと思っております。

また、昨日の答弁にもお話をしましたが、町民、移住された皆様が世代を超えてまちづくりや幸せづくりを語り合える場をつくりたいと考えております。小布施町は、よそ者を受け入れる歴史、土壌があり、観光で訪れた方が何度でも来ていただける交流の町であります。小布施らしさを生かし、移住された皆様が地域に根づいた暮らしをしていただけるよう、官民一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関 悦子君） ありがとうございます。

先日、草の根サミットがありまして、反省会が1週間ぐらい前にありました。そのときに、反省会に集まった20名ぐらいの方たちを受け入れた、ホームステイを受け入れた人とか、実行委員の方、その中に町民は誰一人、町出身の人は誰一人もいらっしやらなかった。20人の、この後ろで聞いている彼女もそうですけれども、全員が町外の方だったんですね。その町外の方たちが話しているとき、私はここから来たのよ、私はここから来たのよと言ったら、もうすぐ仲よくなって、今度うちへ来て食事しようやというような話になるんですね。やっぱり交流、つながり、関係性、これがいかに大事なかなんですね。私は、空には筑波、白い雲、歌うと涙が出ますけれども、やっぱり心の風景というのは、三つ子の魂があるんですね。やっぱり町報を見て、茨城からお嫁さんが来た、茨城に行ったと見ます。ああ、この人に会いたいな、ふるさとの話がしたいな、こういうふうにもいつも思って広報を見るんですね。やっぱりそういうつながり、交流、やっぱり接点というものがあるとすごく町もにぎやかになるなと思うんですね。

それから、この間、人権フェスティバルのときに、町長もいらっしやいましたけれども、ユニセフのアンケートを見て、孤独を感じている子供、日本が第1位だと。ショッキングでしたね、I was shockingでした。そして、大人も日本だと言ったんですね。それも男性。これはよく分かります。男性が孤独を感じているのはよく分かります、お年を召した人を見ますと。あれを見たときに、ああ、こんなことではいけないなと、小布施町がそんなことにならないように、交流、関係性、本当にいろいろなことをしながらみんなと仲よくこの地で生きていけたらいいなというふうに思っていますので、とてもこの将来的な場づくりというものを楽しみにしておりますので、それをお願いして一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小林一広君） 以上で、関 悦子議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時13分

令和4年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第4号)

令和4年12月16日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 3 議案第63号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第66号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第67号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 令和4年度小布施町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第71号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第72号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第73号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第74号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更
- 日程第13 社会文教常任委員長報告
- 日程第14 議案第69号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第15 議案第70号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算
- 日程第16 政策立案任委員長報告
- 日程第17 陳情第2号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳

情書

日程第18 発委第 8号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書

日程第19 議案第75号 小布施町農業委員会委員の任命

日程第20 議会報告第12号 職場環境等調査特別委員会中間報告書

日程第21 議会報告第13号 出納検査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補佐	林信廣君
建設水道課長 補佐	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	持田宏君		

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

建設水道課長、林 信廣君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

住民税務課長補佐、原 茂君から、遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日町長から、議案第75号 小布施町農業委員会委員の任命についての提出がありましたので、報告いたします。政策立案常任委員長から、発委第8号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書が提出されましたので報告いたします。職場環境等調査特別委員長から、議会報告第12号 職場環境等調査特別委員会中間報告書が提出されましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました、日程第2、議案第62号から日程第8、議案第68号及び日程第9、議案第71号から日程第12、議案第74号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） ご苦労さまです。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第63号 小布施町議会議員及び小布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第68号 令和4年度小布施町一般会計補正予算（第6号）について、議案第71号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第72号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第73号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第74号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第62号について主な質疑として、令和5年度より適用となる職員数は。定年の変更に伴う退職金について。定年65歳になるのに伴い5年分は上乘せとなるのか。退職金の60歳と65歳でもらう場合の相違点は。61歳から給与7割となることは、職員組合との合意が得られているのか。対象者への周知、特に保育士は65歳までとなると体力的に非常に困難と考えるが、今後の周知はどうか。短時間勤務となる方の働き方の検討方針は。定年前再任用短時間勤務の運用方法は等の発言がありました。

議案第63号について主な質疑として、金額変更の背景や算出根拠、アップ率相違の理由はの発言がありました。

議案第64号について主な質疑として、現在人数を145人にするということなのか。適正人数とは何人であるか。定数の増に伴い、課係も増とするのか。現在と今後も含め、特に力を入れている事業は何か。経営的な視点についてはどうか。145人の運用基準は。専門職の採用増について必要と考えるがどうか。実質、今現在の必要としている人数は何人か。職種別には、どのような構成で考えているか。また、財政的にはどうか。職務の代替体制が必要と考えるがどうか。組織の肥大化が懸念されるが、副町長の見解は。兼務体制についての改善の考えは等の発言がありました。

議案第65号及び議案第66号についての質疑はありませんでした。

議案第67号について主な質疑として、給与の内払いはどのようなケースで生じるのか。適用を4月1日に遡る根拠は。会計年度任用職員も同様に適用となるか。パートについての検討はどうか。若年層は町での割合はどのくらいかの発言がありました。

議案第68号について主な質疑として、北斎公演チケット売上代金の内訳と北斎公演謝礼の内容は。所得割収入6,000万円の計上は、実際に所得が上がっているということであるか。新型コロナウイルス接種事業返還金の詳細内容は。道路新設改良事業の移転補償料、商店街等活性化事業の安市行事の詳細内容は。今回補正分を含め当初予算に計上がなかった理由は。経営健全化資金保証料補給金709万9,000円に伴う融資額は。賦課徴収費の詳細内容は。最低賃金に対する町の設定額と算出基準は。給与費明細書の詳細内容は等の発言がありました。

議案第71号についての質疑はありませんでした。

議案第72号について主な質疑として、一般管理費の人件費について、人数変動なしに対して大幅な減額となった要因はの発言がありました。

議案第73号についての質疑はありませんでした。

議案第74号について主な質疑として、今回の規約変更に伴う事務費や人件費の変動はどうかの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すため会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号及び議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和4年12月16日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第62号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第63号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第64号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第13、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました、日程第14、議案第69号から、日程第15、議案第70号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 中村雅代君登壇]

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月13日午前11時35分から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第69号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第70号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第69号についての質疑は、電算事務委託料は町職員での対応が可能ではないか。町におけるマイナンバーカードの現状はどうかの発言がありました。

議案第70号についての質疑の主なものとして、介護予防福祉用具購入費の内訳はの発言が

ありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第69号及び議案第70号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和4年12月16日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情第2号）

○議長（小林一広君） 日程第16、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第17、陳情第2号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小渕政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小渕 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月12日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議に付託された陳情第2号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情書であり、陳情人に出席を求め、慎重に審査をいたしました。

陳情第2号についての質疑の主なものとして、医療崩壊の実体について。低賃金の現状について。労働時間の上限規制など財政的支援の具体的な内容や根拠について。毎年の陳情や請願におけるその後の変化点は。離職率が高くなっているが、職員維持に関する状況は。労連等の組合員数の現状は。医療費負担増に伴う現場労働者との議論の有無について。介護職員の賃金を上げる方法について。労働基準監督署からの指導の有無についてなどの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、陳情人から詳細な説明がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行いました。討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全員挙手で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和4年12月16日、政策立案常任委員長、小渕 晃。

○議長（小林一広君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

日程第18、発委第8号 安全・安心の医療介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第8号、令和4年12月16日。小布施町議会議長、小林一広様。

政策立案常任委員長、小淵 晃。

安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提案します。
提案理由。新型コロナウイルス感染の拡大により、医療崩壊や介護崩壊が現実となった。これは、医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因であり、状況を解消するために、賃金収入、ケア労働者の処遇改善、長時間夜勤、労働時間規制を含めた実効ある対策が喫緊に必要である。また毎年のように発生している自然災害時や感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保や対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など、機能強化を強く国に求めて意見書を提出する。

以上。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、採決

○議長（小林一広君） 日程第19、議案第75号 小布施町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（小林一広君） 全員起立であります。

よって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎職場環境等調査特別委員会中間報告

○議長（小林一広君） 日程第20、議会報告第12号 職場環境等調査特別委員会中間報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、特別委員長から報告を求めます。

中村特別委員長。

〔職場環境等調査特別委員長 中村雅代君登壇〕

○職場環境等調査特別委員長（中村雅代君） 職場環境等調査特別委員会における中間報告書。

職場環境等調査特別委員会へ付託されました審査案件について、小布施町議会会議規則第47条の規定に基づき、中間報告をします。

初めに、本特別委員会は、令和4年6月会議において設置され、この2年間の町職員の現職で亡くなられた複数の事案を重く受け止め、職員の労働状況等を把握し、働きやすい職場環境の改善につなげることを目的に職場環境の実態を調査、検証を進めてまいりました。

以下、内容と経過について中間報告します。

特別委員会の検討内容と経過について報告します。

開催状況については、令和4年7月以降、18回開催してきました。

調査の概要でございますが、3グループに分かれて、現職で亡くなられた職員の方の勤務実態とその背景等に関する事、組織編制と人事異動に関する事について、職員アンケート調査を実施いたしました。全職員358名に配付し、うち185名から回答があり、回収率は51.7%でした。

時間外勤務削減等に向けた業務改善等の提言に関する事については、町総務課に資料提出を求め、提出された資料を基に調査、検証を行いました。なお、提出されました資料は次のとおりです。

一つ、過去5年間の常勤及び常勤以外の職員数の推移に関する資料。

一つ、過去5年間の常勤職員の時間外勤務実績に関する資料。

一つ、過去5年間の現職亡くなられた職員の時間外勤務状況に関する資料。

一つ、過去5年間の長期療養休暇の状況に関する資料。

一つ、令和2年度会計年度任用職員制度移行時の人員配置及び削減等の見直しに関する資料。

一つ、過去5年間の年次有給休暇の取得状況に関する資料。

一つ、年度別人事異動方針に関する資料。

一つ、特別職の職務専念義務免除規程に関する資料。

続いて、現在の調査等の進捗状況について報告します。

職員アンケート調査結果の集計が取りまとめを完了いたしまして、分析、検証を進めてきています。また、町から提出のあった資料に基づき、職員数や時間外勤務、休暇取得状況等の現状について検証を進めてきています。特に町組織における組織運営等の課題等について、論点整理を行っているところであります。

今後の取組等についてです。

引き続き、アンケート調査結果を基に必要な応じ関係者への聞き取り調査、分析を行い、職場環境改善の提言に向け取り組んでまいります。また、委員会として再発防止に向けての具体的な方針等の検討を進め、良好な職場環境づくりに努めていけるよう提言してまいります。

終わりに、各グループの調査実施に当たり町担当課におかれましては、通常業務で多忙な中、関係資料の提供等について協力をいただき、感謝の意を表するものであります。また、アンケート調査実施におきましては、町職員の皆様に対して厳しく、回答しづらい設問が多くございましたが、ご理解をいただき、大変お忙しい中にもかかわらずご対応いただきまし

たことに感謝を申し上げ、なお引き続き調査にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、職場環境等調査特別委員会の中間報告といたします。令和4年12月16日、職場環境等調査特別委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で、職場環境等調査特別委員長報告が終わりました。

◎出納検査の報告

○議長（小林一広君） 日程第21、議会報告第13号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終了しました。

続いて監査委員から報告を求めます。

持田代表監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、例月の出納検査の結果に関する報告をいたします。

まず検査の概要ですが、検査の対象として、令和4年8月分、9月分、10月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況を検査の対象としました。一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金、一時借入金等です。

続きまして、検査の実施日ですが、令和4年9月28日、令和4年10月28日、令和4年11月30日。実施した検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等の照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果です。令和4年8月31日現在、9月30日現在及び10月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないもの認められました。

令和4年12月16日、小布施町監査委員、持田 宏、渡辺建次。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

12月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって12月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○市長（桜井昌季君） 令和4年12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会12月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出の農業委員の人事案件等も含め、いずれも原案のとおり議決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今年も残すところ半月余りとなりました。12月25日に、防犯指導員の皆様のご協力の下、年末町内一斉防犯パトロールを実施いたします。須坂警察署によりますと、冬場は日照時間が短く泥棒が物陰に隠れやすい時期であり、年末年始は留守を狙った空き巣被害が増加する傾向があるとのこと。パトロールでは、防犯指導員が各家庭を直接訪問し、防犯診断カードをお渡しして、戸締り、車両のロックなどの状況について注意喚起を行い、町全体の防犯意識の向上に努めてまいります。

12月26日から30日までの間は消防団による恒例の年末夜警が実施されます。今年は消防団の負担軽減のため中日の28日を休暇とし、巡回時間も午後11時までに短縮して実施いたします。

令和4年の須高管内の火災件数、死傷者は減少傾向で、小布施町においても火災件数、死傷者ともに減少傾向にあります。冬場に入り、県内では高齢者がお住まいの住居の火災による死亡事故も発生をしております。各ご家庭や農家の皆様には火の元の管理徹底をお願いし、町民の皆さんが安全で安心してよいお年をお迎えできますことを祈念するものです。

ふるさと納税につきましては、11月末現在で、昨年同時期より約5,000万円増の6億7,000万円ほどのご寄付をいただいております。引き続き寄付を通じて小布施町を応援いただけるよう、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

11月より販売していますみんなでおぶせ応援券ですが、利用期間が令和5年1月31日までとなっております。12月12日時点での利用率は61%ほどでございます。利用期限までに商品券をご利用いただくよう、広報等に努めてまいります。

新年の風物詩、小布施の安市が、1月14日土曜日と15日日曜日の2日間、皇大神社境内を中心に開催をされます。今年度も稚児行列と宝船は中止とのことですが、新型コロナウイルスの感染対策を取りながら、行者による火渡りの神事やお練りなどをは開催されるということです。また、屋台、福だるまや縁起物の販売、だるまのおたき上げは例年どおり行われますので、感染症対策を万全にしてお越しくください。

高井鴻山記念館では、本日から冬季展、北斎を招いた高井鴻山と師の格調高き遺墨の世界を開催します。今回の展示は、鴻山の書を中心に所蔵の山水、妖怪画などで、墨で描かれた作品を展示します。冬季展の開催期間中には、1月31日まで歩廊にて、高井鴻山書道コンクール大会の入選作品も展示をいたしますので、併せてご覧ください。なお、町内にお住みの65歳以上の方は無料で入館できますので、大勢の皆さんにお越しいただければと思っております。

年明け1月8日日曜日には、二十歳を祝う集いを開催をします。令和4年4月1日から、民法の規定による成人の年齢が18歳に引き下げられました。これを受け、町では今まで行ってきた成人式について、対象者をこれまでどおり式を開催する年度に二十歳を迎える人とし、名称を二十歳を祝う集いに変更し開催することとしております。今年度の対象となる皆さんは98名で、現在59名の皆さんが出席を予定しております。当日は議員の皆さんにも来賓として出席を願いますので、よろしくお願いたします。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいり所存であります。

大変寒い日が続いております。議員各位におかれましても、健康にご留意され、ご健勝で活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展と令和5年がよき年となりますよう祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて12月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月16日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 関 良 幸

署 名 議 員 竹 内 淳 子